

【二八】大原、島津東下延期の事情

京都治安維持の難

抑も何故に朝廷では、一度大原重徳に勅使を命じ、島津久光に隨行を命じつゝ、其の出發を延期せしめたる乎。老中久世廣周が、上洛するからといふが、其の理由であるが、更らに奥に他の事情が存するからだ。それは久世の上京と同時に、京都の治安維持が覺束ないとの掛念からであつた。その事情は、久我建通が、五月七日附にて、中山忠能に與へたる書翰が、能く此れを語りてゐる。

（上略）老中上京候へば、御使は御止めの方と存候間、今日鶴卿（大原重徳）之處言上は、先見合せ可申候。矢張申上候方宜候はゞ、可示給候。愚按には老中上京にて應對候ても、一存之返答無之と存候。何れ伺候上とか何とか可申は必定候。左候はゞ、何分早々歸洛にて可決答と被申答候て、大和（久世聞老）歸洛（京都より江戸へ歸る意味）之後につゞきて、鶴卿に（大原）島印（島津久光）付添、東武へ被使、先方にて、返事被開候ては如何哉。

勅命行違ひの恐れ

此の如く久世は上京しても、とても速答は出来まいから、久世を至急江戸に還らしめ、其跡から大原島津を東下せしむる方然る可しとの意味だ。

或は御使は矢張和宮へ御書にても被遣候儀にこしらへ、東武へも一使被差立、残りし老中へ談合爲致、大和歸洛を被相待候はゞ、殿中之論と、大和言上と相違も難計哉とも存候。併右は即案故、可否は難辨候。

此れは久世上京に頓著なく、御使を差立られたらんには如何との意見、けれども江戸にて残りし老中共が、勅使より承るところと、京都にて久世が朝廷より承る所と、齟齬を來たす虞はなきやとのこと。

或は上京之上、富研（岩倉具視）と鶴（大原重徳）と、兩人かわるかわるに被内談候上にて、表向朝廷へ被召候て、被申聞候はゞ如何哉。

此れは久世著京の上は、先づ岩倉、大原をして内談せしめ、而して後朝廷へ召さる可きやとの意味。

右三个條之邊、御勘合にも哉とむざと乍越權申入候。

主上彦根  
通幸の密  
計

それを防  
ぐの策

安危の境

以上何れも大したる意見ではないが、然も彼の主旨は、却て以下にある。

扱又昨日伺候雲州(松江藩主松平出羽守)彦(彦根藩主井伊掃部頭)等上京之よし、  
是は昨夜來相考候處、玉(主上)を奉執之浪士計策をさぐり知候て、非常に備へ  
申候譯哉とも、或は彼に先立て東武之面々より早く玉(主上)を彦城(彦根城)に  
幽閉致候謀略は明白哉とも存候間、左相成ては甚六かしく存候間、薩長も其  
邊は定て心得居候儀ながら、御膝元近邊に、兩國の人数潜伏爲致置候はねば、  
卒然急に相成候時は、頓と無爲方次第に可相成哉と被存候間、あらかじめ其  
用意は、於此方も致置ねば不相成哉と存候間、御助才無之候へ共、深く其邊御  
勘考置可給候、正三(正親町三條實愛)へも、御咄被遊可給候。

乃ち此の主上を幕府から彦根に遷し參らする虞れあるから、其の危険に備ふ  
る爲めには、薩長の兵力を必須とする。されば此際島津久光の東下は、彌よ以て  
然る可からずとの結論となる譯合だ。

餘り深入過候説と可被思召候へ共、實に安危之境は、老中上京之時に可有之

と被察候間、内々任心配申入置候、御前之砌に、小子之説、御心得迄に御申上置  
可給候、玉(主上)御主意彦城へ被爲成候思召なれば無力候へ共、幸薩長之誠忠  
も有之處故、此御場所、然と御決定ならではあぶなき物と被存候、(下略)

五月七日

桃

固 君

朝廷憂慮  
の次第

桃とは桃源即ち久我建通、固とは子固、即ち中山忠能である。素より大原重徳に  
は、五月十一日附にて、東下の勅使を命せられたれば、此事丈けは確定したるも、  
其の出發の延期の事情は、上記によりて説明し得らる可きものと信せらるゝ。  
當時の朝廷では、尙未だ井伊や、間部の安政五年、六年にかけて兇焰の餘威が残  
りて、その爲めに餘計の心配があつたものと察せらるゝ。されば大原、島津の東  
下は、朝廷に於ても、餘程重大の事として、取扱はれたるは勿論であつた。

【二九】大原、島津の東下促進運動

大原亦東行を急ぐ

東下を急いだのは、大原隨行の島津久光ばかりでなく、勅使たる大原自身も、亦た同様であつた。彼が五月十八日附にて中山忠能に與へたる書翰に曰く、

(上略)只今堀次郎來り咄し承候に、老中(久世廣周)十九日發足、六月四日上京之趣申候。右に付ては御延引も可被爲在哉之御様子承候。三郎(島津久光)は如何可申上哉に候へ共、於重徳は、一端被仰出候勅使之御事に候へば、御延引は存も不寄、廿二日三郎發足、小子同日と相心得候へ共、可相成は一日も早く發足仕度存候。段々幕吏に先んせられ、何歟おくれをとり候て、朝威も薄く相成候様に存候。御延引など存もよらぬ御事、今日迄のび候も、こわくなつた様などとわる口申候由に候。一日も早く發足仕度存候。

五月十八日(文久二年)

重徳

中山大納言殿

如何にも元氣凛々たる文字だ、尙ほその翌十九日にも亦た左の一書を發してゐる。

利延の不

(上略)抑所勞快復に付、發足之儀申上候處、猶追て可被仰出之旨、被仰渡拜承仕候。然る處段々相考候へば、いつ迄御延日被爲在候御儀とも不奉伺申上候も深以恐入存候へ共、廿二日より後に相成候ては、實以朝威も被爲衰候御姿にて、歎敷奉存候。何卒何卒廿二日發足被仰出候様相願度存候。(中略)

尤和州上京候共、御用之筋は、最早御使被仰達候間、可被仰下筋は、不被爲在旨、被仰聞候は、一言可申上筋は無之と奉存候。仍早々言上仕候。

如何にも痛快の文書だ、之を前掲の久我建通(參照二八)のそれに比すれば、實に善き對照である。尙ほ這般の消息を知る資料として、五月十九日附にて、岩倉具視より、中山忠能に與へたる書翰がある。

今日被命候一件、早速堀次郎來會、段々申聞候處、誠に以不存寄趣にて、勅使御

期延を肯せず

延引、島津發足御差留杯案外千萬之事、乍御沙汰三郎へ對し、堀より口出しも不相成程之事と不伏怨顔、なかなか對談と申迄にも至兼候。

岩倉が中山からの依頼——實は主上の思召を含んで——にて、島津久光の懐刀の一人たる堀を招き、云々の旨申諭したる處、堀に於ては、案外至極、とても受け付く可き様は無かつたとの事。

右所にて無之、勅使へ被仰下、道中にて和州御出會可被召留儀頻に願上候心得之由、定て不承知可申立、其節は違勅之始に付、速に兵勢を以取し、關東へ連下り候、決而仕損じ仕間敷候、其手段は、个様个様杯、種々申居候次第にて、愚力杯之可及所にて無之、閉口之外無之候。

流石の岩倉さへ閉口した程であれば、亦た以て如何に薩摩武士共の意氣込猛烈であつたか、判知る。

又申口には尤之事共、今日始て内話申居候、右に付つまり申談置候處、勅使は兼て之通可被立哉と存候由。

岩倉出會  
談要領

和州(久世聞老)は上京御受に相成一通り可被仰下哉と存候由、勅使和州道中出會にて、双方不知體にて行違可然哉と存候由。

右小子申入、委細は明日御評決、返事可申入、小子承候處にては、个様にも存候由、申入置候、段々密計之次第は、拜上可申上候。

以上岩倉と堀との間に於ける、相談の要點だ、彼等は先づ此邊のところにて、其の妥協點を見出したるものであらう。

勅使道中行合應對之筋は、萬々危殆に存候、又堀如何様御沙汰にても致方無之、勅使は被止候ても、三郎には廿二日必發足之旨、頻に申居候、个様申上候へば、御心配相懸候へ共、言上之筋御用ひ相成候へば、不遠必御安心可成上、無禮之様には候へ共、大忠誠之心得と申居候。

此れは堀の申分だ、如何にも思ひ切りたる口吻だ。

何分小子連も連も難申解候、此段申上候、堀歸り候處へ、子和(千種有文)入來にて、藤多(酒井所司代公用人藤田權兵衛)面會之處、是もむつかしく御差留杯は不

久光獨り  
東下の覺悟

朝廷板挟  
みの當惑

存寄、上京にて御相手に不被成杯、存外之次第と、色々難問之様子に候。此れは千種が藤田へ面會して、同人より聽取したる話だ。御差留とは久世の上京を差し留めらるゝ件を云ふ。何れにしても朝廷では、酒井所司代側と、島津側との板挟みの姿となつたことが分明だ。

右明朝參上可申上候得共、定て御心配と荒々言上候。和朝臣(千種)へ堀密事は少しも不申入事にて候。此段御心得希上候。

五月十九日

富

研(岩倉)

固 大 賢 君(中山)

此の如く大原の決心も強く、特に島津側では假令大原が延期となるも、島津丈は豫定の通り二十二日には、東下の途に就くとの決心なれば、最早此上は勅使延期の詮無きことゝなつた。されば朝廷にても評議の上、遂ひに久世の上洛を待たず、勅使を東行せしむることゝなつた。

### 第七章 勅使の使命

#### III 三事諮問案

勅使使命  
御諮問

大原、島津等の運動は效を奏し、愈よ豫定通り出發のことゝなつた。その顛末は別に記することゝして、所謂彼等の使命に就て、少しく語らねばならぬ。主上には勅使下向に就ては、勅諭の大綱をば、中山忠能、正親町三條實愛、岩倉具視の三人に命じて、諮問あらせ玉うた。此に於て岩倉は先づ三箇條を筆録して、之を中山、正親町三條の兩人に示した。

岩倉答申

一に曰く、將軍上洛し、國是を議定す。二に曰く、島津、毛利、山内、伊達、前田の五氏を幕政に參預せしめ、之を五大老と稱す。三に曰く、一橋刑部卿を將軍後見人に、越前前中將(松平慶永)を大老と爲す。其の第一は長藩桂小五郎(木戸孝允)が、具視及び大原重徳に説くところ、毛利氏が幕府に獻言したる要旨の重なるもの。第二

は具視の自説、第三は島津久光が、内奏中の一項だ。中山、正親町三條、兩人何れも之に賛同した。仍りて岩倉は伏原宣明をして、其文を起艸せしめ、之を奏上した。五月十一日主上は九條關白に勅し、此の勅諭案を廷臣に下し、此を議せしめ玉うた。

詰問勅諭

朕惟うに方今の時勢、夷戎猖獗を恣にし、幕吏錯置を失ふ。天下騷然、萬民塗炭に墜ちんと欲す。朕深く之を憂ふ。仰いで祖宗に恥ぢ、俯して蒼生に愧づ。而して幕吏奏して曰く、近來國民協和せず、是を以て膺懲の師を擧ぐる。こと能はず。願くは皇妹を大樹將軍に降し、則ち公武一和、而して天下力を戮せ、以て夷戎を掃攘せんと。故に其の請ふ所を許す焉。而して幕吏連署して曰く、十年内必らず夷戎を攘はんと。朕甚だ之を喜び、誠を抽んで神に祈り、以て其の成功を待つ。

以上は幕府からの要請と保障。

大事奏上の事

昨臘和宮の關東に入る也。千種少將、岩倉少將をして、天下大赦の事を諭さし

む。且つ告げて曰く、國政舊に仍り、大概關東に委ぬ。外夷の事の如きに至りては、即ち我國の一大重事也。其の國體に係る者は、威な朕に問うて、而して後議を定め、或は二三外藩臣をして、夷戎の處置を預かり聞かしめんと。

以上は主上の思召。

列藩有志建議

幕吏對て曰く、宸意事甚だ重大、遽かに奉行し難し、暫らく猶豫を請ふと。既にして頃日、列藩謀議を獻ずる者有り、薩長二藩の如き、殊に親しく來りて事を奏す。且つ山陽、南海、西國の忠士、既に蜂起し、密かに奏して曰く、幕吏奸徒日に多く、正義地に委す。而して王家を蔑ろにし、夷戎に睦しくす。物貨濫出、國用乏耗、萬民困弊の極、殆んど夷戎の管轄を受くるに至る。日ならずして知る可き也矣。冀くは旌旗を擧げ、鸞輿を函嶺に奉じ、幕府の奸吏を誅せんと。或は曰く、太平浸潤遊惰の弊を除かんが爲めに、京師の姦徒を誅せんと。又た曰く、幕府を顧みず、攘夷の令を五畿七道の諸藩に下さんと。

以上は有志の徒の意見。

即今の情勢

其の衆議の如き、畢く忠誠憂國の至情に出づと雖も、事甚だ激烈、薩長の輩を喻して鎮壓せしむ。其他幕老吏久世大和守を召し、往復日を歴、未だ唯諾を告げず、而して先づ昨臘諭す所の大赦を行ふ。夫れ大樹猶ほ弱、何の失か之れ有らむ。但だ幕吏因循安を偷み、撫馭術を失ふ。是の如くんば、即ち國家の傾覆立ちにして待つ可き也。朕日に憂懼す焉。所謂る一日の安を偷み、百年の患を忘る、聖賢の遺訓鑑む可し矣。

以上は即今の情勢に就ての事。

勅命三事の案

當さに内は文徳を修め、外は武衛を備へ、斷然攘夷の功を建つべし。是に於て衆議を斟酌して、中道を執り守り、徳川をして祖先の功業を興し、天下の綱紀を張らしめんと欲し、因りて三事を策す。其一に曰く、大樹をして大小名を率ひて上洛し、國家を治め、夷戎を攘ふことを議せしめ、上は祖神の震怒を慰め、下は義臣の歸嚮に従ひ、萬民和育の基を啓らき、天下を泰山の安きに比せしめんと欲す。其二に曰く、豊太閤の故典に依り、沿海の大藩五國をして、五大老

と稱せしめ、國政を咨決し、夷戎を防禦するの處置を爲す。則ち環海の武備、堅固確然、必ず攘夷の功あらむ。其三に曰く、一橋刑部卿をして大樹を援け、越前前中將を大老職に任じ、幕府内外の政を輔佐せしめば、當さに左衽の辱を受けざるべし。此れ萬人の望、恐らくは違はざらん。朕が意此の三事を決し、是を以て使を關東に下す。蓋し幕府をして三事中の一を撰び、以て行はしめんと欲する也。是を以て周く群臣に詢ふ。群臣忌憚する所無く、各心丹を啓沃し、宜しく讜言を奏すべし〔原漢文〕。

此の諮詢案に就ては、何人も固より違論のある可き筈がない。

### 〔三二〕 勅問に對する奉答

公家達名奉答

前記の御諮詢案に就ては、固より彼是と異存を申し陳ふる譯もない、即ち左記

の面々は、何れも連名にて、左の如き意見を開陳した。

今度關東勅使被指下、幕政改正之儀、叡斷之三策被仰下候に付ては、於幕府叡慮徹底奉行之節は、夷戎膺懲之師可擧と存候。

此れは徳川が勅命を奉じたる場合のことだ。

幕府勅命  
不承の場合

萬々一御請不申上候共、再應徳川家長久を被思召候厚腆之叡慮被仰下、其戻勅諭、暴政相發候節は、朝廷之御威光不被爲振而已ならず、列藩不伏、速に發兵端候得ば、天下二分之勢相歟（按ずるに相歟は顯然の誤寫手）、左候節は、朝廷安危、何共難申上、恐入候儀奉存候。

此れは若し幕府が勅命を奉せざる場合は、天下二分の形勢となるを云ふ。

叡慮不動  
要望

尤御結局の叡慮は奉恐察候得共、至其期萬々一被動聖慮候ては、皇威不被爲立、列藩勤王之忠魂も廢絶し、皇國彌犬羊蹂躪之衢と可相成儀は、必然候間、叡慮斷然不被動候は、舉國一致、攘夷之成功可有之存候。

此れはさる場合にも、叡慮は斷然として、動き玉はざることを希望してゐる。明

治から大正、昭和にかけ屢ば使用せらるゝ、舉國一致の字は、始めて此處に出で來つた。

前件之儀申出候も多罪候得共、皇國重事不堪默止、宸慮御決意之處、乍恐奉伺度言上仕候事。

五月十五日

季	知	(三條西)
實	則	(徳大寺)
有	容	(六條)
教	忠	(藤波)
信	堅	(西洞院)
行	光	(石井)
通	久	(久我)
公	誠	(阿野)



隆	博	實	通	敬	通	具	有	實	公	基	通	實
訶	房	梁	治	直	禧	視	文	美	述	敬	善	在
(四條)	(萬里小路)	(橋本)	(梅溪)	(富小路)	(東久世)	(岩倉)	(千種)	(三條)	(川鱒)	(東園)	(梅溪)	(滋野井)

資	賴	宣
生	德	嘉
(勘解由小路)	(錦小路)	(澤)

以上の連名にて、此の書付を、議奏飛鳥井中納言に面會手交した。飛鳥井は之を披露す可き旨を答へた。而して別に左の一紙を議奏まで差出した。

御前會議  
開催要望

叡慮英俊とは兼て同居候得共、深宮に而已被爲、在候ては、時勢洩、叡聞候儀も可有之、何卒出御にて、群臣有志の輩、被近召、衆議被達、叡聞候はゞ、實以難有次第に存候事。

五月十五日

連名 同前

此の如く朝紳の面々は、進んで御前會議の御開催を希求した。此れにて彼等の意氣込が察せらるゝ。

勅答を賜  
はる

而して翌五月十六日には、議奏中山忠能、正親町三條實愛、飛鳥井雅典、野宮定功、久世通熙の五人は、三條西季知、藤波教忠、阿野公誠等に對して、左の勅答を授け

られた。

天皇幕府  
に異心な

今度關東へ申出候儀に付、萬一不承知之節は、如何取計候哉、且形勢により、朕所存決極聞度由。右は唯今事々敷申述には不及事と存候。其仔細は此度申出候三个條〔參照 三〇〕、少も大樹家へ對し、異心个間敷儀は一切無之積に候。只皇國一和致し、萬民一同一心に相成、相俱に攘夷之一事に決候様に致度存念にて、三个條共、其元は一に候。一事を以て申出候ては、關東差支も有之候ては不宜故、三に致し申遣候譯にて、聊も徳川を外に致し候所存は毛頭も無之に付、右之内承引迄は、何遍も押返し申遣候積に候。夫故自關東異心を起し、暴なる振舞可致道理は一切無之間、於朕少も右等之邊に不懸念候。關東と一に成て、蠻夷を拒絶之積に候、於諸臣も右様之異論を相止め、唯萬人一同心に和候様、十分可精勤候。

止しを得  
ざる場合

但本文之通、於朕聊も無異存候儀を、萬々一於關東取違、彼是意外之異論を起し、自彼方無法之暴亂を行候節は、無據關東と隔絶いたし候より外無之

譯にて、其時こそ決心勿論に候、併吳々も右様之儀に可成行道理は一切無之間、必々不及異論萬事安心にて、少にても爲國是可勵誠忠事。

如何にも事情を盡したる勅答だ。此れには朝紳の面々も、固より異論を挿む可き様はあるまじ。

勅使東下に就き宮中御祈り

五月十四日。此度異國の事に付、大原三位殿關東へ勅使に遣はされ候に付、何も何も思しめしの御とをり立させられ、御いかふの御薄く成せられぬ様、公武御一和にて天下一同おだやかに候て、人々きふく致、世上おだやかに候に、今日より内侍所へ一七か日の御祈禱仰付られ、御すゝ參る。御くま(供米)參る。大原左衛門督殿どふぞくする。勤られ候様に、別段御すゝ上られ候。御初穂、白かれ一枚參る。御くま參る。御拜あらせられ候て、御跡大原殿へ御小座敷にて御手づから給ふ。

〔長橋局記〕

【三二】 大原勅使へ授けられたる訓令 (一)

勅使東下  
決定

種々の物論や、面倒を排し、愈よ豫定の通り、五月二十二日大原左衛門督重徳は、島津久光を伴ひ、東下の途に就くことゝなつた。而して朝廷に於ては、大原當人は勿論、其の隨行の島津久光及び在江戸の毛利慶親に向つて、それ〴〵其の使命に關して、御沙汰書を賜はつた。先づ大原重徳への御沙汰書に就て掲げんに、そは全部で四通であつた。

大原への  
御沙汰

勅使へ被下四枚之内一

五月廿日大原へ渡寫總箇條書

- 一 勅使へ御沙汰之事。
- 一 聖策三箇條一紙之事。
- 一 同上に付演說書一紙之事。
- 一 田安、越前等之儀、關東より言上に付、御模様變に相成、御三策中後見大老

職之儀輔弼並大老職或政事總裁職たるべくか、猶又右等之事御受之上は、越前上洛、御沙汰一紙之事。

一 右御三策は、其儘被指出、初め叡慮は如此候得共、越前(松平慶永)儀、御用向爲、談折々登城之儀被申付候上は、三事中御結策可被行歟。殊徳川家柱石之家柄、且人望之儀、猶又第一事、第二事等は、爲幕府却て彼是難問之筋にも可至哉。言上之向も有之、旁以一橋、越前等、登用之儀、主張可申談之事。

當時松平慶永は、既に幕府に於ても、時々登城、幕政に參與す可しとの旨を達し、その事を實行しつゝ、あつたれば、その爲め斯く尋摺の言を用ひられたるものであらう。第一は將軍上洛、第二は五大老設置の件だ。

柔言丁寧  
の要

一 今度御使御趣意吳々被仰含候通り、實以公武御合體を基本とせられ、皇國御持こたへ可有深重叡慮に付、御實情之通、精々柔言、丁寧を盡し申談、偏に厚腆の思召徹底、幕役にも眞以拜承之處置、專務之事。

此れは大原が幕府に對する態度に就て、特に注意を與へられたるもの。大原は

元來剛直不屈の硬漢として知られたる者なれば、別して斯く懇切に申し含められたるものであらう。

異變發起を慎むべき事

一 薩長兩家へ今度叡慮之旨、於關東御受有之候様、可致周旋、別紙四通（追て攝義）を以、兩度に被仰下候儀、尤紙表之通、公武御合體、國內一致、攘夷之御趣意に候得共、周旋對談之始末にて、萬一行違等出來、武道之意地より、異變之筋起發候様之儀有之候ては、實以不被爲在叡慮候儀に付、右等相心得、雙方之時宜、急度思慮可相計候事。

此れは薩長對幕府に付ての、萬一衝突、悶著の起らぬ様にと、特に注意を與へられたるもの。

久世上京に就ての注意

一 今度勅使下向、大和守（老中久世廣周）上京等之事、一事兩端にわたり、如何可有之、御心痛被爲在候得共、不被爲得止次第は、承知之通候。右に付於關東、執政第一上京にて、直に叡慮伺中之儀に付、速に勅答相成兼候旨、強て申立候節は、時宜見合深心得可有之儀と、思召候事。

此の一條は、久世上京中止の爲めに、其の必要を見るに及ばなかつた。固より久世の上京中止は、朝廷よりの思召でなく、向側よりの自發的都合として。

一 大和守上京之上、勅使へ被仰下候同様、一通り被仰下、早々可有歸府御沙汰候。但し如何體之往復に相成候共、兼て御沙汰之趣は、聊不被爲勅候得共、若大同小異、聊之儀にても、模様變り有之候節は、其旨速に以早脚、可被仰下候事。此れも無用に歸した。

久世行合の注意

一 於道中和州（久世）上京行違之砌、取合無之、無事通行可致候事。此れも同様。

獨斷專行を禁ず

一 於關東被仰下候儀、御受之節は、尤異儀無之候得共、無據筋等申立、叡慮之旨、御請之容にても、品變りに相成候節、或は對話之始末により、決答致し難き儀共有之候節は、其旨速に家司或は重役の者を以て言上、思召可被伺候事。此の一項を遵守せず、大原が獨斷專決にて、勅文を改刪したる一事が、他日彼が罪を得たる理由となつた。固より彼が一身に全責任を取りたることは、彼とし

ては寧ろ見上げたる決心でありとは云へ。  
以上は其の第一紙である。之を以て見ても、如何に大原に向つて、丁寧、詳悉、周匝に、其の訓令が授けられたるか、判知る。而して此の授訓者の黒幕には、岩倉具視の如き人物が存したることは、推測する迄もあるまゝ。

【三】 大原勅使へ授けられたる訓令 (二)

授訓第二紙 第二紙は左の如し。

勅使へ被下四枚之内二

五月廿日勅使へ被渡一紙演舌書(老中所望用意)

先年以來外夷一條、往々叢慮に不被爲叶、御憂苦のみ被爲在候處、昨冬(文久元年十月—十一月)和宮御下向も有之、御一和にて、十年内には、必可有掃攘御請

も有之、先被安聖慮候。

此は是迄の成行。

折柄松平大膳大夫、公武之御爲致、周旋候處、浪士共及蜂起、不容易次第に候間、島津三郎取鎮候得共、既天下擾亂にも可及形勢にて、深被惱叢慮候。

此れは現狀に就てのこと。

尤自他言上之筋に、御拘泥之儀には無之候得共、唯々國難之増長を歎思召候、無國難ば即天下之幸、天下之幸は即徳川家之幸と、深被回聖慮、別紙之通、被仰出候間、速に奉行可有之候事。

此れは大原勅使が、幕府老中共に對して、其の所謂る三個條を申達する際の演舌書だ。

授訓第三紙

勅使へ被下四枚之内三

五月廿日大原渡三箇條御書取寫

第一

第七章 三三 大原勅使へ授けられたる訓令 (二)

大樹公早く諸大名を率ゐ、上洛あつて、朝廷において、相共に國家の治平を計議し、萬人の疑を散せしめ、皇國一和の正氣となし、速に蠻夷の患難を攘ひ、上は祖宗の神慮を慰め、下は義臣の歸嚮に従ひ、萬民を化育し、天下を泰山の安に比せられ度事。

此の第一個條が、幕府に取りては尤も頭痛の種子であつた。此れは先づ毛利氏から、江戸に於て幕府に獻白したるもの、而してその趣旨を、長藩の桂小五郎が、京都方面に入説し、それからして廷議となりて、斯く天降りしたるものと察せらる。固より斯る思想は、當時に於ては、必らずしも長藩のみが専有す可きものでなかつたことは、言ふ迄もない。

第二

豊臣の故事により、沿海五箇國の大藩(薩、長、土、仙臺、加賀)を以て、五大老とし、國政を咨決せしめ、夷戎を防禦するの處置を爲さば、環海の武備堅固、確然として、必夷戎を掃攘するの功あらんと思召候事。

此れは實際問題として、尤も迂遠なれども、當時の京都に於ける岩倉等の意見に基きたるものと察せらるゝ。

第三

一橋刑部卿を後見とし、越前前中將を大老として、幕府を扶け、政事を計らしめば、戎虜の慢を受ずして、衆人の望に協ふべくと思召候事。

此れは當時の輿論であつた。要するに一橋を將軍とし、越前を大老とするが、安政戊午に於ける所謂正議派の運動の標的であつた。それよりして幾許の悲劇慘劇を経て、遂ひに此處まで漕ぎ附けた。

勅使へ被下四枚之内四

大原へ五月廿日渡寫

一橋刑部卿、越前前中將等之儀御箇條書之通、被仰出候處、去十五日(文久二年五月)大樹年頃に付、田安大納言(慶親)後見願之通差許、越前前中將國政可關係被申付候由言上有之、就ては後見之儀、強ては被仰出兼候得共、何分内外不容

易形勢に候間、深被遊御案痛、以一橋被登用候方可然思召候、但名目之處、可爲輔弼歟。

此れは田安慶頼の後見を免じて、直ちに又た一橋慶喜を後見に任ずるは、如何かと思はるゝも、叡慮に於せられては、内外の形勢容易ならざるを思召され、斯く仰せ出されたとのこと、されば其の名義は必ずしも後見でなくとも、輔弼と稱しても然る可しとのこと。

慶永役名の事

且越前大老職之事、爲家門之間、流例之邊にては、可指支候得共、先件非常之所置を以、可被申付思召候、但是以差支候はゞ、政事總裁職と稱候ても、可然思食候。

但越前前中將儀、思召之通相成候上は、方今内外危迫之時節に付、今年秋中上京有之、國是之議論被聞食度候。

乃ち松平慶永も、家門の位地にあれば、譜代大名の中より定例として任せらるる大老職としては、如何との説あらば、其の名義は政事總裁職にても然る可し

とのこと、而してその上は、今年秋中には上京せよとのこと、以上が則ち勅使大原重徳へ賜はりたる訓令である。

### 【三四】 大原重徳の伺書及び指令

大原伺書 大原重徳は、四通の訓令書（参照 三二、三三）を受領すると同時に、五月廿一日附にて、更らに左の如き伺書を奉呈し、豫じめ其の指令を議奏に仰いだ。

一 一橋刑部卿並越前前中將等之事、被仰下候に付、兩人共御請に相成候はば、其分にて御請之儀言上、歸京の當之處に候得共、二个月三个月計、江戸滞在候て、人氣之様子並政事取行方等見分に及時論を相添言上仕度存候、其邊至極之都合に候はゞ、歸京可致候得共、何分是迄幕府之所置を以相考候得ば、不都合も尤之様に申來候も難計候、然に勅使滞在看届居、脚便等も候得ば、自由

にも相成間敷候と存候間、滞在仕、政事可致見聞と存候。尤言上之儀、篤と御評議被爲、在可被仰出候様にと奉存候事。

此れは江戸に當分滞在して、政治の實際を見聞し、然る後歸京す可しとの儀に付き伺を立てたもの。

但一橋刑部卿(名目免も角も)越前前中將(名目免も角も)御沙汰之通之職分に相當り候事、更に被申付候旨、則京都へ言上候様申候は、其席にて夫々至極珍重重疊之儀、嗚々御満足なるべしと、然に江戸に滞在致し、行ひ振、人氣之治様とも可致見聞、兼て蒙仰居候旨、速に可相答覺悟に有之候事。

若し勅命を奉せずんば勿論勅命を奉しても、當分は滞在の旨を申請したるものだ。

付札 關東之模様により可被進退候。

薩長示談  
の願

一 公武御一和周旋之筋に付、薩州、長州、旅宿へ相招、示談仕度存候事。

付札 猶高家へ可被打合候。

久世取合  
中止の願

一 勅使を以被仰遣候上は、老中依召參上候共、一切御取合被遊間敷様奉願候。子細は彼遅參故御待兼にて、勅使を被遣候からは、唯今久世大和守上京候とて、御取合に相成候ては、事兩端に相成、成功無覺東奉存候。吳々も御取合無之様奉願候事。

付札 其分と存候。

此の如く大原も久世が上京、勅使が東下、自然に朝議兩端に岐るゝを慮り、斯くだめを推したものであらう。此れは勅使として當然の心掛と云はねばならぬ。

朝幕直接  
交渉の不  
可

一 重徳在江戸中共、幕府より申上候儀、一應重徳へ御尋被爲、在候上、御返答被爲、在候様相願度奉存候。何歟疑念、今間敷申上、恐入候得共、是迄往々虚言も有之候間、不安心に存候。尤事明白なる儀は、別意無之候事。

此れも尤なる言だ。勅使を擱いて、朝廷が直接に幕府と交渉するに於ては、勅使の立場は無き。

一件總て

一 凡今度之一件、總て重徳申上候事に無之ては、實事とは被思召問敷相願



大原直接  
上申

候。書取には必此印を押、差出可申候事。

付札 飛脚甚無心元に付、兼て薩州へ申談可被置候。彼屋敷へ向、封緘して可被差出候。往反共其分に早々可被申談置候。

一 重徳身分に不都合不善行有之候は、薩州、長州より可申上様企候間、互に正し合萬事正路を旨とし候事。

一 勿論不都合候は、兩國(薩長)より言上可仕候。御糺之上如何様共被仰付候様にと存候事。

付札 二箇條此通。

此の如く大原重徳は、其の使命に付きて、豫じめ十二分に京都の當局者と打合せ置いた之を見ても彼の覺悟の程が思ひやられる。

大原への  
宸筆

尙ほ「坤儀華正錄」に、壬戌(文久二年)五月十二日、内々左衛門督に賜へる宸筆と稱して、左の寫を掲げてゐる。

朕國家の爲に、日夜憂に堪へず、幕吏苟も安からん事を偷む。仍て方今汝を關

東に下して、普く朕が固有の志を、宇内に知らしめんことを欲す。願くは汝が腹心を盡して怠る事ある勿れ。營中廟論の日、萬一幕吏曲直を誤り、島津と爭論に及ばん事計り難し。然則汝大道を以、是非を諭し、天下の一大事を誤らしむること勿れ。今日の事、朕一に汝に委ぬ。汝勉めて祖神の宸怒を慰めよ。此の宸筆は、「孝明天皇記」には、其の出處詳かならずとして、姑らく疑を存してゐる。けれども其の文句を拜讀すれば、殆んど宸筆たるを疑ふの餘地なきに似たり。何れにしても至尊の思召は、全く此通りであつたと拜察せらるゝ。

## 第八章 勅使江戸に向ふ

### 【三五】 薩長兩藩への指令

特に薩長に注意

朝廷では殊に毛利、島津兩家に關して、特別の注意を拂はせられた岩倉具視の如きは、蚤に此の兩藩に著眼し、萬一兩藩が確執を生ずるが如きあらば、是れ兩虎與に鬪ふものなれば、須らく斯る破綻を來さざる様にと、其の出立に際して、大原重徳に注意するところあつた程だ〔岩倉公實記〕。されば毛利、島津兩家に對しては、何れも公武合體の周旋に就ては、殆んど同一文句の辭令を授け、兩者の間に、何等の差別なき様に、故らに氣を附けられたことは、此の薩長へ下されたる文書を見れば分明だ。先づ第一に下されたる文書は、薩州へは五月十二日附、長州へは五月十三日附だ。

毛利氏への沙汰

毛利へ被下切紙寫

第八章 三五 薩長兩藩への指令

今度關東へ勅使被指向候儀は、方今之時勢、深被惱寂慮、偏公武御一和國內一致、攘夷之成功可有之、以深重之思召別紙之通被決三事候に付、速其一隨群議之所歸、可有奉行被仰遣候、天下之重事に候間、寂慮徹底候様於幕府周旋有之度、尤於大膳大夫兼て丹誠之儀故、爲公武彌可有盡力深頼思召候事。

但於島津和泉も、爲公武同様存意之旨、内々言上之趣も有之候に付、今度出府、大膳大夫申合、丹誠之様、御沙汰候間、此旨心得可有之被仰出候事。

此の如く毛利家には、毛利家を主とし、島津家を客として仰せ下された。而して島津家には、前掲の如く〔參照 二四〕

和泉へ被下切紙寫

島津氏への沙汰

今度關東へ勅使被指向候儀は、方今之時勢、深被惱寂慮、偏公武御一和國內一致、攘夷之成功可有之、以深重之思召別紙之通被決三事、速其一群議之所歸、可有奉行由被仰出候、天下之重事に候間、寂慮徹底候様周旋之儀、内々松平大膳大夫へ被仰含候、於島津和泉も出府、大膳大夫申合、先件御趣意相心得、爲公武

宜有配慮頼思召候事。

此の如く兩藩へそれぞれ御沙汰書が出で來つた。

薩長へ被下候別紙寫

薩長への別紙

第一 大樹早く諸大名を率ゐ、上洛あつて、朝廷に於て、相共に國家の治平を計議し、萬人の疑を散せしめ、皇國一和の正氣となし、速に蠻夷の患難を攘ひ、上は祖宗の神慮を慰め、下は義臣の歸嚮に従ひ、萬民を化育し、天下を泰山の安に比せられ度事。

第二 豊臣の故事により、沿海五箇國の大藩を以て、五大老とし、國政を咨決せしめ、夷戎を防禦するの處置を爲さば、環海の武備堅固、確然として、必夷戎を掃攘するの功あらんと思召候事。

第三 一橋刑部卿を後見とし、越前前中將を大老として、幕府を扶け、政事を計らしめば、戎虜の慢を受ずして、衆人の望に協ふべくと思召候事。

以上薩長へ授けられたる三箇條は、全く大原勅使へ授られたるものと同じ文

更に島津  
法氏への沙汰

書である。乃ち此の三個條に向つて、薩長兩藩の努力を必需とせられたるもの  
だ。尙ほ五月十八日附にて、薩州へ下されたる文書には、

方今之時勢、不堪傍觀、島津家一同、擧三國拋身命、勤王攘夷之旨趣言上、不斜御  
満足思召候、今般關東へ勅使被指、向偏に君臣御合體、國內一致、攘夷之成功可  
有之、以深重之思召被仰下候に付、勅使に引續三郎出府可周旋、去十二日以書  
取被仰付候處、越前前中將國政關係之儀、於關東取計候段、叡慮符合、御安心思  
召候、右に付、猶又別紙之通御沙汰候間、叡慮之旨徹底候様、盡力可有之、深御依  
賴思召候。

右之段、内々御沙汰候事。

而して所謂る別紙の御沙汰とは、大原勅使に授け玉ひたる第四の文(參照 三三)  
と同一文字なれば、今ま之を掲ぐることを略する。  
其の但書丈けが左の通りである。

但越前前中將儀、思召之通相成候上は、方今内外危迫之時節に付、今年秋中上

更に長州  
への沙汰

京有之、國是之議論被聞召、度條、且同人彌上京之節は、引續三郎にも可有上京  
候、其邊相含可有周旋様にと思召候事。

而して同時に、長州家老浦靱負を中山家に招き、左の演舌大意を授けられた。

此度勅使被差立、三个條御治定被爲、在候に付、於關東大膳大夫周旋之儀、賴思  
召候旨、過日書取二通を以被仰下候處、此度田安後見差免、越前御用談として  
折々登城之儀言上模様替に付、尙又別紙之通被仰遣候。此趣相心得周旋可有  
之、可申通候事。

別紙寫

一橋刑部卿、越前前中將等之儀云々。

此れは大原勅使へ授けられたる第四の書と同文(參照 三三)なれば略す。但だ最  
後の但文尾に越前云々の語は省いてある。

此の如く薩長兩藩へは、殆んど全く平等同一の取扱を以て、朝廷より御依頼あ  
らせられた。

【三六】 島津久光の東行

朝廷の配慮

尙ほ島津久光の東行に就ては、朝廷よりも彼是と御配慮あらせられたる次第は、近衛忠房が島津久光に與へたる書中もて、之に察するに難くない。

尙以御道中壯健之様祈入候。當秋上洛待入候。尙於東武周旋儘に頼入候事。彌御安康珍重候。扱昨夜野宮宰相(定功)入來にて、別段御書付不被爲在御使之演說にて、被申渡候は、明後二十二日、勅使彌發遣御治定、就ては三郎にも引續き出立に及候様、且又久世和州にも、東海道通行之儀、行逢候節、穩便に可仕様、凡て途中質素に可仕様被仰出候事。

右被申渡候間、申入候。御請書在之候様存候、且又昨夕中左衛門(中山)へ渡し置候。兩卿之書狀御返却頼入候事。

五月廿一日

島津三郎どのへ

忠

房

要事

此の如く途中閣老久世大和守上京に出會の節、或は衝突は無き乎と、朝廷でも餘程心配在らせられたものと察せらるゝ。特に久世は老中の故參、其の首席であつたから、彼の上京は、朝廷でも重要視せられたものと察せらるゝ。

久光の本藩への報告

島津久光は、五月二十二日、京都發程に際して、左の一書を在薩の當主茂久(後に忠義)に與へ、其の前後の事情を報告した。

向署之砌御座候處、彌御安康奉珍重候。然者拙者儀、勅使大原左衛門督殿同道、關東下向之勅命を蒙り、今日京師致發足候。乍憚御安慮可被下候。尤久世(閣老)上京運々に相及候に付、勅使被差下、一橋越前任職之儀被仰下度旨、先日書取を以、議奏衆え差出候處、御取用相成、右之次第に相運び申候。

此れにて勅使下向は、島津久光の發案建議であつたことが判知る。

折角精々盡力いたし、於關東勅意尊奉いたし候様有之度奉存候。別紙差上申候間、圖書(島津)周防(島津)者勿論、攝津(喜入)えも拜見被仰付度奉存候(以下略す)。

久世出會  
に就ての  
朝廷配慮

尙ほ朝廷に於て、久世閣老と島津一行と、東海道中にて出會の際に付、頗る御掛念あらせられたる儀は、五月二十日武家傳奏廣橋光成が、所司代酒井忠義に下したる御沙汰書中に、

世上形勢不容易次第に付、今度大和守上京之儀被仰下、御請之儀御待合之處日數相立、左右言上無之に付、尙又異變難計模様相成、不得止勅使被指向候旨被仰出、其砌大和守上京暫御延引、追而御沙汰之旨、可被仰下、御内談之處、勅使は其儘被差立、大和守は矢張被召寄、事情篤と被仰含候方、可然言上に付、此れは酒井からの申請であつた。

其分に被指置候處、今日に到り候而者、勅使來廿二日發足、大和守來月(六月)四日上京と申儀、僅之日合に而、御不都合之儀、殊に御用筋は一事にて、兩端にわたり、東西行違之筋出來候も難計、且は老中第一之人體、輕易之御取扱にも當り可申哉と、深御心配被爲、在候。此れは御尤の事だ。

異變發起  
の恐れ

其上勅使下向之處、於關東老中第一上京叡慮伺中之儀に付、歸府迄勅答難致旨被答候節者、無益之日數も相掛り候のみならず、内々承知之通、薩長兩家え周旋之事被仰下有之候に付ては、對談之始末により、萬一行違等出來、武道之意地より、異變之筋起發候も難計、右様之儀にも到り候節は、元來之叡慮に背き、實以難事と被思召候。

此れは御尤の御掛念だ。

久世引返  
要望

此旨三浦七兵衛(酒井所司代公用人)を以、大和守道中迄早々申遣、可相成候はば、引返し歸府致し、於關東勅使相待、無異之商量有之候様、被遊度思召候。

閣老上京  
停止

然も此の御掛念は、久世所勞に付、上京延期にて、無用に歸した、然も酒井所司代は、久世に代るに他の閣老を上京せしむ可しとの議を上つたが、朝廷では其儀に及ばずとの御沙汰在らせられ、閣老上京の問題は漸く五月二十六日に至りて、其の局を結んだ。

斯くて前記の如く、島津も豫定通り五月二十二日東下の途に就いた。

〔三七〕 勅使大原重徳の東下

大原出發

大原重徳は、文久二年五月二十二日巳刻(午前十時)勅使として江戸へ向つて京都を出發した。其の友人である岩倉具視は、彼を蹴上げに送つた。而して特に薩長の間に處して、其の協和を保たんことを懇囑した。當時に於ては、問題は單に朝廷と幕府との間のみならず、更らに雄藩たる薩長が出場し來つた。尙ほ大原は其の前日五月二十一日には御暇乞として參内し、御小座敷に於て拜謁し、懇篤なる勅詔あらせられ、天盃竝に賢所の御供米を賜はつた。此れは叡旨貫徹を祈らせ玉ひたる時のものだ。

發途の當日、大原勅使は天津に泊したが、島津久光は進んで草津に泊した。而して島津の家士吉井幸輔(友實)野津七左衛門(鎮雄)等十人を、大原の囑に應じ其の從士として警衛の任に當らしめた。

大原島津桑名同宿

而して彼等——大原、島津の兩人——は、五月二十五日桑名驛に於て、同宿する

こととなつた。大久保利通日記に曰く、

- 一 勅使大原様被遊御同宿三郎様御見舞被爲在候。御供相勤候也。
- 一 今夜半京より飛脚、本田(親雄)より書狀問合著、今夜高崎、吉井入來。而して「重徳卿事蹟」には、

申渡打合

廿五日伊勢國桑名驛に於て、島津久光氏羈中尋問として、重徳卿の旅館へ入來、色々御用の談事あり、就中勅詔の三个條の仰ありと雖も、前二个條(將軍上洛、五大老新設)は行はれ易し、后の一個條(橋慶喜將軍後見、松平春嶽大老職)は行はれ難し、後の條行はるれば、前二个條は隨て行はるべし。因て三个條斟酌すべしと、則末條一件を以て申渡さるゝ事に決議なりたり。

とあれば、同夕兩人の間に、斯る相談もあつたものと思はるゝ。尙ほ大久保利通日記によれば、五月二十七日岡崎泊の項に、

- 一 今晚帶刀(小松)殿同道、大原様え伺御機嫌參殿、御目見被仰付、寛々御嘯拜聞仕候。

御扇子、御盃拜領被仰付候、尤中山も參る、四時(午後十時)御暇仕候とあり、而して六月五日の項に、

程ヶ谷宿  
打合

一 今日は六つ時(午前六時)大原様え御使相勤、程ヶ谷驛御泊急ぎ差越候様被仰付、さし急ぎ此夕五つ時(午後八時)致著、大原様え罷出候、則御目見被仰付、御口上之趣申述、數刻御嘶有之、八つ時(午前二時)退出、今晚は御本陣え泊り候とある、六月五日島津は沼津發にて小田原泊りであるのに、大原は程ヶ谷泊りで、それ迄急使として大久保は罷り越し、その儘程ヶ谷に一泊翌六日大久保は戸塚まで引き返し、久光の到着を待ち受けたことは、左の通りだ。

- 一 今朝六つ時(午前六時)程ヶ谷出立、戸塚迄著奉待候、堀(次郎)も江戸より著いたし、吉井も跡より參候、今晚吉井直様出立候。
- 一 御著直に大原様御口上之趣且御書さし上、亦々御返書被下ヶ候間、吉井え渡。

とある、抑も此の相談は、何事であつた乎、大原より島津へ與へたる口上書を見

れば、左の通りだ。

口 上

大原島津  
宛狀

日々御無異御旅行、芽出度存候、陳者從今朝被差向候、大久保市藏於程ヶ谷驛、四半(午後十一時)比面會、何歟承り候、御存意の趣、御尤に存候、何にもせよ、上洛には大變革の事は、大樹公被申出候とも、夫は大樹公の了見、尤叡慮にも被爲有候得共、夫は先御止に相成、一橋越前の事不被相改候事故、夫はそれに致し、何分於叡慮は、一橋并越前の事を難じ、以勅使被仰付候通りを可相達と存候、其上右様被讀聞候事は、小子は不存候事、右に付申達候事も無遠慮存候。

其申達候砌、從大樹公、右大變革を致し、上洛の積り讀聞せ、禁中へも言上いたし候と被申答候は、小子答に其大變革は、於大樹公の御了見、是は兼て叡慮の趣に候間、御上洛の儀はともかくも、何分此儀御請に、相成候様にと存候、左なくては即今勅意立不申候、勅意立不申ては、矢張諸人不服に候、諸人不服なれば、又々浪士共蜂起いたし、暴發いたし候本と存候、ヶ様の次第を以可申張



と存候。ケ様に申張候にて、禁中より御差止め、勅詔ども有之候はゞ、其時に可相止候歟。夫も不都合に候はゞ、只今内々承り候處を以、内々以急使奏聞へ御返事の御模様にて、夫とも一橋、越前の事を可申達、御沙汰に候はゞ、斷然と可申達候。其かはりに御返答有之候迄、暫所勞とか申て、登城致さぬと申もの歟。此邊如何可有之哉、且又其上案じ候には、上洛の事も、内々は叡慮に被爲、在候事を差含、何程夫でもと申御返事に基き、如何様に申張候とも、一圓不被聞入時は如何可有之哉、即違勅と申ものに候故、更に違勅の罪を被正と申もの歟。ケ様に仰出相成候も、實以て心配なる儀にて、其後迄の儀は、小子一向勘考付不申、何分にも六ヶ敷次第と存候賢慮聞せ願入候。猶巨細は大久保に能々御聞被下度存候。早々以上。

六月五日夜

島津三郎殿

重徳

周到準備

此の一書ばかりでは、聊か隔靴搔痒の憾を免れないが、要するに島津から幕府

内に於ける、形勢の變化に基き、其の對策に就ての意見を申し送りたるものと思はるゝ、即ち大原は前議通りに、一橋、越前に關する（三箇條中の第三番目）一項を、眞甲に振り翳して、それを以て談判の主要問題とする積りらしく思はるゝ。何れにもせよ彼等は著府までに、それぞれ使命の到達に就ては、頗る周到なる準備をなしつゝあつたものと察せらるゝ。

### 【三八】 將軍上洛の發表

幕府の將  
軍上洛奏

勅使東下に際し、江戸に於ては、如何なる支度をなし、準備をなしたる乎、その三ヶ條中の第一個條は、六月朔日附にて、勅使著府に先ち、老中奉書をもて、之を朝廷に奏上した。

一筆令啓達候。近年之内、御上洛可被遊と被思召候旨、被仰出候。尤御頃合之儀

者、追而可被仰進候得共、先此段達、叡聞候様、傳奏衆え可被申入候、恐々謹言、

六月朔日(文久二年)

- 板倉周防守(勝靜)花押
- 水野和泉守(思精)花押
- 松平豊前守(信義)花押
- 脇坂中務大輔(安宅)花押

酒井若狹守殿

上洛奏上の次第

久世は六月二日もて辭任したから、此中には名を署してゐない。而して酒井忠義は之を六月九日、武家傳奏廣橋光成、坊城俊克に上り、關白九條尙忠の内覽を経て、奏上した。此れは固より毛利慶親の主張ではあつたが、豫じめ京都の形勢を察し、斯く取計うたるものであらうと思はる。中根雪江の「再夢紀事」に曰く、

六月朔日 御登城(松平慶永)如御例。御禮前尾侯より御申出にて、公(松平慶永)、周防殿(老中板倉勝靜)と御一處に御逢之處、御上洛之御沙汰有之由候得共、當

上洛問題急速決定

節上方も不穩折柄候得ば、尾侯御名代に御上京可被成哉の御談有之に付、此儀は後刻御相談も可被爲在と御答置之由。

とある。既に五月二十七日板倉老中は、長藩の用人内藤造酒を召喚し、御上洛之義は、老中并諸役人甚不落合之處、台慮是非早速御上洛被遊度御沙汰有之に付、一時に相決し、朔日(六月)比被仰出筈。

との沙汰を傳へてゐる程にて、將軍上洛は、既定の事となつてゐる。然も前記の如く、尾張藩主が名代として上洛す可きやの提議がある程なれば、江戸では將軍の上洛を、可なり危険視したる雰圍氣が察せらる。

慶親建白嘉納

月次御禮後、於御座之間、御三家へ御直談之御義有之相濟、松平大膳大夫(毛利慶親)被召出、上意之趣。

昨年来段々申聞候趣、満足いたす。尙此上心付候義は、無遠慮可申聞候。とあれば、毛利慶親の獻白の嘉納せられたことが判知る。その獻白の重なる一が、將軍上洛であつたことは申す迄もない。

右相濟於御黒書院諸大名へ上意之趣。

近年不容易時勢に付、今度政事向格別に令變革候間、何も爲國家厚相心得、心附之義は可申聞、猶年寄共可申談候。

とあり、而して老中よりは、左の通り相ひ達した。

老中申談

老中より申談之次第如左。

今日上意之趣、誠以厚思召、國家之御慶事無此上難有事に候、昇平殆三百年其流弊紀綱も相弛み、武備御行届に相成兼候折柄、近來外國之事務、頻に御差湊に相成、右御取扱振より、自然天下之物情に差響き、終に奉惱叡慮候に至り、深く恐入思召候、素々公武之御間柄、聊も御隔意被爲、在候御事には無之候得共、何となく御情實通徹に相成兼候故より之儀に付、速に御上洛、萬端御直に被仰上度との思召にて、則御内々被仰出に相成候。

以上は將軍の上洛已む可からざる所以を云ふ。

將軍意圖

併御上洛之義は、寛永已來御慶典に相成候御式候得ば、萬端之取調、急速には

御行届に難相成候に付、暫之處年寄共より御猶豫相願候處、此度之儀は、御舊例に不被拘、格別御省略、御行粧等萬端易簡に被遊候思召に付、急々取調次第と被仰出、甚御急ぎ思召候事に候。

舊例に頓著なく、手輕に急速に上洛の意圖、將軍に存す。

幕府の改革著手

萬事御誠實之思召、御直に被仰上、御合體御熟算之上、從來之弊風御一洗、御武威被遊、御振張、皇國を世界第一之強國と被遊候御偉業を被爲、立、上は天朝の宸襟を奉安、下は萬民を安堵爲、致度との思召候得ば、何れも厚奉得其意、御政事向御變革之筋等、各見込之儀も可有之候得ば、聊も不憚忌諱、國家之御爲第一に相心得、心底を盡し可被申上候、猶追々被仰出、義も可有之候間、飽迄も其意を體し、可被抽、忠誠者也。

之を以て察すれば、江戸に於ても勅使來著以前に、それぞれ改革に著手しつつかつたことが判知る。

【三九】幕薩の關係

橋本より  
江戸への  
内報

江戸に於ては、勅使東下を、頗る氣構へしてゐた。  
今日（文久二年六月三日）御臺様（和宮）御實母觀行院殿へ、御里橋本中將（實榮）殿より文にて、此度之勅使は、島津家の願によつて、指下されし義にて、叡慮には甚御氣之毒思召候との趣の由、右御文宮様より上様（將軍家茂）へ御渡に付、表へ御持歸りにて、閣老衆へ御返書御案文被仰付候得共、公（松平慶永）御心付にて、御書面に相成候へば、後證にも相成、不宜候へば、御口上の御禮の方、可然との被仰上にて、御書面は御止に相成候由、右宮様より御受取之節、直に御覽被爲在候へば、何とか御挨拶なくては、御不都合、乍然御趣意も御分り無之御義故、篤と御披見可被遊との御事にて、其儘表へ御持に相成候由、勅意は三ヶ條之内、一ヶ條相濟候はゞ、薩州落付可申、薩さへ落付候へば、別段叡慮不被爲在との御文意ありし由（再夢紀事）。

此れは橋本實梁が、果して主上の御内旨を承けて和宮へ内報したるものか。將た橋本當人一個の了見にて然かしたるもの乎。何れにもせよ、薩と幕との關係は、決して良好とは云ふ可きものではなかつたことが判知る。

幕府薩の  
狡計を忌  
む

野史氏云、薩は衆兵を擁して入京し、浪士輩の暴舉を鎮壓し、一時の威力に謬り、帝帷に迫り、強而國論の趣意を暢達せんとするの策略は、街談巷説のみならず、如此之確證あるを以、於幕府も、薩の狡計を忌憚、嫌惡する事尤甚しかりしなり。

此の野史氏とは、中根雪江自から稱したるもの。此れにて當時幕吏の薩に對する心持が能く判知る。

中根會  
談

薩藩堀小太郎は、此度之謀主にて、三郎殿に（叡旨を以、和泉の名を三郎と可改旨被仰出たりとぞ。是は功に見島三郎に擬せられしと云説あり）扈從して去月（五月）廿二日京都出立、途中に追ひ抜き、昨日（六月二日）著之由にて、急に逢對之儀を申入に付、今日（六月三日）雪江小屋におゐて、酒井十之丞と一所に及對接たり。

堀陳述

以上は堀が中根を訪問するに就ての次第だ。

小太郎申述る大意は、故薩摩守(島津齊彬)は、老公(松平慶永)無二之御知己にて天下の大事も、外夷の重件も、種々被仰置候事之由にて、先侯(齊彬)終に臨んで三郎殿の手を把つて國事を托せられ、且公武御合體、天下一和之義を、老公(慶永)へも被爲謀、御周旋有之候様、吳々の御遺言有之處、其砌より彼是御内輪に御混雜有之、御手廻り兼しに、昨年来漸く御公務御從事之御運びに相成、先達て御出府の上、追々御談も可被仰上御積りにて、大坂迄御登りに相成所、御承知之浪士一件(寺田屋盛助)に付、御内命も有之、無據京師御滞在之處、此度勅使御下向に御差添、御出府にて、勅意貫徹候様、於關東周旋致候様、御内命有之事之由、依之段々御奏聞之儀も有之、勅意三ヶ條之内、二條は相減じ、一條相残り有之、此儀さへ御行届に相成候得ば、萬端何の子細もなく可相濟由、右に付、此件を内々老公(慶永)へ申上、小太郎は引返し、途中迄出迎ひ、勅使並三郎殿へも申上度候間、小太郎御目通り奉願候由、又三郎殿は、七日出府に相成候へば、八

春嶽に内談策

日には是非御逢願之由を申達に付、御歸殿の上、可及御聽段相答ふ。

此れにて見れば島津側でも、松平春嶽を、其の交渉の對手と認識し、先づ彼に向つて其手を下さんと豫じめ期したることが判知る。

薩士暴激

夫より京攝之事情及論談たり、薩州藩士殊之外暴激、一段太平之命脈を絶ち、更始一新の方、被成能次第にも候はゞ、何時にても命脈は絶ち可申と勢ひにて制馭以の外手張候杯、虚喝の口氣を雜へて物語れり、御歸殿上、委細に申上之、(同上)。

以上は堀の所説に對して、中根が其の印象を記したるもの、而して堀は六月五日、松平春嶽に謁し、其の要領を得、更らに六月六日戸塚驛まで引き返し、同所にて島津久光を待ち受け復命した。

徳川氏實力存否の試験

抑徳川氏の天下の權を制せしは、たゞ其實力によるものにして、その官位の崇と、そ

たゞ實力あるのみ

の將軍の名と源氏の長者たるを問はず、其實は、五位相模守の陪臣を以て、天下文武の政を管せし鎌倉の北條氏と異なる所なきものなり。されば其實力あれば、其實権あり、其實力なければ、其實権なし。其實権の得喪は其實力の存否によれり。然るに外事初て起るの時、既にその累代負責專任の權を捨て、自身職分内の事を以て、京師に外察し諸侯に諮り、既に天下に實力の消耗を示せり。井伊元老の政に任ずるや、其實力恢復に力を用ひしも、不幸兇手にかゝり、中途にして其功を遂る能はず、之に嗣ぐ安藤閣老のごときは、其智慮識見、或は井伊元老に優る所あるがごとく、幕府執政者中に錚々たりと稱すべきも、資格既に卑く、膽力亦遜る所ありて、天下を壓服すべきの器ならず、故を以て無頼浪士が攘夷を唱道して盜賊の業をなすをも、これを制馭する力なく、皇妹の降嫁を請ひて、京師との調和を謀るも、たゞ一時苟且の計に出で、攘夷の命を奉じて辭せず、竟に反對黨の爲に制せらるゝの基をなすを避るの略なく、僅に長井雅樂が京師に周旋するとの説を聞き、遂に其重に倚りて事を成さんとするがごとく、縱令その説にして行はるゝも、人に仗て事を就すもの、亦たゞ以て幕府實力のあるなきを示すにたるのみ。是豈かの倒幕尊王の徒の掌を鼓して笑ひ、額に手して慶するの時ならざるに非ずや。されば北に清河八郎あり、西に平野二郎あり、皆既に業に明に四方に遊説するに討幕を以てし、京師を穩憑し、諸侯を糾合して、事を舉げんとするに揮る所なし。こゝに於て四方の士皆これに和し、期せずして京

## 安藤無力

師に會し、事情益々穩かならざるに至りしは、實に文久元年より二年にわたり、竟に鳥津三郎の朝旨を奉じて、大原三位を護して東下するに及び、幕府實力存否の試験は、實にこの時に行はるに至れり。(田邊太一、幕末外交談)

## 第九章 長藩の政策變更

### 【四〇】 毛利慶親江戸を去る

慶親江戸  
發西上

元來朝廷よりは、毛利慶親と島津久光とに、殆んど同一、同様の勅諭もて、相與に協贊して、公武周旋を御依囑あらせられた。されば島津としては、其の東下に際して、固より毛利の在府を期待してゐたことは當然だ。然るに毛利慶親は、島津久光の江戸に入る前日もて、江戸を發した。島津久光公實紀に、

島津氏の  
不審

松平大膳太夫は、前日（島津久光入府の）を以て江戸を發し、中山道より京師に向、其何の故なるを知らず。

とあるが、此れは正しく當時の島津側の感情を代表したものであらう。此れは毛利側から云へば、豫定の行動にして、別段勅使及び島津久光の入府と、何等の關係はないとの申分もあらう。然も此れが薩長軋轢の原因たらざる迄も、其の

毛利氏申分

重なる動機の一となつたことは、疑を容れない。

忠正公(毛利慶親)は既に正親町三條卿から上京せよと云ふ内勅を受けて居られますし、且つ朝廷から謗詞云々の御沙汰もあつて、朝廷の御疑念を受けて見れば、是非一旦京都に上り、闕下に伏して、宸疑を晴らした上でなければ、國事の周旋は出来ぬといふ御決心であつて、上京を急いで居られたから、六月六日に江戸を立つて、中山道へ上られました。(忠正公勅王事續)

此れは毛利家の申分だ。

薩長軋轢の原因

所が其の翌日島津三郎が大原三位を奉じて、江戸に著きました。是が薩長軋轢の基となつたので、三郎公は大に忠正公の心事を疑ひました。其譯は東海道より上れば、道で出遇ふことが出来るが、態と勅使を避けて、其の御著前日、俄に中山道を往くとは、何事であるかと云ふ主意で、大原卿も大膳大夫の心底測る可からずと云ふて非常に疑はれた。(同上)

此れは勅使側の申分だ。

毛利氏木曾の理由

けれども忠正公上京のことは、今御話するやうに、疾くに決して居たことで、朝廷から勅使を下すといふことの極らぬ中に、中山道を通つて上京するといふことになつてゐたといふものは、前年參内の節、福川で御病氣になられたから、暑い時分に東海道を御通行になつては、御身體に宜しくない。木曾街道ならば、御涼しいから、木曾街道を御通りになつた方が宜いといふ事に、疾くに極つて居つたのであります。

此れが毛利方の申分だ。

毛利氏辯解

所が丁度勅使が、翌日御著になるといふ日に、御出發といふことになつたもので、すから、勅使を御待受けをせずに出立するといふ事情は、周布政之助を、川崎まで御遣しになつて、勅使へ辯解申上げてあります。併し薩摩の方では、それは一の口實であるといふやうなことで、長州に對して、惡感情を有ちまして、二藩の軋轢を生ずる基となりました。(同上)

此れより先寺田屋事件に際しても、長州側の態度が、島津側に於て、釋然たらざ



るものがあつた次第は、既記の通りだ〔參照 文久大勢一變上篇 九八一—一九〕。既に上方に於ても、薩藩の當局が所謂暴徒視したる連中を、長藩は支持し、援護し、戮協した形跡は、自から掩ふ可からざるものがあつたではない乎、今更ら勅使の入府を前にして、故らに別路を取りて、江戸を去るとは、如何にも奇怪千萬の看を做したること、決して不思議のことではあるまい。

毛利氏の立場

されど毛利側から見れば、長井の謗詞一件は、頗る重大だ。此れが悪く廻轉すれば、毛利家の勤王は丸る潰れとなる。最早一刻も速かに善後の始末を爲す可き場合だ。然も薩摩は朝廷向きも頗る愛度、島津久光も、勅使の附添として東下するに際し、毛利家は朝廷より謗詞云々に就き、彼是の御不審を被るに於ては、之をその儘看過する譯には參らない。否それよりも、急須なるは、長井運動の局面轉換だ。長井運動の不評判は、やがては長藩共者の不評判となり、長藩共物の立場が頗る困難となりつゝある。されば此際に於て、速かに開國航海の看板を塗り換へ、朝廷即今の御主旨である攘夷一天張りに奨順するの態度を取る必要

がある。實を云へば長州家では、即今のところ、公武周旋杯ではない。只だ長藩の立場を立て直す必要があつたのだ。

### 【四一】 上方に於ける長藩の不人氣

長藩必須の行動

要するに毛利慶親の上京は、故らに勅使や、島津久光の入府を廻避したではなく、寧ろ長藩の立場を一新し、其の看板を塗り變ふる必要の爲めであつた。されど島津側では素直に斯く受取らなかつたのは勿論だ。斯くて毛利慶親は、其の江戸出立以前、六月五日に長井雅樂に歸國を命じ、特に平體——通常の姿——にて、木曾路より還れと命じたが、彼は攻撃が、彌よ激甚となつたから、更らに甲州路を取る様になつた。

慶親浦と會す

當時癩疹の流行にて、従者中に病人多く出來し、六月六日に江戸を發したる慶

親は、六月十八日漸く信州上ヶ松驛に著し、此處にて京都から出掛けて來た家老の浦靱負と出會した。

是は御出發前に、御召の沙汰があつたからである。それは京都の形勢も聞き、又久阪等の同志が、長井を彈劾してゐるのは、如何なる譯かと云ふことをも御調べになる思召であつた。ソコ浦靱負から京都の形勢は、斯様々々である。久阪等の彈劾も斯る次第であると申上ますと、忠正公は非常に御氣遣ひになり、それでは益田に先きへ上京して貰はう。其様な所へ突然參つては、處置に困るからとの仰せで、益田が先きに京都へ上ることになりました。美濃の中津川驛に御著になると、又々桂小五郎が京都から參つて、更に詳しく京都の形勢を申上た所が、京都の形勢は、浦より御聞になつたよりも、尙ほ甚だしき劇變でありますから、益田の先發を少し見合せて、中津川驛で、會議を開きになつた。其の會議には、益田、彈正、浦靱負、林主税、山田、宇右衛門、兼重、讓藏、桂小五郎等が列席して、入京の上は、如何に處置したが、宜からうか、今更方針

中津川會  
議

を一變することも困難な話であるが、併し天下に反抗して往くと云ふことも亦極めて困難である。是れは如何にしたが宜いかといふ會議で、それは彈正殿に一人を副へて、先きに入京さして、豫め其の地をなさつたら宜からうといふことになつて、益田、彈正に、山田、宇右衛門を附けて、中津川から先發せしめ、さうして忠正公(毛利慶親)は、七月二日に京都へ御入りになりました(忠正公勤王事績)。

伊藤博文  
從行

以上は毛利慶親、上京途中の模様だ。當時伊藤博文の如きも、亦た木戸の從者として、途中まで出掛けたことは、

私儀も當地(京都)にて六月五日より煩付、十四日に漸全快仕候に付、十六日より上様(慶親)御旅中迄御用有之、御友頭様(桂小五郎)一同、木曾路馬籠と申驛迄罷越候處、御用相濟、同二十八日京都に罷歸申候。

とその家書に認めてゐる。馬籠と中津川は隣驛である。長井の開國航海論の始末には、全く長藩君臣も、困り抜いたことが判知る。

京都の形勢

京都で實見されると、なか／＼途中で想像したやうなものでない。朝野共に尊王攘夷／＼で、天地を震動するばかりの勢である。斯様に形勢が變つて居るものでありますから、是はどうも困つたものである。今直ぐに參内する譯にはいかぬから、御病氣といふことで、參内を御斷りになつて、内輪の主義方針を定めた上で、御參内になつたが宜しからうと云ふことになりました。

慶親參内差控へ

以上は京都の形勢一變の状態だ。

長州立場の困難

一體忠正公は、將軍上洛の建議をなされましたが、嶋津の方では、將軍上洛は未だ早い、それよりも代理でも此の際上京させて、先づ江戸の幕閣を改造するが急務であると論じて居り、且つ前刻御話した如く、二藩の間には軋轢を生じて、互に反目する様な姿で、どうも折合が悪い。又た有志者などの方では、長州は開國論など立て、幕府に諂諛して居ると云ふて、長井を攻撃するのみならず、忠正公の心事までも疑ふて、頻りに長州の主義を誹謗して居ります。殊に曇華院の所司村井修理少進などいふ人が、朝廷へ建白して居る書面

村井修理の建白

を見ますと、ひどいことを言うて居ります。何でも毛利大膳大夫は、徳川將軍を勸めて上京させて、其の勢ひで朝廷を壓倒する積りである。其の證據には、勅使の御著を待たずして、中山道から逃げるやうに上京して來た。其罪を御糺しにならねばならぬといふやうなことが論じてある。左様な勢で、なかなか江戸や、道中で御考へになつたやうな形勢でないから、是はどうしても能く協議をして、國論を定めた上でなければ、參内は出來ぬといふので、河原町の御屋敷に暫らく潜んでをられた。同上

斯る有様で、長藩の京都に於ける立場は、頗る困難であつた。而して此の困難を來たさしめた張本は、申す迄もなく長井雅樂であつた。此の如くして長井は今や一藩の犠牲となる可き、意外なる役目を賜めねばならぬ次第となつて來た。

【四二】長井の歸國

長井の立  
場

同情に禁へざるは、長井雅樂だ。彼は文久元年五月以來、其の意見書を提出し、藩議を纏め、藩主の命によりて、京都、江戸の間を奔走し、運動したるもの。固より其間に於て、何等の影暗らきことは無く、申譯の立たないことは何等行うてゐない。要するに彼は只だ藩主の命を忠實に遂行したる迄のことだ。されど彼の開國航海の意見は、不幸にして時論と相容れなかつた。彼と同藩の吉田松陰社中の面々とは尤も相容れなかつた。而して從來彼の意見に賛成したる者共も、世間の風向きが變ずるを見て、何時の間にか、彼の反對者となつて來た。それには彼が舊知百五十石を恢復せられたり、中老の資格を與へられたり、或は閣老の前に出で、堂々と意見を開陳したり、一時にもせよ、その羽振りが餘りにも善かつた爲めに、自然媚疾、嫉妬の雰圍氣が、彼の周邊に湧き出でたることも、固より計上するを忘却してはならない。

久坂等の  
長井嫉視

久坂玄瑞を首めとして、松陰社中が如何に長井を嫉視したるかは、久坂が文久二年八月附にて艸したる「廻瀾條議」の中にも、長井の所罰を其の劈頭に掲げ、長井雅樂、既に御國へ被歸、慎被仰付候得共、其の結局だに未決に候ては、雅樂如何御嚴罰被仰付候やなど御尋仕候もの有之候ても、御返答も難被爲在、中幕吏共の正邪を糺すなどの事、御一言も御口出相成間敷儀に可有之に付、早速嚴重之御裁決不被仰付候而者、不相叶候と云ひ、又た、

今春已來數度書取を以、罪狀申出置候に付、今更喋々仕らず候得共、今春は既に浪士共より刃傷に及候勢に有之候。萬一彼等の手に掛候時は、島田左兵衛

(左近)同様に相成可申、御當家の恥辱如何計にかあらん。と云うてゐる。此れを西郷等が上阪して久坂等と會見の際の談話に對照すれば、思ひ半ばに過ぎむ(參照文久大勢一變上篇七二)。

長井歸國

されば長井が文久二年六月歸國に際しても、其の途中の危険は察するに餘り

途中の危  
ありだ。

此の時長井は甲州路から美濃路に掛り、伏見を通り、大阪へ出て、國へ歸る積りであつたところが、其の事を久阪等が聞き傳へまして、長井の様な者を平體で、近畿の地を通行させては、長州の志士の恥である。是非彼を途中で要撃してやらうではないか、それでなければ他藩の有志者に對しても、面目がな  
いといふので、長井を殺しに出掛けることになつた。畢竟久阪等が斯様に激怒したのは、他藩の刺激も與つて力あるので、岡藩の小河彌右衛門とか、其の他薩藩の志士などは、久阪等に向ひ、貴藩の長井雅樂は、頻りに開國論などを立て、幕府に阿諛して居る姦物である。お前の方で殺さなければ、私の方で殺すが、どうかと云ふと、久阪等はイヤ人手は頼まぬ。弊藩の奴であるから、吾々同志が片付けて了ふと云ふことになつたのである。其の仲間は久阪玄瑞、寺島忠三郎、福原乙之進、野村和作、堀真五郎、伊藤春輔等で、是等の人々が同盟して、是非長井を殺してやらうといふので、京都を脱して草津へ往きました。

久阪等激怒の因

要撃計畫の失敗

然も此の要撃は失敗に了つたことは下に記する通りである。

草津で聞くと長井は守山に居るといふことであるから、直ぐ守山へ往きました。成程守山には長井の旅宿はあるけれども、なか／＼嚴重の締りで近寄ることが出来ぬ。併し實を言ふと、此の時長井は守山へ來ては居なかつたのである。

久阪等は固より之を知らなかつた。然も伏見に於て待受け、之を殺す可しとて宇治川の上流鹿飛を越えて、宇治の酒樓に上りて、會議をしたが、隣席に長州人ありて、長井は伏見に著したとか著せんとするとかの事を告げたから、彼等は川船にて伏見に赴き、長州定宿の錢屋善兵衛方へ赴き、長井が著した乎、否乎を確めたるに、其の駕籠は著したるも、當人は未だしとの言にて、久阪等は始めて長井に出し抜かれたるを知り、一同悄然として、京都へ歸り、浦靱負に自首し、姑らく、浦へ御預けの身となつた。

道を變へて歸國へ

久阪等の守山に來りたる當時、長井は柏原驛にあつたが、林主税が、其の手下た

る十藏なる者を長井に遣はし、久坂等の要撃を告げ、道を變へて還る可きを勸告した。長井は武士たるものが、敵を見て避くる道理はないと聽かなかつたが、十藏の林の好意を無にす可からざる旨を説き、その爲めに家來に空駕籠を昇かして、伏見に向はしめ、自分は西江州から山城を經、播磨へ出で、歸國した。而して當時京都に於ける否長井の雰圍氣は、頗る濃厚であつたから、久坂等は別段の咎めを受けず、謹慎位のところにて放免せられた。

久坂等の長井要撃

長井斬除の決心

大津驛邊要撃

六月十九日 私共一同、長井雅樂を斬除仕度決心仕候。雅樂奸佞辯智、身家を謀り、欺君賣國之事、衆目之視る所にて候。此度之如く容易ならざる御恥辱を取らせ、恐多くも朝廷を侮慢し、國是を動搖仕らんと相謀候事、言語道斷に有之申候。彼罪科、去四月中旬言上仕候事に御座候。十九日後日、日暮處仕候得共、未だ時機を得不申候。廿七日 此日より發程の覺悟に候得共、子細有之相集不申候。晦日 午刻承候得者、今日晝、大津通行のよし、同所問屋場にて承候と申もの有之候。

付、急遽發程一同仕候。右午刻に候得ば、最早大津まで罷出候ては、間に合申間敷と相考、直接藤森より大津街道に罷出、勸修寺藤森茶屋にて、七時半までも心志を凝し待受申候處、出逢不申候に付、大津まで罷越、問屋場にて様子相何候處、先觸前は今日承候と同様に候得共、著不仕候事に付、夜五半時假船、矢橋を打渡申候。草津驛打過、森山にて問屋場に掛り相尋候所、人馬帳參らす候に付、著之事不<sub>レ</sub>相知と答申候。此時夜七時、公然と探索いたし候而者、嫌疑も有之候に付、夜の明を相待、又々人を管。七月初日 問屋場にて尋候處、今朝長州御家中御出足の御方は無しと相答申候。私共最前より江戸へ下りのものと相唱候事故、彷徨躊躇仕候而、人の疑惑を受可<sub>レ</sub>申に付、一先藤原と申立場まで罷越申候。此時承候得ば、雅樂一兩日前に徳山様の御備を打過申候よし、然し上様之御備を通抜之事は不<sub>レ</sub>相成候付、必ず森山を越ゆ間敷と、日暮まで茶店に相憩ひ、夫より森山へと又出掛、問屋場にて何候所、夜中の事にて分明不<sub>レ</sub>相知、且横なども有之事にて、何處え寢候敷も相分不<sub>レ</sub>申候付、萬一大事を誤候ては不<sub>レ</sub>申に付、彌明日發足とも不<sub>レ</sub>相知、今日も滞居候位に候得ば、明日は上様大津御泊に付、結句發程通行は仕間敷敷、夫までの所潜伏甚難、追捕も難<sub>レ</sub>測に付、一先宇治に避け、明後日彼を藤森茶屋邊にて要撃候得ば、萬々誤申間敷、一同談合仕候。二日 早八時より發足、大津通行仕候所、未だ御供備も無<sub>レ</sub>之事に候。夢田より西折、石

長井間行  
大阪に至る

山寺まで罷越天明申候多くの檢嶺を打越、八時宇治著仕候。暮方不圖此所山縣半藏來る。今日上様御入京のよし承り、大に仰天仕候。昨日之處にては、今日大津御著被<sub>レ</sub>爲<sub>レ</sub>遊候事と一圖に相考候處、右之次第竊に驚入候。然れば、雅樂此事承り今日必ず伏水迄罷出可<sub>レ</sub>申と愚察仕、半藏去後、直様私共一同假船、夜五時伏水を下り錢屋にて様子承り候得ば、雅樂事最早伊勢奈良邊通行、大阪へ罷出候よしにて、乗物計り錢屋まで連候との事にて、實以時機を誤、終天之遺憾此事に候。私共如此容易ならざる大事相企、重大之御大法に相背き候事に付、此上はいか様御嚴刑被<sub>レ</sub>仰付候とも遺憾不<sub>レ</sub>奉<sub>レ</sub>存候。乍併正邪曲直之辯相立、雅樂之始末早速決不<sub>レ</sub>申而は、天朝御尊奉之御旨趣相貫不<sub>レ</sub>申、御富家の御隆替に相係可<sub>レ</sub>申候間、此所急度明白之御所置可<sub>レ</sub>被<sub>レ</sub>爲<sub>レ</sub>在候様奉<sub>レ</sub>嘆願候。已上。

七月二日夜四半時

〔福本椿水著久坂玄瑞所載〕

長州の政  
策轉換

【四三】 長藩の看板塗り換

毛利慶親は七月二日(文久二年)中山道よりして京邸に入り、當分所勞と稱して引き籠つたことは既記の通りだ(參照 四〇、四一)。而して京都の雰圍氣が、江戸で想像したよりも、途中で想像したよりも、毛利氏に向つて甚だ不利なるを認め、愈よ其の開國航海の看板を撤去し、尊皇攘夷と爲すの必要を感じ來つた。此れは當初から吉田松陰の社中、久坂玄瑞等の主張したる所であつた。而して七月八日周布政之助、中村九郎兵衛を、正親町三條邸に遣はし、左の二書を呈せしめた。

正親町三  
條への願  
書

大膳大夫儀、上著後、今以て所勞にて、引籠り居候處、所勞一通りにても無之、實は心中恐縮罷在候次第有之、旅中より家老一人先越仕らせ、過る二月申上候趣に付、何とか御沙汰も可<sub>レ</sub>被<sub>レ</sub>爲<sub>レ</sub>在や、最前御書取を以て、被<sub>レ</sub>仰聞置候通り、御掛念御辯解なされ候はゞ、難有仕合に奉<sub>レ</sub>存候、右御辯解一條相濟候上は、先般勅

第九章 四三 長藩の看板塗り換

使御東下に付、大膳大夫へ御内沙汰の旨を早速御請申上、抽丹誠候様仕度奉存候。

此れは例の謗詞一件の釋明が濟んだらば、勅使東下に關する、毛利慶親への勅諭を奉戴す可しとのことだ。實に謗詞一件は、長藩の君臣に取りては、少からざる頭痛の種子であつた。次には、

朝命周旋の希望

先般長門守(定廣)へ、大膳大夫深意に隨ひ、周旋仕り候様にと被仰聞候節、暫の御猶豫願置、大膳大夫へ申越候處、重大之事件、各地懸隔、意味齟齬候ては、不相濟儀に付、一先御斷仕り候様、大膳大夫より申越候に付、其段申上置候。然處此度父子一同輦下に罷居、尤も長門守儀は、追て關東罷下候筈に付、何れとも其内申談、周旋仕り度候。此段開召置可被下候。

此れは長門守への朝命を、前記の理由によりて、お理りしたが、最早父子一處に在京であれば、東西齟齬の心配もなく、長門守も追ては東下の筈に付、兩人協議、周旋の命を奉ず可しとのことだ。

重臣評議

斯くて毛利家在京の諸臣、毛利筑前、毛利伊勢、益田彈正、浦靱負、井上小豊後、周布政之助、兼重讓藏、山田宇右衛門、中村九郎兵衛、桂小五郎等相會して、毛利氏建議の開國航海論を撤回し、勅意奉戴、攘夷一天張りにて行く可しとの評議を盡くした。

兩派の論旨

此の討論は四五日に亘つたが、中村九郎兵衛、桂小五郎など、京都の事情を知悉せる者共は、何れも此際一意専心、叡旨を奉戴し、攘夷に向つて奮進するの外無しと論じ、之に反して老成者山田宇右衛門の如きは、攘夷の行ふ可からざるを知りて、尙ほ且つ之を行はんとするの不可なるを論じたが、最後には、成敗利鈍を顧みず、君臣何れも楠公湊川と決心するの外なしとて、衆議一決した。

君臣湊川の決議

既に薩州などでは大分働いてゐるのに、殿様が輦轂の下に在らせられながら、グズ／＼して居られては、天下に對して申譯がない。是非此所で決しなればならぬが、今其の利害得失を論じたところで、將來必らず其の通りに往くものではない。それ故に今日は、大義名分のある所に依つて決を取り、成敗



利鈍を度外に置かうではないか。萬一國元の諸士が従つて來なければ、京攝の間に居る同志を糾合すれば、二百や三百の人を得ることは出来る。此の一人が一致して殿様を奉じて、往く處まで往かうではないか。詰り楠公が、湊川で討死をしたやうにと、とう／＼君臣湊川の決議になつた(忠正公勤王事績)。此に於て周布政之助をして、議奏中山、正親町三條の兩卿に進説せしめ、七月十六日には毛利伊勢を正親町三條邸に遣はし、長井雅樂建白書の却下を請はしめた。

長井建白書却下願

長井より差出候書面之儀、御掛念之趣、未だ委細不奉承知候得共、聊にても謗詞に似寄候儀、大膳大夫兼て之志に不相叶段は、申上迄も無之、就ては右書面早速取下仕度奉存候。雅樂不心得之儀に付ては、追て各方可申付候得共、其内役儀差替、國元差下、慎申付置候間、御辯解之旨、早々被仰聞被下候様奉願候。一 謗詞一條、御辯解被仰聞相濟候は、國事周旋方之儀、天下後世に相拘候に付、御掛念不被爲在候段、委細御書取を以、被仰聞被下候様奉願候。

毛利氏豹變

此の如くして毛利氏は、正しく茲に豹變の實を擧げた。事の此に到りたるは、内部に於ける吉田松陰社中の運動は勿論であるが、外部に於ける薩藩の活動が、尤も大なる刺戟であつたことは固より推測するに餘りありだ。

### 島津久光と長井雅樂と成敗の相違

島津三郎上京

島津三郎初和泉と稱す。後水野和泉守幕府の老中たるに及び、これを避けて三郎とよぶ。鹿兒島侯の薬子にして、故侯齊彬の弟なり。齊彬卒して子なきに際し、その子を立て嗣とす。されば名は支族にして、其實は父たり。その藩に在ての勢力知るべきなり。而して此歳四月を以て兵數百を率て上京せり。此時に方りて四方の浪士、京師に集り、攘夷を説き、討幕を唱へ、喧嘩頗る甚しく、其名尊王にありといへども、其統一する所なきを以て、披猖放肆の態、京師にもやゝこれを厭ふの情なき能はず。而して幕府既にこれを鎮壓するの力なき折柄なれば、三郎の上京を幸とし、これが鎮撫を命ぜられたり。三郎はその手始として、其同藩士異論のもの伏見にある者をさへ殺して以て其威を立たり。時恰も長井雅樂の其藩主を戴きて、京師間に周旋するの際なりしが、其藩論を一にする能はず、却て爲に罪を其主に得て自裁するに至り、事竟に

長井の運動失敗

敗れたり。こゝに於て朝意益三郎に嚮うて、これに倚重するに至れり。これその成敗の異なるは、三郎と雅樂と、その藩に於て資格勢力の太相運庭せるによりて然るものにして、強ちに其説く所の開國論の京紳の好む所に投ぜざるのみによるにもあらざるべしとおもはる。三郎既に志を京師に得て、遂にその意見を陳べて、公武調和の策を盡し、朝議こゝに定りて、所謂三大策を齎らして、勅使大原三位を讓して東下せしは、その五六月の際にあり。(田邊太一、幕末外交談)

### 第十章 江戸に於ける大原勅使と

#### 島津久光

##### 〔四四〕 大原、島津入府第一著の言動

大原勅使  
江戸著

話頭は勅使入府に廻る。扱も大原勅使は、六月七日(文久二年)江戸に著し、龍口傳奏屋敷に入つた。馳走掛分部若狭守(光貞)は、定例通りで相ひ迎へた。島津久光は、薩摩の高輪別邸に入つた。當日大原は、左の口上書を島津に贈つた。

將軍直談  
の希望

前略、扱例の城使(板倉周州)來入如例にて相濟候。扱又外老中も面會如例、更に四老中面會談可致との事に候故、子細とも聞入候かと存候へば、左なく御用御急ぎ候哉、御對顔と申ては、御式も有之、明日、明後と速にもまいりがたきに付、先へ御用小子を被差向候程の御事、急がぬにては無御座候へども、左ればとて、一日二日遅きとて、夫が御差支と可相成にても御座有間敷と談、次で

御對顔と申様の御事にては如何哉と申候に付、我等申に、扱は御用談御役方にて御聞取の御積りの由。

以下は大原が堂々と老中に向つて、其の用談は將軍を除外して、單に老中とのみ爲す可き筋合でなきことを、辯明した。

小子(大原)御前にて承り候には、大樹公直に老中方も出席の處にて可申達旨被仰付候間、御直に申入候積りと申述候。

次に大原よりの提議は、

扱はと申内に、又小子より御對顔には、御式等も御座候はゞ、先御用談は、御用談にて相仕舞、扱初登城御對顔とは別にて被成候ては如何と申候得ば。

以下は閣老の返事。

夫は却て六ヶ敷候故、何分御直に申上、御對顔は御對顔にて仕舞、更に御用談とか承候よし被申候。

此に於て大原は、

幕府の對大原方針

左れば一日も早方可然存候間、二日(和宮へ被通物取計故也)置にて申せば、來十日と申延には相成間敷と申候へば、左様にも相成間敷哉に候へども、何分直に御伺明日御返答可申入と云て相分れ候。此段一寸申入候。

勅命が勅命であり、且つ大原が京都の公卿でも、札付の硬漢であることは、江戸へも恐らくは聞えたることであつたらうから、幕府でも同人に對しては、從來の武家傳奏や、自餘禮儀上の勅使に對すると、同一の取扱は做さなかつたものと察せらるゝ。

延日を斷る

越(松平慶永)に御面談の間も有之候て可宜哉とも存じ候。何れだらゝと延日は、御急のよし申候へば、四人一同左様の儀は決て有間敷と相對候。此段一寸申入置候。幸山科(山科兵部、實は薩藩士吉井友實)御召の由に候間、同人にも篤と申置候間、書面御分りなき事は、御聞可被下候。早々以上。

六月七日

追て今日堀(次郎)わざゝ被下、何も巨細に承り安心いたし候。同人、大苦勞、乍

禪宜御申可被下候。

此の如く大原と島津とは、當初から聯絡を取り、歩調を描へて運動することゝなつてゐた、而して大原は將軍閣老列坐の上にて、勅命を申渡す覺期にて、それも成る可く至急にと申し込んだのであつた。六月八日には、前約の通り、島津久光は松平慶永を訪問した。

久光の慶永訪問

八日(文久二年六月)今朝盤邸(常盤橋畔越前邸)へ被爲入、御待受如、御兼約、島津三郎殿へ御逢なり、御對談の次第は、先侯御遺志御繼述より始て御上京、浪士一條等にて、無御據御滯京之運びと相成、此度勅使と御一所御東下等、幕府之嫌疑も無之哉如何御心配之由にて、今後之御相談有之、閣老衆へ御逢對之儀も御談に付、中書殿(藤坂安宅)は、御内縁も有之との事故、此方へ御逢可然と、御挨拶の由、橋公の御事は、是非共御登庸なくては不相適京都の御模様なる由等御申、且於京都は専ら攘夷の思召にて、輿論も甚敷候得共、此儀は識者を待ざる事ながら、時勢俄に開國にも相運び兼、御心痛之譯等、御論談ありし由(再

攘夷論に就き

夢紀事。

此れにて見れば、曾て島津久光が、予は未だ曾て攘夷論などを唱へたことはなかつた、それを唱へたのは、寧ろ西郷等であつた」と云つた(此れは伊藤博文の親しく島津久光より聞くとくとして、孝子伊藤公に揭げられたるもの)ことも、未だ必ずしも無稽の言でなきことが首肯せらるゝ、然も島津は決して此の趨勢には、公然反對しなかつたことは勿論だ。

【四五】 薩藩と越前

堀小太郎中根雪江訪問

當時島津久光は、専ら松平慶永を相手として、其の使命を果さんと企てた、故に入府するや否や、豫じめ打合せ置きて、其の翌八日彼を訪問して談ずる所あり、更らに其翌九日には、久光の意を承け、堀小太郎は、慶永の懐刀である中根雪江

舞摩の春  
嶽依頼

を訪問して、其の内意を語らしめた。

今夕（文久二年六月九日）三郎殿御手元使として、堀小太郎參邸、雪江逢對、御口上之趣意は、此度勅使へ差添東下之上精々勅意貫徹之義を、致周旋候様、御内命も有之事候得共、當節追々御改革にて、先侯（島津齊彬）の御遺志通りも、已に行はるべき御時勢にて、別段申上候程之義も無之處、事々間布、御老中へ御出にて、御存寄被仰出候へば、又何角世評にも可相成に付、夫も御不本意に付、何分老公（松平慶永）へ御縋り申上、萬端御相談被成度由。

京都狀勢

此れが則ち松平春嶽を其の相手とする所以である。  
且京都において、最初は交易御斷り、夷人退治と申御主意に候ひしかど、此節と相成、左様之義はたとひ勅命にても、難被行段は、御斷り置候得共、京都はケ様成御振合故、開國説は、永（長）井雅樂も仕損じ、貶黜せられ候程之義故、容易には入兼候勢の由。

此れは開國論の京都にて、尤も不向である現状を云ふ。

元來夷人御所置之義は、根元の公武御合體を初、萬民安堵之場へ相運び候上の義なるべきとの御見込之由等申述に付、

此れは堀の云ふ所。

其上にての御所置方は、如何と承りしに。

此れは中根の訊ふ所。

元來近年老中直應接之義、如何にも不都合にて、夫よりして取返し之難出來候事到來候へば、此格を被廢、別に外國事務局を被設、外事奉行の上に、別に祿位ある人を立（諸侯の内より選舉）、此人閣老に代つて應接すべし、此人は總而閣命を受けて及應接應接の施柄は、閣老にある如くに相成候はゞ、威信も立可申敷の由。

以上は堀の答へたる所。

品川御殿山異人館は、如何にも人心に相障り候へば、何とか被成方有之度由、兵庫開港之儀は殊に御好不被遊候へば、何とか相止候様有之度由。

御殿山異  
人館處置  
の事

外國事務  
局設置の  
議

前者は遂ひに浪士の焼打となり了つた。後者の兵庫開港問題は、徳川氏瓦解まで未了問題として引き延された。

島津齊彬  
遺圖

又京都の人数は公武よりの御指圖にて、長州引取候事候へば、同様引取候由畢竟先侯(齊彬)の遺志は、大老(井伊直弼)の暴政を挫き候策より出候事故、今日となりては、御指圖次第、如何様とも可致との趣なり。

薩長交關  
の形勢

とある。乃ち長州さへ兵を引き退くに於ては、薩州も同様たるべしとのこと。當時京都に於ては、薩長兩藩屹然相對して、動もすれば山名、細川の應仁の亂を醸生せんとする危険無きにしもあらざる狀があつた。

小太郎參上之義申上、御逢有之、右同趣申上、再度三郎殿御逢被願之義を申上候なり。

乃ち堀も亦た親しく慶永に謁見して、前説を繰り返し、更らに久光との再會見を申請したものである。尙ほ中根雪江は、上記の事實に就て、左の觀察を下してゐる。

中根の觀  
察

二藩の人数各千餘人づゝ、葦園の下に群集し、互に粗暴を極めて雌雄を争ひ、諍鬪を開らくの機、時を測らず、……幕吏の威令、更に行はれず、空敷手を束ねて有れども無が如く、……朝廷も亦朝議幕論に驚駭攪動、……薩を鎮し長を撫し、一日の安を偷むに出ず、二侯(長、薩)も亦其眞誠に出ては、幕府或は朝廷に會同して、共に國是を議るべきに、二侯互に躲避して、其面を對するを好まざるが如し。

如何にも痛快の言だ。

可怪體態

三郎の東下する、實に千載の一遇なり。長州侯之を待て、勅使と共に幕廷に會議し、曾て建言する所の國是を切瑳討論して、皇州の大策を建べきなるを、薩侯の東著する、長侯は中山道を経て上京せり。可怪の體態なるを以、薩州不快の嫌疑を懐かりし。依之各藩士の互に其不條理あるを來告して止まず。是等の形勢なるを以、小太郎の答る所如、前記なりしなり。

と、乃ち長若し兵を退かば、薩も亦た然かせんとの言だ。

薩長私意

此時二侯兵を率て歸國し、滯京の浮浪輩は、幕威を以壓鎮せば、靜謐目前にして、改革の政治も施し易きを證すれども、二藩各私意あるを以、公道行はれず、幕府又これを行ふに力なく、唯模稜の手段に困しめり。豈慨嘆せざるべけんや。

此れも亦た一説であらう。

### 【四六】大原勅使の登城 (一)

六月十日は、勅使大原重徳は、愈よ千代田城中にて、將軍徳川家茂に見え、親しく勅命を傳ふることとなつた。其の次第は、大原自身の手控書が、能く之を語りてゐる。

登城對顔  
を待つ

十日晴辰刻(午前八時)頃出門登城、先殿上の間にて、宮(和宮)の御言傳物目錄相

帯刀出頭  
の事

渡し、其次第如例之よし。夫より大廊下上の休所對顔を待、扱高家來り、御用談對顔之砌、會津(松平容保)越前(松平慶永)出頭是も宜哉と申候間、こゝぞと存、大平尤政事に預る人には、誰にても不苦候と相答候。

以上が序幕である。  
扱帶刀之事、勅使傳奏衆でも被撤候故にと、申にくそうに申候間、一向不存候。傳奏衆も左様之儀ならば、是に可拔置候。併我等左衛門督在官故、主上の御前へも帶劍之身分、大樹公の前撤しは如何に候得共、御仕來りとあれば、其事と申候、少時其方様は武官の御事、御尤其儘にて不苦と申出候故、帶刀なりに對顔出頭候、一笑々々。

大原は先づ其の身分を占めた。彼が從來の傳奏や、勅使と撰を殊にしたる所以此に存す。

白書院將  
軍對顔

先白書院對顔如常、御言傳物口上目錄直に相渡、拜戴丁寧也。猶歸京にて可申述。

拜戴丁寧也の一句、將軍家茂が如何に恭謹であつたか、想はるゝ。

自分禮了て、家人目見へ、引續人拂直に同所にて勅詔申述、至極晴々間敷候得共、こゝが一番大事と誠心を勵し、隨分靜に分る様に申述たる心持也。

此れは大原の自畫自贊だ。

大原口狀

其口狀は先年以來外夷一條に付、兼て被仰出候通、神宮御代々に被爲對被爲、恐入御事故、時々叡慮に不被爲叶事のみにて、御憂苦絶させられず候何卒外夷拒絶に被爲遊度被思召候へども、公武御一和ならでは相成兼候付、何卒和宮を御降配被爲遊、御一和を天下に表し候得者、十年内には必掃攘可致との願に付、天下の爲とならばと被思召、御治定被遊、則去冬(文久元年十一月)御入城被爲在候故、十年内には、必掃攘可有と被安叡慮候御事に候。

以上は勅旨の冒頭だ。

現狀宸憂

扱當春毛利大膳大夫公武之間に立入、爲天下周旋いたし候事有之、御満足にて、往復に相成候處、豈料也西國筋中國邊之浪士共蜂起いたし、不容易事共相

唱、已に天下擾亂にも可至形勢に候處、島津三郎程好鎮靜いたし、先治り候得共、元來外夷一件より之事に候へ者、外夷之事いかにも方付不申ては、實に治りたると申者に無之候間、國難之増長いたし候を、深歎き被思召候。

以上は最近の出來事や、現狀に就ての宸憂を申達す。

勅文授與

國難は天下の不幸、國難なきは天下の幸、天下之幸は則徳川家之幸にて、徳川幸なれば、朝廷の御安心被遊候御事申迄も無之候。右故深被回宸衷、數々御廟算被爲在候内、人選登庸之事最上と被思召候故、則此趣被仰出候と申て、一紙を懷中より出し、大樹へ相渡し候。

以上は大原勅使が、勅旨を口達して、其上にて、勅文を將軍に授けたる顛末だ。如何にも文字が質實にして、其の要を得てゐる。

幕閣恭禮

大樹拜見いたし戴き被納候様子故、一同え拜見可被爲致と申候得者、其儘會津へ被渡、會津受取、扇を開け可置様子之處、越前御臺をと申候故、宸筆にては不被爲在旨申候得共、勅語故にと申て、三寶を取寄、其上に乗せ、上段に置、下よ



り各拜見、會津、越前、老中四人、若年寄等に候。之を一讀すれば、如何に朝威が、千代田城中に及びつゝあるかを知るに於て、餘りあらむ。此れは徳川氏が今更ら思ひ出したる様に、急に皇室に對して恭順の禮を献げたるではなく、全く周邊の雰圍氣が、此に至らしめたるものと云はねばならぬ。而して誰れが此の雰圍氣を製造したるかと云へば、それは癸丑甲寅以來の趨勢が、自然に斯く發達し來りたるものと云はねばならぬ。

〔四七〕 大原勅使の登城 (二)

一同勅文拜見了

大原から手交せられたる勅諭の書付は、將軍先づ拜見し、それから松平容保、松平慶永を首として、老中、若年寄一同も拜見した。

其中に拜見了候はゞ、又可申述事ありと申て待候。一橋(慶喜)も度々登城にて、

隔意無之、又越前(松平慶永)も日々登城にて、政事相談いたし候と被申候中に、拜見了、大樹公手元へ返却。

大原演説

此れよりして大原は更らに口頭もて、勅諭の出で來りたる所以を説き、將軍を始め一同をして、其の要旨を會得し、之を服膺せしめんことを要めた。

公武一致の要

其時にケ様に被仰出候事、禁中より御勢ひを以仰らるゝにては決して不被爲在、只々公武御一和、國內一致ならでは、外夷掃攘も不相成事故、重徳(大原)御實情を被仰達候故、必心得違無之様、何分公武御一和、國內一致にして、外夷掃攘、天下太平の基源を開かれ候様にと思召候。

此れは決して高壓的に幕府を強制するにあらず、只だ眞に公武一和、國內一致の基礎を作して、而して外夷掃攘の目的を達せんが爲めであることを釋明したのだ。

慶喜慶永登用の事

且又一橋後見の事、頃日大樹公年頃に田安大納言被差免、間もなく又今日後見も如何に候得者、名目之處、輔弼たるべく、其實は後見政事御談合可有之候。

又大老は家臣之事、越前は家柄故、名目之處差支候はゞ、政事總裁職と稱し候ても、是以其實は大老職にて、政事可被取計事。

所謂る名を避けて、實を取るもの。田安の後見を免じて、今更ら一橋の後見でもあるまいと云はば、輔弼にても可也。越前が御家門にて、大老の職名を屑とせずんば、總裁職にても可也。要は其の實を擧ぐるにあるのみだ。

右等之事、徳川家二百餘年の事、何卒中興をと思召され候故に、聖慮を回され、一橋越前之事を被仰出候間、自然差支之儀候とも、非常出格之儀にて、登庸せられ候事、速に御請相成候様にと云々。

以上は大原勅使口述の次第。

將可答辭

右申述候得者、大樹公自口を開段々之仰承り、猶篤と勘考いたし、述より御請可申上旨被申述候。夫にて一同退去、小生も退き候。

勅使任務  
完し

以上大原の手控書を見れば、假令それが當人自から當人の事を語るとは云へ、兎も角も大原其人が勅使たるの任務を辱しめなかつたことは、自から疑ひを

容れない。

中根の觀  
察

尙ほ中根雪江の此れに關する記事は、左の通りである。

本日(六月十日)勅使登營、於御白書院、御對顔之御式相濟、夫より御人拂ひにて、會侯、公(松平慶永)及び閣老、參政伺候にて、大原殿御上檀に上られ、御直に言上の大意は、

大原言上  
大意

夷狄猖獗已來、萬民不得安堵候處、先年堀田備中守(安政五年)上京不都合之義及言上候より、事起り、公武の御間柄御行違の儀を生じ、爾來に無據今日之體に相成候へば、何分にも夷狄掃攘、萬民を安んせられ候へば、叡慮も自ら安んせらるべく、夫に付ては一橋殿を御後見、越前前中將を大老となされ、御政道有之候はゞ、天下太平、萬民安堵可致との御趣意之由にて、猶又勅意御書取被指出、被備台覽、夫より何れも致拜見候様、大原殿被申、會侯拜受候處、指置れ拜見せらるべき様なく、御當惑之體に付、公(松平慶永)參政に被命、白三方を被取寄、載之られ、御上檀際に被指置、何も罷出頂戴拜見有之由、其上にて大原殿被

申候は、右之通被仰出候得共、後見大老等之義は、猶又於幕府御厚評可有之旨被申陳候。

以上は大原の手控と能く一致してゐる。

勅意書取

右相濟一と通り御挨拶被申上退坐之由、勅意御書取如左。

近來醜夷逞猖獗、數觀親皇國實不容易形勢に付、萬一於有汚國體缺神器之事者、被對列祖之神靈、是全當今(主上)寡德之故と、深被痛宸衷候に付、蠻夷拒絶之叡思を奉じ、固有之忠勇奮起し、速建掃攘之功、上安宸襟、下救萬民、黠虜永絶、親觀之念、不汚神州、不損國體、様と之叡慮に被爲在候事。

尙ほ中根は斯く記してゐる。

慶永容保  
會大原再

再御白書院にて、會侯公(松平慶永)及閣老衆大原殿へ御逢對有之、大原殿會侯へア、ナタはと被問に付、松平肥後守と被答。又公へも被問に付、御名御答之處、越前前中將殿はア、ナタデゴザルかと被申候由、夫より閣老衆へは、名は被問候由、應答濟、一同默然に付、公(松平慶永)より、勅意之趣、難有御次第と御禮被仰

上處、一同にも段々難有と被申候へば、段々ナニガアリガタイノジャと被答に付、叡慮を難有奉存候と、公(松平慶永)より御取合せにて、夫より時候御挨拶一と通りにて相濟由。

此れは松平慶永の攻城後、語りたるものを、其儘筆記したるものなれば、最も確かなる記事だ。

大原激烈  
翁

大原殿年六十二、有名なる頑固の攘夷家なり。先年備中(備中)殿上京の節、傳奏坊城(東坊城)馳長殿の關東に阿黨するを惡んで、途中に刺殺せんとて走り寄て、駕の簾を排けられしに、人違にて其事を果されざりし程の激烈老なり。此度の勅使は、薩と同行と云ひ、前途の艱險を畏憚して、堂上誰あつて及御請人なかりしに、此御退隱の身ながら請ふて奉勅に及ばれたり、故に御待遇も一と通りならず困難なりし。

とは、中根が自から前文に附記したるところ、何れにしても幕府側では、大原の頑固翁には頗る辟易したるに相違あるまじ。

和宮様への御内簡

六月二日宰相中將殿より觀行院様へ御文にて、かれく異國交易の事に付、御もやもやの處、此度島津和泉と申者上京にて、いろく申上候次第に付、彼は大御評議にて徳川家格別の御由緒から御近親の邊を思召れ、何かの御趣意御行違あらせられぬ爲に、大樹様へ和宮様より御直々仰入れ候様との御きたの由申參る。則すくに御持參遊し仰入れ候。

(中略)

十日總ふれ前勅使御對がんのよし、其以前に御内々勅書御拜見遊し度由御願遊し候故、恐ながらちとちと御亂書にて恐入まゐらせられ候へ共、其まゝ鳥渡御持參にて御覽に御入あそばし、直に御持歸りあそばし、猶一兩日の内に御うつし上まゐらせられ候由仰置れ候事。右勅書の御趣意は、此度異國の事に付勅使さし下され三箇條仰立られ候故、すべて思召様とも御行違あらせられぬやう、大樹様へ宮様より御直に仰遊せられ候様との、御沙汰にてあらせられ候。(庭田嗣子日記)

〔四八〕 江戸に於ける薩長兩藩士の會合

薩長兩藩士交渉

毛利氏は、島津氏と同様に、公武周旋の勅命を受けてゐる。然るに江戸には毛利父子共に不在にて、然も毛利慶親は、大原勅使入府の前日、中山道より出立して、面會の機を逸してゐる。然も在府の長藩士は、今更ら知らぬ振りして、薩藩の活動を傍觀するのみにては、事足る可くもなく、従つて兩藩士の交渉は出で來つた。大久保一藏の日記に曰く、

六月十日 晴

堀大久保周布小幡會見

一 今日八後(午後二時後)より堀同道、西向御邸え立寄、醉月樓え出張、長藩周布政之助、小幡彦七え面會、種々論談後及俗興候、夜九つ時分(半夜)歸邸。午後二時過より夜半までとあれば、随分長席であつたことが判知る。更らに一日措いて、十二日には又た會合してゐる。

六月十二日 晴

一 今日亦々西向え差越堀同道萬年屋と申船問屋え差越候、長藩周布政之助先來、船用意有之、乘船墨田川登り、風景可愛、一亭え上陸、此處へ宍戸九郎兵衛、小幡彦七外に一人先來、頗る及暴論候、今夜九つ前歸邸、

周布大久保宛狀

尙ほ周布が大久保に與へたる書翰を見れば、左の通りだ。  
昨夜は高樓に陪遊、御厚誼之程萬々奉感謝候、俚歌催醉にて、座に堪兼候に付、御醉夢中不敬之至候得共、勇退眞平御海寬奉希候、杯前略申上候通、明十二日御手透に被爲成候は、數寄屋河岸船宿萬年屋にて、小船を艤候而御來臨を可奉待、必々兩君(大久保、堀)御一同御越可被下、僕も今日天使拜謁(大原謁見)相濟せ候て、來る十六七日頃出立(京都へ向ふ)之積罷居、最早緩々拜芝得可申程無覺束奉存候、今日御繁務中、乍御坊御光臨奉希候、九郎兵衛(宍戸)も、其節拜謁可仕候、御禮御答旁具呈寸簡候、頓首。

六月十一日

再白昨夜樓上にて汚玉礎候處、酒氣物々不能採筆候に付、乍序左に錄上、配正

是祈。

西來意氣轉乾坤。一世雄風十字幡。京攝春殘花下巷。遠參夏淺綠陰邨。  
皇州今日網維舉。古道千秋神聖存。我亦聊懷憂國念。向君咄々吐和魂。

堀老臺所示近製佳什攀其瑤礎却奉呈併乞教正戲拜具

政之助拜呈

大久保  
堀老臺 函丈

會合の目的

惟ふに兩會共に、周布政之助が、薩藩の疑團を釋き、不快の念を解かんが爲めに、故らに催したるものにして、特に次會に於ては、周布は辯明尤も、易めたるに拘らず、遂ひに薩士をして釋然たること能はざらしめた様であつた。

薩士釋然  
たらず

或は傳へいふ、長薩兩藩士の川長樓に會するや、翁(周布)は先づ長藩の公武周旋に關する趣意を縷説して、毫も他意なく、至誠に出でたるを辯明し、且つ小太郎(堀)等に向ひ若し違言あらんには、僕自ら屠腹すべしといひて、其の決心

相互示威

を示した。小太郎は翁の衷心を解悟することできなくて、直に膝を進めて足下屠腹せよ、僕之を檢せんといひければ、一藏(大久保)大呵して之を止めた。既にして宴酣なるに及び、小太郎頗る不遜傲慢の態度を示しければ、翁は之を斬らんとし、劍を抜き起つて舞ひしかば、彦七(小幡)其の危を見て、急に立ち、身を以て之を遮り、又兵衛(來島)も劍を按じて、座中を睥睨し、一藏また壘を撥き、之を掌上に弄して其の力を示した。其の景狀宛も漢の高祖が、項羽と鴻門に會したるに髣髴たるを以て、當時之を鴻門の會と呼んだといふのである。此の傳説を確證す可き史料としては、未だ發見せざるも、其の壯遊の事實は、大久保利通日記に見へてゐる。……かゝる行爲に出でし事實なるは、想察しえらるゝのである。かくて翁はなほ薩摩藩邸を訪ひて、兩藩の協和に盡力せるが、其の誠意遂に貫徹しないで、漸く疏隔をなすに至つたのである。(周布政之助翁傳)

要するに兩藩の葛藤は、兩藩士の一夕や二夕の宴席にては、遂ひに解決に至ら

鴻門の會

なかつたことは事實だ。而して爾後の成行が、更らに一層之を濃厚ならしむるに至つた事實は、他の機會に於て、之を語るであらう。

### 〔四九〕 大原、島津の促進運動 (一)

大原再登城

六月十日千代田城中に於て、勅命を申達したる大原重徳は、同十三日更らに登城し、老中脇坂安宅、板倉勝靜に向つて、速に勅命を奉行す可き旨を催告した。其の模様は、再夢紀事に、左の如く掲げてゐる。

勅命奉行催促

御登城如御例。今日於御黒書院會侯(松平容保)閣老と御一所に大原殿へ御會話有之、確定之御談も無之由。概略は、大原殿夷情等も粗心得居られ、此節打拂杯は難適由被申由。主上は橋(一橋慶喜)越(松平慶永)共御承知不被爲、在候得共、(此れは親しく其の人物は知るしめさざるものと意味)衆人可宜と相望故、宜しか

らんと思召迄の事にて、衆望によつて御擧用、夫即御當然なる由を被申、後見大老等之名稱は兎も角も御實事さへ被行候得ば、如何様にて可然との御含の由、何分慥に奉勅之見留さへ付候得ば、早々歸洛之御心得の由。

以上は大原の談話、又は談話によりて、松平慶永が斯る次第と合點したるところを語りたるもの、尙ほ引き續きて、

關白殿(九條尙忠)若州(酒井所司代)久世(天和守廣周)等の申談不都合故、萬事齟齬相成由を被申。

此れは大原が語りたるところ。

互に諧謔

五十七にて致仕當時は隱居之由被申に付(此れは大原が自から云うたるところ)公(慶永)及脇坂も隱居、此度御推擧之一橋殿も隱居之由、御物語之處、兎角隱居共は強情なりと被及笑談、近來御腹合不宜御困りの由御嘶の處、誰人も皆腹がわりくなれば夫にて宜しく抔被申、惣て洒落の風采の由なりしとぞ。

勅旨奉戴の困難

此の如く大原の受けは、幕府側に於ては、必らずしも悪しくはなかつたが、然も

幕府内の情實は、纏綿して容易に勅旨奉戴を容さなかつた、そは一橋後見職に就ては、老中を始め幕吏何れも少からざる猜疑心があり、又た松平慶永彼自身に於ても、如何に大老——政事總裁職——の名あるも、其の實を行はずして、空名のみにて、床の置物同様たることは、彼も亦自から屑とせざる所であつたからだ。

島津の勅旨奉行催

尙ほ島津久光は、六月十四日脇坂安宅を訪うて時事を談じ、別に手控書を示して速に勅意を奉行せんことを促がした、脇坂の父中務大輔安董と、島津榮翁——從三位重豪と相善く、榮翁爲めに脇坂の女を養女としたる緣故あるが故に、安宅も亦た久光に對しては、其の接待懇切を極めた。

島津脇坂宛状

而して島津久光は、更らに六月十六日、書を脇坂に與へて、一橋、越前撰任、及び毛利慶親を江戸へ召還の意見を陳述した。

一筆致啓上候、日々暑氣相加申候處、彌御壯健被成、御座奉恐賀候、然者先日者舊來御親睦之一筋を以、御役御離れ御面會被成下、別而忝奉存候、殊に隨貴意

存慮無伏藏申述候處、何も御異論無之致安心候。夫に付猶又致熟考候處、何れ天下之御爲と奉存、僭踰之罪を不顧、右條之儀申述候間、御都合次第、御同列方え御談合被成下度、伏而奉願候。

島津久光は、雄藩の代表者ではあるが、その藩主でない爲、其の位地も頗る不自然にて、幕府でも其取扱方に當惑した程なれば、自から居ることも、前掲の通り、聊か控へ目の文句を並べたものであらう。尙ほ此際薩藩に於ても、種々の運動のあつたことは左の記事によりても分明であらう。再夢紀事「六月十七日の項に、

薩藩種々の運動

薩州末家島津淡路守殿（佐土原藩主忠寛）より、薩當侯（茂久後に忠義）を世子とし、三郎殿を薩侯當勤に被命度内願有之候得共、此義は難相整當公隱居、三郎殿相續被相願候儀は、可相整との御評議の由とあれば、此の運動は中止となりたるものと察せらる。

### 【五〇】 大原、島津の促進運動 (二)

島津久光は、關老脇坂安宅へ向つて、前掲（參照 四九）の次に、左の如く陳述してゐる。

橋越登庸の事

一 此節叡慮之趣被爲在、久世氏（老中久世大和守）上京之儀被仰出候處、御請及遲滯候付、不被爲得止事、勅使被差下、公武御一和、御國內一致之處に無之候而者、不相濟と被思召、就而一橋、越前之兩侯、天下有志之人心歸嚮する處故、御後見御大老に御登庸有之候様との御趣意、誠以恐悅至極之御事と奉存候。以上は勅使東下に付ての趣旨。

先例拘泥の非

然處先日粗御咄致承知候得者、名目之處御評議甚御六ヶ敷由、其節者愚意何共不申出、態と差控罷在候得共、退而致勅考候得者、存付候儀致默止候而者、却て不忠と奉存、不得已事申上候、邂逅勅使被差立被仰下候御趣意、纔名目計に被爲拘、御評議御決定無之候而者、乍恐優柔不斷と可奉申歎、當時不容易折柄、



舊格先例に御拘泥被爲在候而者、以之外之御大事と奉存候。名目に泥み、大計を失す、幕府の責任幾許ぞ。

利遅延の不  
ケ様御評議御遅延罷成候而者、又々人心疑惑を生じ、異説紛々致流行、浪人共致蜂起候儀も可有之哉と甚以懸念至極に奉存候。若其次第に相成候而者、連も御國威御挽回之期も被爲在間敷、實々恐入奉存候。何卒非常之時節、御出格之譯を以、一日も早く御評決、勅諭御遵奉被爲在候様、伏而奉希上候。

此れは随分思ひ切りたる突き込みだ。然も幕府としては之に向つて何等立派な答辯の出來得可き理由の持合せがな。

一橋後見の事

尤一橋君御後見之儀者、近頃田安君御後見御免に相成候故際々之處、如何との御評議に被伺御尤之御事には御座候得共、不容易時節、殊に被爲惱宸衷、態態勅使を以被仰出候御事に御座候得ば、快く御請被仰上候はゞ、公武御一和之御實情御通徹被爲在候御儀にて、天下の人心も、此御一條に至極奉感服御國家御安泰之基と、乍恐奉存候。

慶永登用の事

此れは一橋後見に付ての事。

越前君之儀者、御家門之故聊御故障之譯も被爲在候はゞ、御大老同様、御政事總裁有之候様、屹度被仰渡、一統えも右之趣承知仕候様御達被爲在候はゞ、御國內靜謐、人心一和罷成、無此上御美事と乍恐奉存候。

此れは越前大老職に付ての事、要するに名目は何れにもせよ、其實を擧ぐることだ。

長州の態度に就き

島津の書簡は、此れから一轉して長州問題に入つてゐる。此れは尤も注意を要する部分である。

一 長州之事粗申出候處、御答振不分明致承知候。此儀者先頃脇方より、當五月二日大膳大夫(毛利慶親)よりの上書致落手、虚實者難量御座候得共、愚意聊致疑惑候。

此れは毛利慶親が、將軍上洛の意見書に付ての事。

尤御上洛之御一條者、實に寛永以來之御盛舉者、申上迄も無御座候得共、先日

將軍上洛延期論

も申上候通、何ぞ當年中不行候ても、天下之人心紛亂仕にも有御座間敷、來秋より先に被爲行候はゞ可御宜哉と奉存候。貴所様(脇坂安宅)も其御趣意と致承知候。然るに長州者、頻に此儀催促申上候姿に相見得、甚無心元奉存候。此に於て薩長の意見は全く相ひ岐れた。長は將軍上京を、即今の第一義としてゐる。薩は之を明年の秋以降としてゐる。

慶永上洛の事

方今之處にては、勅命通越候(松平慶永)御登庸之上、當秋上京被命、外夷御所置、國是之御議論言上有之、叡慮御伺相成候方可然歟と奉存候。

此れが薩の意見だ。

急速に御上洛被爲在候ては、御道中宿々及迷惑、且於京師種々御評議決兼候御事被爲在候得ば、以之外之御大事、却而皇國混亂之基歟と、乍恐奉存候。

此れは毛利氏の將軍急速上京の議を辯駁したるもの。

毛利の態度不審

大膳大夫(毛利慶親)爰許え罷在候はゞ、小子面會直談致候所存も有之候得共、著を乍存、道を替へ、前日發足之次第、何共不審千萬、心底難量御座候。

慶親江戸召還の意見

島津久光滿腔の不平、滿々の遺憾、言辭の外に活躍す。

長門守(長侯世子定廣)出府之由には候得共、家督にも無之、決兼候儀も可有之候に付、相成儀に御座候はゞ、只今之内、再大膳大夫被召返、小子と深厚致談合候様被仰下候儀者、相叶申間敷哉。左様候はゞ、趣意一致、公武之御爲、別而可然御事と奉存候。

久光の決心

乃ち毛利慶親を、江戸へ召喚せよとの注文だ。此れは必らずしも島津久光が、慶親が勅使及び久光の著府前日に、故らに別道を取りて上京の途に就きたることと對しての腹癢せばかりでなく、眞に其の意見の相違を、審議論定せんとのことであつたものと察せらる。尙ほ久光は其の結末に、左の一節を添へてゐる。右之趣、家督にも無之候得共、亡兄(齊彬)遺言之一筋を以、不得已事、不肖之身を忘れ、所存十分申上候間、若忌諱を犯し、僭踰之罪を御糾し有之候はゞ、何様共可奉畏候。小子此節國許致發足候より、抛身命公武之御爲、周旋仕候儀にて、敢て功名榮利を貪り候趣意に無之、公武御一和、御國內一致相成候得者、愚身者

如何様罷成候共、曾て遺憾無御座候。此趣深く御汲取被成下度、伏て奉願候。以上。

之を見れば、島津久光の決心の尋常でないことは分明だ。然も其の關係は、今や勅使對幕府ばかりでなく、薩對長となり、此の兩者が相互聯して、幕薩、長の三角關係となり來りつゝある形勢は、容易に看逃し難き一事であらう。

### 【五一】 島津久光、松平慶永に忠告す

慶喜慶永亦動かす

問題は寧ろ單簡だ。勅旨三ヶ條と稱するも、當面の問題としては、只だ一ヶ條に過ぎない。それは越前大老、一橋後見の一件だ。然るに幕府側では遷延容易に決しない。一橋慶喜、松平慶永兩人も、何れも其身嫌疑の地にありて、容易に自から動きさうにもなく、さりとて閣老の中にも、思ひ切りて彼等を起たしめんと努力

久光慶永の狀に與ふる

するものもない。要は只だ大原勅使と島津久光との督促、催告に待つ外の外はない。特に松平慶永の如きは、進んで大老——政事總裁——の要職に當らんとする意氣込なきばかりでなく、不才、多病を理由として、登城さへも御免を被りたしと申出でたる程なれば、島津久光が、此の場合に於て、彼に剴切なる忠告書を與へたのも、決して偶然の事ではない。

今日（文久二年六月廿三日）島津三郎殿より御所勞爲御見廻御菓子に御直書を添て被進たり。右御書中にて、幕府因循にして、勅意速に貫徹せず、皆自己の非力に出るよしを慚愧して、愷切を極められたる御文意なり。惜哉本書を失す。公（慶永）御一讀、悚然たるの御様子に被爲在たり（再夢紀事）。

と中根雪江が記してゐるが、その書翰は、頼ひに、島津久光公實紀中に掲げてある。その中には、

その本文

當時、不容易時節、縱令勅命無之とて、御家門之御家筋、徳川之御家と興亡を共に可被成者、勿論之御事、殊に分けて御依頼之勅諭も被爲在御事に御座候

得ば、天下之大政萬端御盡力有之度御事と奉存候。  
と云ひ、更らに一步を進めて、

然處巷説傳承いたし候得ば、漸天下之大事を、御傍觀之筋に被伺申候。尊慮決  
而右通之御事に無之とは奉存候得共、愚意懸念之餘りより不得止事申上候。  
と云ひ、尙ほ一步を踏み込みて、

慶永出職  
勤告

當時諸國之人心漸乖戾之模様にて、尊公御出職之儀を偏に奉渴望哉に相聞  
得候處、若も右様御傍觀有之候ては、以之外之儀、第一公邊之御爲、別而不可然  
御事と奉存候。

と、當面に一棒を與へてゐる、而して更らに肉薄して、

且閣老坏之處、無御據御譯合も有之筈と奉存候得共、尊公之御進退にて、天下  
中之動靜に可致關係歟と奉存候間、何卒是等之處、能々御勘考、十分御盡力之  
程奉伏願候。

と結んでゐる。此れでは松平慶永も、一讀悚然たるも當然だ。

使者中山  
の痛論

尙ほ此書を齎らしたる久光の使者中山忠左衛門は、中根雪江に向つて、侃々諤  
諤の言をもて、慶永の天下の望みに副はねばならぬ次第を痛論してゐる。

段々御申聞之趣は、模稜御遁辭とならでは承り不申、前にも申上る如く、三郎  
初國を擧て、奉依頼、何かな相應の御手傳も仕度と存込罷在候を、何の役にも  
立ぬ事と、御下げ墨被成候哉、老公(慶永)の御赤心、是非此天下を御挽回不被遊  
しては、不被爲置と、御身命限り思召込められ候事候は、其誠心の御邪魔を  
致候者は、閣老なれ、諸有司なれ、如何にも仕り、速に取除け可申、此邊が田舎者  
相應の御手傳にて、急度思召通りに可仕候。

此れは如何にも久光書翰の眞意を演繹したるものであらう。

若又諸藩へ之御關係にも御坐候は、是亦御指圖次第、如何様にも相働可申、  
相應に敢死之者も召連候得ば、力を以御助勢の出來候筋候へば、一步も退き  
申間敷候。

と云ひ、

陸藩不退  
轉の決心

是程に心膽を吐き、御談論に及候事候得ば、何分老公へ御進退の御赤心を御明かし被下度と、詰責に及びたり。

と記してゐる。此の如く中山も随分と思ひ切りたる文句を吐きたるものと見え、中根は最後に斯く記してゐる。

中根の評言

御登城被爲在已來、諸藩の有志人傑來邸して、公武の御一和の筆陳、鎖港攘夷の舌戦、數々重圍の困難ありといへども、今日の如く御將凡之邊迄切込たる強敵には逢はざりしなり。

と如何にも其通りであつたであらう。而して此の島津側の刺戟が、恐らくは松平慶永をして、其の臣下の群疑を排して、彌よ決心以て要路に立つの覺悟をなさしめたる、一の動機となつたものと察せらるゝ。

## 第十一章 幕府の勅旨奉承

### 【五二】 大原最後の決心

大原再催

歸て大原勅使の方面を見れば、彼は六月十七日、島津久光を、其の宿所に招き、反覆熟議し、六月十八日には登城し、老中脇坂安宅、板倉勝靜に對し、方今の急務を説諭し、速に勅旨を遵奉す可きを督責した。然も彼等は松平慶永の政事總裁職は難くないが、一橋慶喜の後見職は、頗る困る次第を縷述し、遂ひに決する所なくして止んだ。此れも要するに一橋慶喜に對する幕吏の猜疑心と、名分論とが其の因をなしたるものであらう。尙ほ六月二十五日、同二十七日、脇坂、板倉の二閣老、勅使を訪問したが、要するに前言を繰り返すに過ぎなかつた。

大原決意の次第

此に至て勅使大原重徳も、最後の決心をなすの已むなきに至つた。事の此處に至る経緯は、左に掲ぐる大久保利通日記が、聊か其一端を漏らしてゐる。

六月廿六日

一 早天吉中(吉井中助、當時大原勅使の從者として山科兵部と稱す)入來、昨日閣老板倉周防守、脇坂中務大輔、傳奏家敷え參る。一橋公一條御達之處、何ぞ將軍様御不承知之譯にても無之、又家中など人氣などの事にて、一橋後見にて、權威相付候得ば、將軍威勢衰へ、左候得ば、外藩より一橋公を、云々之譯申立べく、仍之今一應考候上、可及返答と之事にて相濟候由、早速形行及言上(島津久光に)何分今日罷出、尙亦形行承知の上、臨機應變可申上との旨被仰付候。(此れは久光より)

尙ほ左の如く此の日記は續いてゐる。曰く、

閣老を感

一 八後(午後二時後)中山(忠左衛門)同道傳奏屋敷へ參殿。然處今日は兩閣老(板倉、脇坂)御招呼之旨奉承知候に付、大幸と尊慮伺候上、扱申上候は、今日は幸之折柄にて、萬一御請不申上候はば、閣老を返し申まじく決心にて申上候處、餘程御振はまり、夫程の事候は、自分屹度可差はまりとて、やがて閣老參り、

十分御決心にて、御達之處、此には御請宜敷、尤御請不致候得ば、只今變に及ぶと之事も被仰付候由、面色相變候山也。御請之方に勘考可仕と之事之由。

此れにて見れば六月廿六日、兩閣老大原勅使を訪問の際は、大久保等の薩士は、傳奏屋敷に在りて、若し萬一兩閣老が勅旨を奉せざるに於ては、所謂直接行動に出づる覺悟をなし、而も其旨を閣老に、勅使から申聞けたものと察せらる。薩摩武士の一徹には、定めて兩閣老も辟易したものであらう。それで出來得る限り、遵奉のつもりにて、熟議す可き旨を答へて引き取りたるものと察せらる。

一 明日何分申上候賦也。

一 歸懸板倉用人山田へ差越、大議論に及候也。

大久保山田議論

山田とあるは、安五郎、即ち陽明學者の山田方谷である。彼は板倉閣老の懐刀であつたから、大久保が彼と大議論に及びたるは、決して異しむに足らない。

六月廿七日

一 山科(吉井中助)え今日之都合間越候處、明日登城御斷申上、此御方へ御召呼之賦也と申來る。

六月廿八日

一 四時(午前十時)出勤、八後(午後二時過)傳奏屋敷へ參殿、今日兩閣老參上之賦候處、御斷に付、明日御登城被遊候様申來、於御前書翰爲御見被下候、則歸る。此の如くして愈よ六月廿九日の大原登城となつた。此日は大原も彌よ最後の腹を固め、幕府若し勅旨を奉せざるに於ては、生還せざる決心もて、文書篋を從士岡本重堅に託して、予が死するを聞かば、之を焚き、遺骸を京都に護送せよとて、傳奏屋敷を出でた。——一説には雜掌堀内典膳に託したとも云ふ——而して護衛の吉井(文實)野津(鎮雄)等何れも死を決して隨行した斯る意氣込であつたから、閣老共も頗る聳動する所があつたに相違あるまい。而して其の結果は、則ち左の通りであつた。

六月廿九日

大原決死の覺悟

覺悟後見決定

一 四時(午前十時)出勤、八後(午後二時過)より、堀、中山同道、傳奏屋敷へ參殿、實に今日勅使御登城御大事にて、御左右奉待候賦にて罷出候處、早御下城有之、則御前え罷出候處、愈一橋公後見御請申上頓と御安心被遊候旨、御沙汰承、實に難有、皇國之大慶無此上、昔年之鬱を散候心持也、早々御暇、早馬にて歸邸、形行及言上、小松家(帶刀、清應)え三人共差越。此の如くして一段落を告げた。

【五三】 大原、江戸の情報を岩倉に致す(一)

豫ねて岩倉具視より、種々の入智慧をせられて東下したる勅使大原重徳は、六月廿六日、廿七日、廿八日附にて、岩倉に向かつて其の情報を送つてゐる。其中には多少参考とす可き點も少くない。

慶永日々登城

越(松平慶永)は御用部屋杯の事は不承候得共、日々登城、大老同様之事を致居候様子、且自分にも申居候。

此れは松平慶永に付てのこと。

一橋登城勿論に候、十日(六月)小子勅諭申述候翌日、一橋登城直面談之由承候、併追々被用と申様にも無之候。

此れは一橋慶喜に付てのこと、當時一橋は疎外せられ、當人も餘り自から進まなかつた模様が判知る。

幕閣の人物批評

新役二人、和泉は父とは容貌顔色共大相違、君子は容貌如愚之古語はうそ歟、御一笑。

此れは水野和泉守忠精と、其父越前守忠邦とを對照しての言。

防州は随分可然、先常式、對話極意は不存候。用人山田安五郎、訖度したる人物の由、何事も之に依るか。

と記してゐる、此れは板倉周防守勝靜に付てのこと。

脇坂は三郎(島津久光)出會、段々之咄に、惜き人物を多く殺した事じやと申、乃ち脇坂閣老も亦た井伊の暴政の非を認めたものであらう。

同人(脇坂)も防州(板倉)も朝命遵奉は訖度、其心得に候得共、併矢張是迄之心得が離れ兼、實に非常之勅諭忽拜服、こゝでなければ徳川家が持なをされんと云程にも不見候。

尙ほ彼等閣老の決心が、未だ足りない點を指摘してゐる。

慶永の人物

越(松平慶永)は成程誠實之人と見受候、物每手厚き人の由、是はこゝをはづしては、取返しがならぬと云心ある様見へ申候。

此れは能く松平慶永を評してゐる、而してやゝ其の真相を得たるに幾きものと察せらるゝ。

長州慶親の人物

一 長州上京の事、周布に御聞被遊候はゞ、可分と存候、此藩主(毛利慶親)正義は元よりの事なれども、訖としたる人にては無く、一國の持上げと相見へ候、併何分にも大物の事故、程克御あしらい可被遊候、先日建白(將軍上洛の件)に



朱書能々御覽可給候。此比幕の威光など可申時節に無之を、如此申出し候は、諂諛の心か、但常格を離れぬ故か、却て大邪魔に成り申候。大原も長に對しては、餘り感心はしてゐないが、其の大藩たるが故に、之を操縦するに付ては、深厚の注意を要するだけは、能く心得てゐる。

薩士護衛に安心

一 薩の事、御心入畏入候。六人（薩士にして、大原の從者となりつゝある者）の者、頓と家來同様、使令致し、人柄と申、頓と頓と安心、側近習同様……六人の中にも吉井事山科兵部屹度間に合ふ人にて、時々薩藩と往返いたし、甚都合宜相悦居申候。三士（大久保、中山、堀）も折々來り、太だ力を得候事に候。兩藩（薩長）の間の事は、上（孝明天皇）にも、御案思被遊之様御尤、小子は大案思の處、天助深畏入存候事に候。

此れにて如何に彼が薩と相得たるか、判知る。薩長兩藩に關しては、豫て岩倉から注意を受けつゝ、あつたから、斯く云うたものであらう。

以上は六月廿六日附の書簡中の要旨だ。尙ほ廿七日附には、廿六日脇坂、板倉兩

薩士強硬談

閣老面會に關して、左の如く記してゐる。

兩閣老面會、其前中山、大久保參り申候様には、段々長引候ては、人心に拘り候故、今日は是非御請に相成候様對談致詰候様、若御請無之候は、老中兩人共、其席を立さぬと申位に御取詰無くては、不相叶旨申述候（參照 五二）。

大久保等の決心は、彼が日記に明白に書いた通りだ。

薩士に氣兼ね

小子（大原）は、併老中限にて御請申上候事は、逆も出來間敷、御請に可成と申返答を可聞丈、夫にて承知致吳と申候。三郎へ可申聞と申候。夫にても承知之色なく、併夫迄に不至は、屹と此旅館傳奏屋敷にて了簡有之趣、兩人決心相見へ、大に心配致候。吉井事山科も同様也。

此の如く大原は、閣老兩人よりも、寧ろ薩士兩人に氣兼ね、心配せねばならぬ始末に立到つた。

且兩人共旅館に控居候。右故小子も屹度勘考いたし候。併從前より應對下手にて、人の言が尤に聞へてならぬ私故、甚六ヶ敷、乍併ここが勅命を蒙り候處

の肝要と心を勵し、面會候處、不納得之次第、段段申述、漸く可相成様之勘考可致と申所に至り、夫にて相別れ候て、先々何も變事なしに、此日は相濟、一先安心致候。

此の如くして漸く兩閣老も、成る可く聖旨を奉戴する様に勘考す可しとのことにて、此の會見は、無事に切り上ぐることゝなつたのだ。之を見れば大久保、中山等が後推しの力が、如何に強大猛烈であつたか、想ひやらるゝ。

【五四】大原、江戸の情報を岩倉に致す (二)

大原は更らに六月二十八日附にて、左の如く岩倉に申送つた。

慶喜後見  
間に就き極  
慮の配慮

帳面壹帖入御覽候。右は輔弼(案するに將軍後見)の請がたき次第に候。最初は會津か何歟彼是と申し、田安の家來共も、何歟いささつ有様に申候。次の面會

には、諸役人共彼是申と申候故、書取を見せと申し候得者、箇様の書取を出し候故に、張札いたし返し候。是も三郎(島津久光)に相談致候事に候。又一昨日(六月廿六日)之處にては、一橋を出して用る積なれども、一橋に権力付き申、大樹が尻にしかれる、左すれば普代の者共無念がり、左すれば外藩が一橋に歸依して居る故に、普代と外藩との論出來様かと案じる。

又一橋に権力付た處で外藩(原注 薩を云ふのかしらん)より奏聞して、將軍に据ゆる様なことでも出來様かと案じるとも申候故。

以上は一橋後見に反對の論旨だ。

大原の反  
駁

其様な事の可有筋か、能々考へ候べし。今屹度家督相續して居る者を除き、之を將軍にと云様なことが出来るものか。夫はむちやくちやくと云ものなり。其様な無理を、禁廷御取上げ有ると被存候は、實に無念至極なること也。左様な無道な御所では無いぞ。

此れは大原が幕吏の惑を釋いたるところ。

大原逃懐

薩の此度の事も(これは島津久光の建白を云ふ)中々御遠慮で御取上げはなかつたなれども、天下之大事故に、ついには御取上げになつたなれども、全體大名の申事は、中々御取上げ遊ばす事では無いぞと申たらば、其邊は安心にはなることなれども、左様に御所は關東ををそれて御座ると思はれてもならず、今の老中などは、御所にて大名共の申事を、御取上げにて、簡程に御心配を遊ばすとは知らんと見え申候。夫故に何をどこから云やら知れんと云様なふりを致置候。是大祕事なり。併無理な事を申たりとも、御取合のなきことは知れた事なり。

喜擁立  
の心配無用

此れは大原自身が、自から心中に考へたことを、岩倉に内々逃懐したるものだ。其邊(一稱を將軍に擁立すること)に心配は決而決而無用、左様なことなれば、今此方こゝにて請合血判でも致す。又御所御役人方の御書付でも取てやる。左様なことで御請成がたき事なれば、決而決而心配無用、安心被致、急に御請せよと詰かけ申候へば、中々夫れ計でも無いと申候様の事。

此れは大原と脇坂、板倉との問答の一節だ。

左様なら先づ左様、全體此度の御儀は、天下の爲、天下の爲は、則徳川の爲、徳川安ければ、朝廷御安心、此筋故に出格の勅使を被下候事は、今更申迄も無けれどもと、繰返しひつこく、申聞、漸可成様之勘考可致と申す口上を承候。

以上は兩閣老をして、漸く斯く口を切らしめたる次第を云ふ。  
彼の待居候兩人も早速罷出、嘯を含み申候。

此れは大久保、中山の兩人のこと、彼等は既掲の通り(參照 五三)若し兩閣老が否と云はゞ、無事には歸さないとの意氣込であつたが、先づ如上の返答にて、兎も角も此場は無事に濟んだ譯だ。

切羽の登城

猶次の登城の模様を約し歸り申候故、胸をさすり申候。扱此勘考の返事は、城中にて可聞事に相成有之候。此登城が切羽の登城にて、天下晶平、將軍家も無異に可至、左すれば朝廷も御安心の際にて、實に分け目に有之、重徳の決心も有る處に候。從元覺悟之事、儉安の二心、決て無之、此一舉に御請を可承と存候。

以上は二十六日傳奏屋敷にて、兩閣老と會見の次第を、二十八日附にて、岩倉に報じたるもの、這翁の意氣太だ軒昂の狀、想ひ見る可しだ。尙ほ上記一橋一件の覺書に對し、大原より附紙して返却したる文句は、左の通りであつた。

一橋一件  
最後通牒

幕政失所置候以來、人心離散、各藩生異心、草莽之匹夫に至り、憤激致候時、聊暴發之舉動に及び、内外切迫の世態、徳川家之爲、天下之爲、不被爲得止事、非常出格之以思召被仰出候儀故、速に遵奉可有之處、各方段々平常格之故障を申立、不審千萬に候。何分早々一橋刑部卿輔弼之儀、御請可有之候。此上色々申上、御請無之候は、違勅に相違無之候殊に是迄勅答及延引、今更御請無之儀、於小子奉對朝廷無申譯候間、最早各方へ内談は無用に存候間、一兩日中大樹公直に勅答致承知度候。若其上種々御差支申立も有之候は、神速に歸京いたし、形行明白に可及奏聞心得に候事。

此れは正しく幕府に對する最後の通牒だ。幕府も今更ら違勅の惡名を被りては、立つ瀬があるまい。されば、此の通牒に對しては、幕府も何とか明白の返答を

する必要がある、而して其の返答は、勅諭遵奉の他はあるまい。則ち此の如く事件は進行した。

### 【五五】 大原、江戸の情報を岩倉に致す (三)

大原の煙  
管

大原が、後事を其の從士に托し、死を決して六月二十九日登城したることは、既記の通りだ(參照五三)。而して彼は島津氏より附屬せしめたる護衛の吉井仲助、野津七左衛門等に向つて、豫じめ約して曰く、若し幕府が朝命を奉せば、予が使用の煙管を、卿等に與ふ可し。然らざれば予は死するものと知れと、而して彼等も固より決死の覺期もて隨行した。然るに幾もなく坊主の手を経て、大原の煙管は彼等に渡された。此れにて彼等も幕吏が勅旨を奉承することを知つたと云ふことだ(岩倉公實記)。

却説大原は六月三十日附にて、當日の顛末を岩倉に報じてゐるが、其中には左の一節がある。

大原死地  
心に入るの

若強而拒候節は、此白髪頭を取り候て、達勅の號を顯し、於老中理を可申述と、白髪頭を投げ出し可申談決心に候て、死地に入候様之心にて、今廿九日登城候處、會津(松平容保)以下老中四人、越(松平慶永)は所勞、五人如例面會候處、脇坂申述候に、段々叡慮拜承に付、一橋刑部卿再職被申付、後見同様之儀、御請被申上候旨申述候。

此れは幕吏側からの申出、乃ち過日の談判にて、幕吏も愈よ其腹を極めたものだ。

後見決定  
の次第

最早是にて宜き候處、後見同様の事、サ印(薩摩、此處にては島津久光を斥す)此間も文にて申越候に可相成は、御沙汰通、輔弼が宜くはないかと申候事に御座候故、是迄に各承知ならば、輔弼にならぬ歟。左候は、實に勅命遵奉諸藩の氣請萬端、當家(徳川家)之幸、貴所等の御勘考總て都合宜事に候と、思切て申述候

へば、

此れは大原の意見。

脇坂後見  
問題承諾

脇坂答候に、左候は、後見と申處御請に可相成候と速に決斷致し相答候間、夫ならば從初之思召に候。

即ち後見同様との文句を、同様を削りて、後見の二字と確答したのだ。此れは當初からの主上の思召通りの文句だ。

昨日後見を止、又今日後見と被仰出候は、(此れは田安の後見を止めて間もなく一橋を後見とすることに就てのこと)御斟酌之處に候。其方より(朝廷より)後見と被申出候に、何之思召之可被爲在とは不被存候間、夫にて御治定御請と申事に落居致し候。

私(大原)口上に、嗚々御満足可被爲在など、能々申述、猶巨細は歸京可令言上候。

此の如く二十九日の登城には、別段の折衝なく、樂々と幕府側にては、勅諭奉承

となつた。此れは二十六日傳奏屋敷に於て、決死の談判が、大なる利目があつたものと察せらるゝ。

大原藩府報告

尙ほ大原は松平慶永が、上洛の問題を決著せしむる必要ありとして、七月下旬までは、滞在のことを申し送りてゐる。

薩後援に

實に薩の國忠無比類事に候。清卿之一行物、精神貫日月の一軸、從是爲持可遣と拵へ居候處に候。又彼四人小子附六人の者、至て靜にして、孜々と相勤、文事も有之宜候。中にも吉井は又一層上に候。此者共歸京の上は、屹度御褒賞、私より相願候事に候。

此の如く大原は薩の後援の爲めに、此の目的を達し得たことをしみじみ明言してゐる。

越前上京の事

越前(松平慶永)上京之事、薩大に急ぎ居候。右に付昨日面會之砌、越前上京之事、兼て被仰出有之候。隨分早方可然、八月上旬には發足に相成候様に抔と申候へば、當節所勞に候へども、未だ一月も御座候故、隨分其比には上京之事、御請

可被申上次第の旨申居候。其様子に因り、小子も歸京可仕哉。此の如く大原は岩倉に向つて、其の先途の見込を告げてゐる。

【五六】 將軍家茂勅旨奉承

大原の將軍奉答報告

文久二年七月朔日、勅使大原重徳は、登城して、白書院上殿に於て將軍家茂と相見、家茂より勅旨奉答の口狀を陳述し、老中脇坂安宅の口狀を書して、之を勅使に呈した。乃ち即日大原重徳は、その旨を京都に報じた。

主上儲君親王准后増御機嫌能可被爲渡恐悅奉存候。今日登城候處、此度勅諭御請御禮等被申上候。御序之節宜預御沙汰候。恐惶謹言。

七月一日

重

徳

- 中山大納言殿
- 三條大納言殿
- 飛鳥井中將殿
- 久世宰相殿
- 宰相中將殿

將軍口上書

尙ほ將軍家茂の口狀書は左の通りであつた。

今度出格の叡慮を以、被仰進候に付、一橋刑部卿を御後見、越前中將を御政事總裁職に、被仰附候、御政事萬端御相談被成候間、此段奏聞可被致候事。

大原勅使は、此の口狀書の文體書式等には不満であつたが、これしきのことに問題を起こすも如何かとして、之を領收したる次第は、左に附添したる口上書が、之を説明してゐる。

口上

此書取面文言闕字之場、一向愚存に落不申候得共、それまで兎や角可申もの

一段落著

にても無之と存候、此儘落手仕候事。

此れにて勅使の一段落は付いた、長藩意見の將軍上洛、岩倉意見の五大老の二箇條は、姑らくその儘として片付け、薩藩の意見たる上記の一橋後見、越前總裁の一箇條が解決せられたのだ、而して大原、島津の使命も、要する所、専ら此の一箇條に其力を集注す可く、當初から期待せられてあつたことも、今更ら云ふ迄もあるまい。

薩藩示威の力

尙ほ此際に特筆す可きは、幕府では全く一橋の後見職を、極力回避せんとした、然もそれが餘儀なく實行せらる可き場合に立ち至つたのは、薩藩の示威運動の力、與りて大に居たことは、大原彼自身の所記に徴しても、又大久保利通日記に徴しても分明であつた(參照五二―五五)。而して尙ほ追記す可きは、中根雪江の「再夢紀事」中にも、左の一項がある。

別室に薩士見張り

野史氏云、此頃御登城なき故、廟議の如何を聽候事を不得といへども、後日大原殿の直話に聞く所を以てすれば、橋公を登庸之件を、幕議殊之外慳澁にし

て、種々に被相拒、全權たらしむるを欲せず、三郎も之を聞て不堪憤歎しが、此夕兩閣(原注 泉州(水野忠精)助州)大原殿の許へ參上之筈に付、三郎大原殿と謀つて、薩より三人の死士を指出し、三の間に伏せ置き、大原殿應對の結局、勅意難被行場合に至らば、大原殿坐を起つて次の間へ出らるべし、夫を相圖に三士兩閣の坐に竊入して、違勅の罪を鳴らし、忽ち天誅に行うべしとの牒し合せに待受られしに、兩閣參上の上、果して大原殿の被申儀を、百方抗拒ありて、承引に及ばれざる故、最早坐を起つべき最期の一言に、彌御請無之において、は、禍害目前に、各々の身上に及候が、夫にても宜歟と被申しかば、兩人大に辟易して、左様の次第と相成候ては、幕府の失體不容易と漸くに御請に及ばれし事にて、實に危急切迫の事なりしとぞ、橋公の英敏を、閣老及諸有司の内にも、畏憚する人の多かりし推て知るべし。

天誅の覺

薩士十餘人  
衛門外の徘徊

とある。尙又た六月二十七日には海江田武次、奈良原喜左衛門其他薩士十餘人、老中退城の行列を拜見すると稱して、三々五々列をなして、桔梗門外を徘徊し、

その爲めに、老中等も故らに退城の時刻を後らしたとのことであつた。

先日櫻田御門前に侍十四五人、居候に付、承届候得ば、松平修理大夫家來にて、御老中方御退出致見物、由相答候由にて、其向にて相拂候由、右は供人數等の儀、御不審可有之模様、に付、威を示す爲め、如此之儀仕候哉と相唱に御座候、

〔官武通紀〕

此れも前掲の事實より出で來りたる風説であつたものと察せらる。要するに將軍の膝元にて、外様大名の臣下共が、斯くの如く示威運動をなして、天下の大政を掌る老中を威嚇する抔とは、幕府草創以來の出來事と云ふ可く、亦た以て時勢が如何に變遷しつゝあるかを知る可き一端であらう。

### 【五七】幕閣の變遷



城下の盟

一概に勅旨奉承と云へば、名義は立派だが、其の内狀を吟味すれば、幕府は勅使大原重徳に隨行したる島津三郎、その三郎の率ゐたる薩摩武士に威嚇せられて、城下の盟を成したるものと云ふ可きだ。此れは幕府に人物無き爲めでもあらうが、寧ろ時勢の變遷、時代の推移と見る可きが適當であらう。

幕府の島津氏賞賜

扱も七月二日には、島津修理大夫(茂久)の名代として、島津淡路守を城中に召し、左の賞賜を授けた。

一 御刀 片山刀代金參拾枚

右者島津三郎御用向有之、上京致候處、浪人共相集り、不穩様子有之候に付、鎮撫可致旨、蒙御内意、差向取計、骨折候に付被下。

此れは伏見騷動鎮定の功を賞したるものであるが、然も幕府が大原勅使に向つて、一橋後見、越前總裁の二事を奉承したる七月朔日の翌日に發表したるを見れば、幕意の存する所、推察するに難くあるまい。大久保利通日記に曰く、

一 今日三郎様自公邊片山正眞御腰物御拜領、御書附、島津三郎儀用事有之

上京候處、浪人鎮撫之命を蒙り、取押方行届、爲骨折被下と之御趣也。

何れにもせよ薩人は、江戸に於て凱歌を奏してゐる。

安藤再出  
罷免

要するに幕府は、井伊大老横死後、久世、安藤の聯立内閣で、當分時局を收拾せんとしたが、文久二年正月十五日坂下事變の爲め、閣老安藤信睦は負傷して引き入り、やがて再び出で、事を見たが、四月十一日には安藤も罷められた。安藤の罷めたのは、當人が久世の專横を憤りたるが爲め——即ち安藤に相談せずして、長藩の長井雅樂に公武周旋を託したる如きこと——とも云ふが、恐らくは彼が坂下事件からして、其の政治的大頓挫を來たし、衆怨群謗の焦點となりつつあることを自覺した爲めであらう。

安藤政治  
的死亡

罷免の當日、安藤は將軍の前に於て、溜詰格を命せられ、將軍手から美濃國兼定御刀代金二十枚を授け、「右御懇之蒙上意於御前拜領之」と、彼の圓滿辭職を標榜すれども、此れは決して優待の意味として見る可きものではなく、安藤の政治的生涯は、此れにて終末を告げたものと見ねばならぬ。乃ち櫻田浪士は井伊

新幕閣

を政治的にも、生理的にも殺したが、坂下浪士は生理的には目的を達し得なかつたにせよ、政治的には達し得たと云はねばなるまい。

此れより先文久二年三月十五日には、本多美濃守忠民の老中を免じ、水野和泉守忠精、板倉周防守勝靜、新たに老中に補せられた。水野は越前守忠邦の子、板倉は戊午の大獄の裁判官として、穩派に屬し、井伊の爲めに斥けられたるもの。此の如くして幕閣の陣容も、寧ろ朝廷及び有志諸藩側に向つて妥協的となつて來た。而して文久二年五月二十三日には、既に隱居して、揖水と號したる脇坂安宅を再び起して、老中に再任せしめた。脇坂も固より妥協派の一人であつた。

反動政策  
整算

此の如くして幕府は、井伊大老が施行したる反動政策の綱りを阿部閣老の當初に復す可く、そろ／＼其手を著けた。乃ち文久二年四月二十五日に尾張慶勝、一橋慶喜、松平慶永、山内豊信等の謹慎を解き、又た京都に向つて青蓮院宮、鷹司父子、近衛忠熙等の赦免を奏請した。而して五月七日には松平慶永の登城を命じ、幕府の大政に參與せしめた。此れは豫じめ朝廷の御意を幕府にて推知し、實

久世亦罷  
む

行したるものと見ても差支あるまい。

尙ほ五月二十六日には、老中内藤紀伊守信親は罷め、その六月二日に至りては、其の首班とも云ふ可き久世大和守廣周も罷めた。此れは朝廷から上京を命ぜられたが、依違して出發せざるに際し、京都にては其の餘りに延引するが爲めに、特に勅使を東下あらせらるゝ事となり、遂ひに病を以て其職を去ることとなつた。此の如くして幕閣は全く一變し、久世、安藤時代は、全く過去に葬られた。爾後の幕閣は交讓妥協、依違、苟且にて、その日その日を暮らすこととなつた。

## 第十二章 後見及總裁職と勅使會見

### 【五八】 後見及總裁職の發表

慶喜後見  
任命

幕閣に於て、一橋後見は種々の面倒や難題を申し出したが、遂ひに、六月二十九日勅旨奉承の決答を、大原勅使に與へ、七月朔日には正式に將軍から、其の決答があつたことは、既記の通りだ(參照 五二―五六)。而して七月六日には、左の如く公達した。

徳川 刑部 卿 殿

思召を以、一橋家相續被仰付、一橋領十萬石被遣之。

今度叡慮を以被仰進候に付、御後見被仰出之。

之を安政戊午(五年)の春に於て、年長、賢明の相續者を擁立せんと、江戸、京都にかけて、上下の間に大運動が行はれ、遂ひに其の目的を達し得なかつた當時に比

委任政治  
有名無實

すれば、實に今昔の感に勝へない。  
元來田安慶頼の後見を罷めたのは、文久二年五月九日であつた。然るに未だ二箇月に満たざるに更らに一橋を後見として、然も公々然それが京都からの御命令であることを發表す、是れ幕府自から京都の干涉を正認したるものにして、幕府の所謂委任政治は、全く有名無實となつたものと云はねばならぬ。されば大久保利通が、其の日記に、

慶永總裁  
發表

右御登城御對顔今度叡慮を以、被仰遣候付、御後見被仰出之、數十年苦心焦思せし事、今更夢之様心持、皇國之大慶難盡言語次第也。  
と特筆してゐるのも、彼等の立場から見れば、當然の事であらう。越えて、七月九日には、更らに松平慶永の總裁職をも、亦た發表せられた。

松平春嶽

右御目見、今度叡慮を以、被仰進候に付、御政事向總裁職被仰付候旨上意有之、朝廷が幕府の政事總裁職をも、御差圖あり、それを此の如く麗々敷奉承して、天

横井の慶  
永進言

下に公告するに於ては、幕府は全く自主の立場を自から失墜したるものと云はねばならぬ。之を安政の末期に比すれば、實に幕威の消長、天地雲泥の差ありと云はねばならぬ。然も其の中間、二箇年内外に過ぎない。時勢の急轉直下も、亦た驚くべきものがある。

抑も松平慶永は、其の家臣等と與に、進退に就て評議をなし、やゝ決しかねたる情態であつたが、偶々賓師横井小楠が、七月六日來著し、遂ひに横井の意見によりて、進んで重責に膺るの決心をなした。

七月七日今夕小楠堂被召出、御家老初も御指加へ、段々御相談に相成處、小楠説も、是程迄切迫の御場合に相運び候事候へば、兼て御評議之通り、御出勤にて、幕府の私を被捨、是迄之御非政を被改候様、御十分に被仰立、其御論之通塞により、御進退を御決に相成可然と申上に付、何分御登城可被遊に被決たり、

(再夢紀事)

之を見れば如何に横井の意見が、越前の君臣を動かしたるか、判知る。尙ほ一

慶喜大原  
亦勳説

橋慶喜、大原重徳等よりも、勸説したる次第は、

橋公より、御直書を以、御職名御請に相成候様、痛切に御勸誘被仰進に付、いづれ御出勤の上、可被仰談との御返答なりしとぞ。

と云ひ、又た、

大原殿より御直書持參にて、山科兵部(吉井友實)參邸せり。何分御固辭と相成候ては、勅使の任も不<sub>レ</sub>相濟に付、御病床へ被罷出被<sub>レ</sub>及御討論度との御文意之由、仍之、明後日頃は(七月九日)御登城も可有之候へば、其上にて御逢可被<sub>レ</sub>成段、御返答申出候處、御登城の事さへ承候へば、御返書無之とも宜趣を申、欣然として退出せり。紹紳家との御書通は、閣老衆へ御相談の上ならでは、御往復難被<sub>レ</sub>成御作法之趣、兵部心得に申聞之置。

此の如く松平慶永も、周邊の事情特に其の賓師の助言にて、七月九日彌よ登城することゝなつた。

春嶽就職

此時までも春嶽は病と稱して登營せず、且政事總裁職就任の内命に對しても、未だ承諾せざりしかば、七日、公は(一橋慶喜)親書を以て、其不可を論じ、切に就職を勸告し給ふ。大原左衛門督もまた山科兵部(薩藩士吉井幸輔)の變名、時に左衛門督に隨從せり)を遣はし、直書を以て、就職の事決せざるに於ては、勅使の任を空うするものなれば、病床に推參して討論に及ぶべし」とまで切言せり。折しも春嶽の賓師なる横井平四郎江戸に著しければ、春嶽これと語りて志を續し、九日登城し、御座の間に於て、觀應を以て仰遣はされたるにより、政事總裁職を申付くる旨の台命を蒙れり。斯くて公と春嶽とは、勅使東下の結果として柳營の上首に立ちたれば、天下の人々手を額にして、其の新政を仰望せり。公の責任もまた重しといふべし。されどもつらく、當時の事情を按ずるに、公は決して幸福なる地位を得給へるものにあらずなり。

〔徳川慶喜公傳〕

【五九】松平春嶽の幕政改革意見(一)

慶永總裁  
引任決意

松平慶永は、愈よ總裁職の任命を奉ず可く決心した。

同八日(文久二年七月)今朝雪江小楠堂同道大越殿(大久保越中守忠篤)へ罷出、明日御登城の御案内、且御持論御主張可被成思召通りをも申述、夫より先生も對坐にて、時勢之談論有之、先生より諸侯參勤を述職に易へ、妻子國住居諸侯御固場御免之三策を建言有之、越州も先生之卓識あつて、議論之正確條理之分明なるを殊之外感服せられたり。

慶永意見  
の根基

此れは文久改革の骨子とも云ふ可き要件にして、松平春嶽は、嘉永六年の比當時の閣老阿部正弘に建白し、尙ほ安政元年、二年引續きて建白したる程にて、彼の宿論とも云ふ可きものであつたが、其の意見の基く所は、恐らくは横井小楠であり、特に今回の發論は、全く横井小楠の意見に基くものだ、固より諸侯の參觀交代を、三年一回とすることは、享保年間八代將軍吉宗にも、其の意見ありて

必らずしも創設ではないが、但だ此の場合に、此事を論出したるは、全く横井の見識と云はねばなるまい。

横井意見

當時横井の意見は、

大將軍上洛謝列世之無禮。

止諸侯參勤爲述職。

歸諸侯室家。

不限外藩普代、撰賢爲政官。

大開言路、與天下爲公共之政。

興海軍、強兵威。

と云ふにあり、又た、

廢金銀銅座、公貨幣。

開天下金礦。

止相對交易、爲官交易。

横井大久保忠實を説く

などの意見もあつたが、文久度の改革意見は、主として中根雪江の掲げたる要目であつた。小楠の傳には、大久保忠實が、諸侯の室家を、其の藩地に還すことに反對したから、小楠は同人の邸に出掛けて議論をした。

氏領會の意無く、顔色を變じ、議論溢滞す、先生曰く若し諸侯告げずして室家を國に歸す者あらば、幕府之を禁止するの力有りや如何と、大久保氏渙然として悟る。此後深く先生を敬信せりと云ふ、〔小楠遺稿〕とあるは、正しく此時であつたらうと思はる。

五半時（文久二年七月九日午前九時）比、御登城之上、於御座之間、御直に叡慮を以、被仰遣候に付、政事總裁職申付くと上意有之、御拜承之御禮、御請被仰上處、幾久敷と上意被爲在由。

慶永老中會見

此の如くして松平慶永は、御用部屋即ち幕府の内閣に入りて、老中等と會見した。

今日と相成、已に被及御請候上は、是迄御老中方にて、御取扱に相成候上を、彼

是と御相談被成候とは事替り、御老中方の御上までも御引受不被成候半而は不相成候、夫に付ては天下安危之境とも可申御時節、殊に勅命之趣も有之、惣て天下萬民致安堵様に無之ては不相適事に候、然るを従前は國初已來天下の威權を擧げて、徳川家の幕府に歸せられたる御私を被棄、御非政を改められ、天下と共に天下を治められ候より外は有之間敷と申御議論に相成處、此れは慶永即ち春嶽の發したる大議論だ、此に於て、

中書殿幕府の私并非政として改む可きは、何等之廉に可有之哉、被承度との儀に付、御答ありしは、

此れは脇坂安宅が、春嶽に向つて、質問したる點だ、乃ち春嶽の返答は左の通りであつた。

慶永の弊政改革意見

御當家幕府之儀は、神祖の御盛業を被爲繼、御代々天下御威風に靡き異議無之、太平を極められしに、外國の交際開られし已來、追々幕中の御手薄なる所見へ透き候故、數百年天下を幕府へ爲御任、安心致し居りし天下の人氣に、不

衰態顯現の端

安心を生せしより、天下に議論紛興して、當世に押移り候事にて、其不武の衰態の外見に顯はれしは、アメリカ之渡來發端にて、此件は關東に覇府を開かれ候以後、類例もなき程の天下の一大事なりしを、應接を初祕事に屬し、御所置通り、皆悉幕府限りの御私にて御取捌き、天下の安心致し候様に御打明けの儀に、一つも無之、和戰の義は、諸侯へ御垂問にて、各閩藩の衆議を凝し、夫々天下の御爲と存込候處を、及建議候得共、是も表向諸侯への御義理合、一と通り位の事にて、夫に付て之御下問或は御採用と申廉も不立、其末の御所置は、幕府御一己の御評議に成り、御表發の處は、無御據時勢とは乍申、惣て御屈辱勝に相見え、其後逆も、外國關係の義は、殊に機密に被成置候故、如何相成候事歟と、夷狄猖獗の外見を認て、人心更に安着せず、輿論蜂起次第に立昇り、遂に叡慮迄も不被爲安種々御沙汰も被爲在候を、爾々御遵奉も無之、外國へは愈御親睦の姿のみ相顯はれ候に付、朝旨御輕蔑の筋に相當り、愛國義勇の士心に拂戻を抱き、名義名分の説起りて、人心愈不穩は、畢竟日本全國へ關係の

秘密主義の弊

大事を、幕府一己之御裁決に相成、朝廷を初、天下の億兆を愚蒙とし、幕府閣老諸有司而已、大賢にして大智ある如き形勢なる故にて、是則幕府の私には無之哉。

如何にも堂々と論出してゐる。

悔過政治の要

此等の鬱憤を、言行の上に發する者あれば、忽ち幕府の勢力を恣にして、上三公を黜辱し、下草莽を斬戮せらる。たとひ天下の爲に忠なりとも、幕府の爲に不便宜なれば、罰殛踵を廻らさずして至るが如きは、幕府の非政には無之哉。是等の緣故によつて、今日の危急に迫り候事候得ば、私を悔ひ過ちを謝せらるゝの政治なくしては、天下の人心服従し難き譯候と、巨細を盡して、御申釋きに相成處、中書殿も、左様に御明辯有之候へば、何と可申陳様も無之、如何様私非を改良の外は無之と首肯せられしとぞ。

惟ふに上記の議論は、恐らくは横井小楠の議論を、松平春嶽の口を假りて演出したるものであらう。けれども斯る議論が、幕吏の胸底に貫徹す可しとは、固よ



り期待せらる可くも無かつた。

【六〇】 松平春嶽の幕政改革意見 (二)

板倉質問

既記の如く〔參照 五九〕脇坂安宅は、春嶽の説明に首肯したが、板倉勝靜は更らに春嶽に向つて、

又周防殿は、天下と共に天下を治ると申道理は、聞へ候得ど、之を事業に施す時は、何れの地より手を下し可申との不審あり。

此の質問に就て、

天下人心  
みに隨ふの

公御答に、別に方法も無之、唯天下の人心に隨ひて治むる事にて、天下の見て私とする所を去り、非とする所を改むるの外に出ず。譬ば外交の如きも、朝廷へ御伺ひ、難易共に公然たる御所置に相成、天下の爲とあれば、幕府の御爲に

舊染私政  
を辨す

よろしからぬ事も、或は改め或は御取り棄に可相成候、近く申せば目今は天下と幕府との押合ひにて、則公私の争ひにて候。今日相對の争論にても、一方自反して過ちを改候得ば、忽ち平和に歸候も同様にて、輿論の宜しき所に御從ひと申事に相成候へば、人心忽ち安著可致候。今在廷の諸臣、乍憚各方を初一己の私心可有之様も無之、只管御威權の衰へ、御舊法の頽敗を歎き、何卒して挽回せんと忠實なる至情は、毫も間然無之候得共、其至情の事業に發候所は、舊染の私政に外ならず候故、天下の人心には背馳いたし候。幕府へ奉ずる忠信の爲に、天下に答ふる誠意を失ひ、惣て幕府の力を以天下を治めんとする熱心のみにて、天下の力を併せて、幕府を維持する念慮は無之候。幕府へのみ厚くして、天下に薄ければ、天下は治り不申。幕府の私なきものにして、天下の公なるに従ひ、其人心を安んずる時は、天下幕府と一體の如く相成、天下を相手とりて治んとする私の苦勞は有之間布と、條理を推て、御辯解に及ばれしかば、周防殿も遂に稍く承服せられしとぞ。

以上は恰も道學中の英傑横井小楠の口吻丸る寫しである。如何に松平春嶽が、小楠の意見に隨喜してそれを信奉したるか、以て知る可しだ。然も果して此の大議論が幕吏をして心から納得せしむるに到つた乎、否乎。

協議決定

公猶又仰ありしは、御見込は如此候得共、素より御非才の御事故、御一己の御力にて行はるべき儀には無之候得ば、御同意に於ては、御一同に天下の爲に、御力を盡され、不肖を御輔贊有之様被成度との御談に相成處、いづれも今後は天下の治否に基、人心の向背を圖り、御相談申上度との御協議に相成しとぞ。

慶永將軍  
謁見

此の如く御用部屋にては、一通りの談合を濟し、それより更らに將軍に謁見した。

夫より御前へ御召出し有之、於御休息之御間、御逢有之に付、前條之次第を以、反復被仰上しかば、上意に粗御了解は被遊候得ども、左様に委曲一々に御記憶も難被遊、歸する所、六字か三字なるべきとの仰せに付、夫は如何と御窺の

和宮將軍  
和樂の要

所、六字なれば安寂慮爲天下なり、是も三字約候はゞ爲天下計りにても、跡の三字は、此内に籠り可申、と被思召の由、御意にて、實に御威服の御開悟に被爲在由。  
流石に將軍家茂も、十七歳の青年としては、能く諒解したものだ。春嶽が之に感服したのも當然だ。

公武御間柄の義も、和宮様を御睦敷御大切にさへ被思召候はゞ、自然と御一和にも可相成、御形容計にて、御實情無之而は、御貫通無之抔との上意等被爲在、御退坐の由。

慶永慶喜  
會見

將軍との對話は、上首尾であつたが、春嶽は更らに一橋慶喜とも對話した。

夫より橋公へ御逢にて、前書御持論の御見込通り被仰上所、一々御同意にて、御異論無之由、何分幕廷之模様更に御承知なく、御不案内にて被成方不被爲在由、追々御談の上、被及御所置度との御義にて、御事業上の御断も被爲在、兎角御館中に可被任使、人材無之、御困被成候由也しとぞ。此度京都之御警衛、並

大赦被行候儀、大原殿持參の御沙汰にて、此比中御評議殊之外困難之由、御談じ有之、公は猶御熟考可被成との御義にて、御持歸り被成たり〔再夢紀事〕。差寄りの問題は、京都の警衛と大赦一件であつた。

### 〔六一〕 一橋慶喜と大赦

慶喜慶永の不合致

今茲に看過す可からざる一事は、後見職たる一橋慶喜と、總裁職たる松平慶永との意見が、相ひ合一せずと云はん乎、將た寧ろ意氣投合せずと云はん乎、動もすれば兩者の間に水乳相ひ投ずるが如き融和を缺くことであつた。此れは兩人の性情、趣趣が、互ひに同じからざるが爲めでもあらうが、兎に角一橋慶喜は、極めて聰明にして、理智的であり、且つ極めて強情であり、時としては執拗であり、而して自から天下の重責に任ずるの規模と抱負とに就ては、聊か缺く所あり、云はゞ萬能ありて一信足らずと云ふ如き遺憾もあつた。

慶喜一徹

特に一橋慶喜は、其の自己立脚地に於ける氣分と、周邊の雰圍氣と頗る同じからざるものあるに氣付かず、往々一己の見解もて、周邊の大勢に抗せんとするが如き傾向あり、その爲めに春嶽との折合も、時としては圓滑を失ふ場合も皆無ではなかつた。乃ち彼が後見職に任じたる即下に於ても、斯る問題に出會した。

慶喜大赦の反對

七月十日御登城の上、大赦之義は、一日も早く御取扱ひに相成可然趣御申出之處、橋公（一橋慶喜）の御説は、第一御自身及び公（春嶽）を御始皆罪あり、安島帶刀尤多罪、其他も同斷、當時橋公御斷獄ありても如從前なるべく、櫻田一件も、水府浪士不届至極、坂下も同斷、現時獄中に在る大橋順藏尤大罪、如世説陰謀同然、天下の大法におゐて難赦大僻なる由の御論にて、御同意無之に付、夫にては所謂幕府威權の私政に落入可申趣、御評論に及ばれしかど、御同意なかりしとぞ。〔再夢紀事〕

若し此の通りでありとすれば、一橋慶喜と井伊直弼とは、全く其の所見を一致するものと云はねばならぬ。彼が後年武田伊賀を首めとして、筑波山一味の者共を處分したる手際を見れば、斯る意見を懐いたることも、未だ必らずしも不思議ではあるまい。固より彼の意見にも、自から一通りの筋が立つてゐるに相違無きも、彼は全く幕府萬能の立場から見たるものにて、それが當時の時務に通用す可しとは思はれ無かつた。

大原訪問の事

大原殿へ御出向之義も、橋府の家來共の評議にて申上候所は、御館へ御引き付け御逢可然との事之由、御物語に付、公又夫にては兼ての王室家、勤王家にも御似合無之、何分御枉駕なくては相適ひ申間敷との御談は御同意にて、日限高家衆を以、御聞調べに及ばれしとぞ。

此れは勅使を訪問せずして、勅使をして訪問せしむ可しとの意見であつたが、それを春嶽が申し宥めて、それでは勤王家たる水戸家の出身である御身の爲めに取らずとの意見に、一橋慶喜も、枉げて同意したと云ふことだ。

益聞皆大敵反對

惟ふに大赦令には、幕吏の反對は當然過ぎる程のことだ。大赦は則ち幕府が前非後悔を、天下に廣告する所以にして、云はゞ幕府の天下公衆に對する謝罪である。

大赦之義は、閣老衆初、諸有司皆不同意、種々異論有之、大久保越州(忠寬)抔は、勤王家が朝威を假つて幕府の敵討に相成との説にて、殊更不服、一統に幕權維持盛んなる勢なる由(同上)

と記したるを見れば、如何に反對の氣焰の幕府内に旺盛であつたかを知る可しだ。

大赦決定

十二日(文久二年七月)大赦の義は、幕府の私權を去られ、非政を被改候御信義の第一著故、此頃より公(春嶽)も御力を被極御主張、今日御登城、猶更御極論に及ばれ、閣老衆は漸く屈服御同意被申上、橋公も御自身上及び御實家(水戸家)の義を、彼是御斟酌にて、御抗議被爲在しは、全く御私情に御拘泥なりしを、御開悟被爲在、遂に赦令の御取調べあるべきに御決評ありしとぞ、此幕私(幕府)

の私情)の大塊を御破砕に及ばれしは、偏に公(春嶽)の御信義、御盡力によれり、

〔同上〕

此の如くして大赦令も、愈よ幕府に於て勅旨を奉じて、實行する順序に立ち至つた。

### 幕府一切盲従

大原勅使が島津三郎氏と共に江戸に臨めるや、幕府は前章に述べたる如く、唯々諾諾、戦々兢兢として、其要求を領承し、既に其三ヶ條の内にて、將軍上洛の事を諾し、來春を以て實行すべしと約し、一橋卿後見、春嶽氏總裁の事を諾して、直に之を實行したり。此時に當りてや幕府は驚愕狼狽して措置の出る所を知らず、唯々京都の命する所は、實行し得べきと否とを問はず之を領承して、以て一時の安を偷み、此急場さへ凌げば、後は又どうか成であらうと云ふ、其日送りの工夫に過ぎざるなり。又何ぞ其處置の幕府をして、衰亡を促さしむるに至るを怪しまんや。既に久光日記の云ふ所に據れば、島津三郎(即ち久光公)は三ヶ條の中にて一橋越前の件を實行すれば足れり、將軍の上洛は尙早しと忠告したる事あり、又攘夷の行はれざるは明白なれば、

勅説たりとも之を盲聽するは不可なり、宜しく其利害是非を詳に論陳すべしと忠告したる由なれども、幕府は其可なるを知るも、之を行ふの勇氣なくして、右の如き結果に至りしなれば、勅使大原氏は其實豫期したるよりは、満足なる勝利を得て、島津氏と共に文久二年八月廿一日を以て江戸を發し、意氣揚々として京都に歸られたり。〔幕府衰亡論〕

### 〔六二〕 一橋、越前對大原、島津 (一)

久光待遇方針

一方には勅使大原重徳と、其の隨行者島津久光、他方には松平慶永——春嶽——と、一橋慶喜、此の兩者の交渉が極めて面倒であり、六ヶ敷あり、將た困難であつた。それは種々の事情があつたが、其中でも第一に島津久光其人の位地が、甚だ明白を缺いたからだ。若し島津久光が島津家の當主であつたならば、從來國

主扱ひとして、何等の面倒も無かつた。然るに彼は國主でもなく、然も國主の隠居でもなく、只國主の實父であるだけだ。彼を家老扱ひにすることも出来ず、さりとて國主扱ひにすることも出来ず、云はゞ山のものとも海のものともつかない彼の身分を、如何に待遇する乎、只管舊例故格に拘泥する幕吏に取つて、當惑したるは當然の事だ。

幕吏の對久光感情

然るに島津の方では、國主以上の心得もて、藩地を出で來りたるもの、固より國主以下の待遇もて、自から安んずるものではなかつた。否、彼は京都に於て、禁門の地にまで、兵を率ゐて入り込みたりとて、幕吏は其の横暴を心憎く思ひなしたるに、其の入府以來、恒に大原勅使を刺戟して、幕府に衝き掛る仕打を見て、彌よ面白からず考へなしたれば、その雰圍氣の中に呼吸したる一橋慶喜などが、それにかぶれたるも、強ち不思議のことではあるまい。果然問題は、兩者の會見問題に付て生じ來つた。

慶喜久光の勅使同

既記の如く一橋慶喜は、勅使を引き付けて、自から往訪を屑としなかつたが、松

席を拒否

平慶永の忠告にて、濫々ながら斯くすることとなつた(參照 六一)。然も彼は島津久光の勅使と同席するを拒否した。

十六日(文久二年七月)御登城有之、明日大原殿御馳走所へ(原注 是迄傳奏屋敷と稱せしを此度如此呼び改めらる) 兩公(一橋慶喜、松平慶永)御入來之節、島津三郎殿も、參合に被致度段、大原殿より高家衆を以、被申上に付、閑老衆へ御談の上、御用談席へ罷出候義、無用之段、橋公より御斷りに相成由、是は三郎殿出席勅使を擁して、暴論杯を發候ては御面倒の次第との御相談なりし由、(再參紀事)

大原不應承

果然島津久光の同席拒否問題は面倒を生じ來つた。大原は若し島津が同席叶はなければ、一橋、越前の來訪に及ばずとの底意で、其の來訪を謝絶した。

十七日御登城有之、大原殿より果して御入り被相願候得共、所勞之由にて、御斷り被申上由、公家土岐出羽守より、昨日大原殿被指出之書付相達處、三郎儀も御用席へ出坐被相願趣にて、橋公には御不同意處、段々御示談の上御承知

薩士一々  
大原制肘

に相成、其段御返答に相成處、大原殿も大慶にて、御禮被<sub>レ</sub>申上し由、斯くて島津同席問題は漸く解決した、尙ほ大久保利通日記を見れば、

七月十六日 大原様え御使相勤候也。

一 明日大原様え一橋公、越前公御出、三郎様も御出之賦候處、一橋公より御斷之趣云々、高家より申上候由、依て頻に御責申上、又々高家へ御書御出に相成候、左候て堀も相呼談合もし、此上御故障申立候は、夫切兩公御出御斷之筋に、御書艸稿迄した、め差上置候、六つ過(午後六時過)早馬にて罷歸候、則出殿形行言上仕候。

一 九つ時(半夜)山科(吉井友實)參る、高家之返事明日ならでは難申上と之事にて、明日は當坐御所勞にて御斷、返詞次第突切御斷可被<sub>レ</sub>成筋に思召決し候由。

此れにて見れば大原の一言一行は、殆んど薩藩士の手支配せられつゝ、あつたことが判知る。

大原閣老  
拒否

然るに島津久光同席には、枉げて一橋慶喜も折れ合ひ、此れにて此の問題は、一先づ解決したが、更らに發生したのは、大原方から、閣老拒否の一件だ。

七月十八日、今朝大原殿より昨夜京便にて被<sub>レ</sub>申越候御旨も有之、御談申度候間、兩公(一橋、越前)御入之儀被<sub>レ</sub>相願度、閣老之儀は、御指除に相成候様、以<sub>レ</sub>書取被<sub>レ</sub>申出處、閣老を厭除し、且兩公を招來して、事を議せんと、の主意、幕府を蔑視して、不禮甚しと、閣老衆初、諸有司迄も、大に憤激を發し、議論般々の上、登城可有筈と決し、御旨も有之候は、於<sub>レ</sub>營中御傳致有之度被<sub>レ</sub>成度候間、登城相成候様との御申答に、相成由、(再參紀事)

幕吏憤慨

大原方では、強ひて島津の同席を求めつゝ、幕府に向つて、閣老を忌避するとは、餘りに横暴の至りなれば、幕府側にて憤激したるも決して無理からぬ次第だ。然も此れは恐らく薩藩士の指金であつたらう、薩人の眼中には、當時既に幕府は無かつた。

【六三】 一橋、越前對大原、島津 (二)

慶永幹旋

幕府側は大原勅使が、閣老忌避を憤慨した。此れは憤慨す可き理由がある。然も松平春嶽は、此の一事の爲めに、萬事を破壊するを憂慮し、それぞれ幹旋する所あつた。

大原に登城を求む

十九日(文久二年七月)大原殿の一條幕廷の憤り以の外強く、事情行違ひ候へば、蟻穴の禍も難測模様由にて、公(春嶽)殊之外御配慮にて、今朝雪江を大原殿へ被遣たり、其御趣意は、今日高家を以、昨日之御返事に御登城相成候様御挨拶可有之間、何分被任、其意候様被成度段、謁見の上申達候處、卿被申候は、屹度廉立候御旨に候得ば、登營勿論候得共、内々及熟談候様との御沙汰故、致登城候ては、却て不都合と被相心得旨を被申、承引相成兼候得共、登城に相成候連、不條理には無之趣、反復及討論、趣意さへ相立候は、登城可致候間、其儀を今一應春嶽殿へ伺候て可申聞と被申に付、雪江申せしは、其儀は心得候間、

大原登城承諾せんとす

唯今にも高家罷出及御挨拶候節之御再答、緩急之搖ぎ有之様に御取計置被下度と申談、罷歸前文之次第、公(春嶽)へ申上處、幕内之事情、白地には難被仰聞、又別には是故と可被立御趣意も不被爲在に付、唯登城に相成候ても、決して御不都合不相成様、公(春嶽)にて御請合被成候旨にて申入、其上にて異議に被及候は、公御退出より御推參可被及御談との仰に付、其段再大原殿へ申達候處、其御趣意さへ相立候へば、別に所存無之、乍併高家迄及御再答候譯も有之間、夫を御聞届の上、御押返し、登城候様被仰越候は、可及御請との談詰に相成に付、其段於封書御出勤中へ申上之。

大原登城承諾

春嶽の心配、中根雪江の奔走、如何にも察せらるゝ。而して其の談判は漸く相ひ決して、大原登城承諾となつたことは、

今日(七月十九日)御登城の上、大原殿より高家衆を以御再答之趣、御調べの處、矢張御内談の筋故、御入被相願との事候得ども、前條雪江より申上の次第も有之に付、御馳走所は、御手狭にて、御指支之譯を以、強て登城相成候様、御押返



形勢一轉

し御請濟に相成明廿日午後登城に相決候由。  
問題は、大原勅使の寓居、御馳走所に於てする乎、千代田城に於てする乎のこと、それが上記の如く面倒なる始末に立ち到つたのは、要するに場所の問題ではない。朝幕權威の關する所の問題であるからだ。大原は一橋、越前を引き付けんとし、一橋、越前等は、大原を城中に招致せんとした。而して大原も不精々々に登城するまでの段取となつたことは、上記の通りだ。然るに更らに大原は前約に反して、歸京の通牒を發した。

大原歸京  
通告

七月廿日御登城之處、高家衆より申上趣は、今朝に相成、大原殿より不應存慮儀有之に付、早々歸京被致度段、使者を以、高家迄達有之に付、其段早速脇坂(安宅)殿迄申達處、脇坂殿存慮之次第承度と高家被指越處、大原殿被申候は、昨夜も京都より申來候譯有之候得共、御兩公(一橋、越前)へ御談申上候ても、逆も、其詮無之間、被致歸京との事之由、乍併御兩公へは書面懸御目候ても宜、其外へは難爲見との事の由に付。

薩士の教唆

此れでは愈よ以て閣老忌避一件の繰り返しとなる譯だ。

猶又橋公へも申上候様被仰聞、橋公も御聞き驚き、御用部屋へ御出にて、御一同御示談の上、兩公(一橋、越前)御出向、御直對にて、存慮御聞届可被成趣、橋公御認にて、高家へ御渡に相成由(原注) 此件は薩藩の教唆にて、幕府を蔑視し、諸有司をなきものとしたる傍若無人の振舞なりと、廟堂の憤怒大方ならざりし由。薩藩より兩三人の參謀、晝夜詰居由の風聞ありて、虚説にもあらざりし也。

右の原注は、中根雪江の觀察にして、彼が如き公平の位置に立つものさへも、薩藩の傍若無人の振舞には、腹に据えかねたるものあつたらしく見ゆ。

薩士激烈

此日(七月廿日)薩の堀小太郎參邸(越前邸)へ、幕府の因循不振を痛論して、激勵愷切を極めたり。

とあるは、如何に薩藩の意氣込が猛烈であつたか、之を見ても容易に推察が出来る。

【六四】 一橋、越前對大原、島津 (三)

大原島津  
希望成る

問題は宛轉して、遂ひに大原重徳、島津久光等の最初の注文通りに落著した。  
廿一日(文久二年七月)御登城有之……大原殿より公(春嶽)へ御書付を以、兩公  
御面談之儀は、望む所候へば、御馳走所へ御入被相願度旨、又別封にて島津三  
郎殿出席相成候様御取計之儀を、被相願に付、橋公へも御談の上、明後廿三日  
午後御出向可被成、三郎出席も不苦段、御返答相成由。

大原一橋  
越前會見

此の如くして二十三日には、彌よ會見となつた。其の要領は、春嶽側の所記によ  
れば左の如し。

廿三日御登城有之、午後橋公御同道にて、御馳走所へ行向ひ、大原殿と御對談  
之御ヶ條、概略。

酒井召還  
問題

一 酒井若州所司代罷免後、今以滯京に付、人氣不穩に付、在京無之様との御  
談に付、早速引拂候様可被成と、御引受之由。

此れは所司代酒井忠義が、罷免後尙ほ悠々京都に滞在するから、速に退去せし  
めよとの注文。

松平宗秀  
忌避問題

一 伯州の所司代は、人心に不應との御談に付、是は先年之一條は有之候得  
共相應之人物に候得ば、御趣意さへ心得候へば、勤兼申間敷との御見込に候  
得共、人心に不應と有之候ては、無據次第に付、猶勘考可有之と御答の由。

此れは酒井の後任として、大阪城代より松平(本庄)伯耆守宗秀が就任したが、此  
の人選に對して、京都側の異議申立だ、固より彼は、安政大獄の重なる審判官で  
あつたから、其邊の事にて、忌避せられたのも餘儀なき次第であつたらう。

大阪城代  
の事

一 大阪御城代伯州の後役、松平伊豆守は、不適人望との事に付、何故と御尋  
之處、間部總州の二男なる由を、被申に付、夫式の故障にては、難及御談と御答  
の由。

果然松平伊豆守信古は文久二年六月から、慶應元年二月迄、大阪城代を持ちつ  
づけた。

和宮御守  
殿造營の  
事

一 和宮様御守殿御造營相成候様御談に付、橋公(一橋慶喜)より、御守殿と相成候得ば、御夫婦の御間柄御疎々敷被爲成、間言も行はれ易く相成不可然、御手元御不自由等之義は、如何様にも無御差支御取計可被成と、兩公(一橋、越前)御引受の由。

尙ほ當時種々の話題が出で來りたることは、左記の通りだ。

一 敏宮様當時御方も御分量金も無之、御流浪の御風情の由、御嘶に付、御取調の上、何とか可被成進と御答之由。

敏宮様とは、仁孝天皇の皇女、孝明天皇の御姉君にして、文久二年に桂宮を相續あらせられた。

一 皇子皇女御有付きの義御談有之由。

一 山陵御修覆、御代拜等之儀、御談に付、是は至當之御沙汰に付、早速御取調可有之と御答の由。

此れも亦た尤の返答だ。

山陵修覆  
の事

和宮上京  
問題

一 和宮様御上京之儀、田安殿(慶頼)より關白殿(九條尚忠)へ御文通之御文段と、和宮様橋本殿(和宮生母の實家橋本實履)へ御逢にて之御口上、橋本殿より關白殿へ申上候趣意相違之儀は、久世(廣周)の謀計なるべきとの不審有之由。

此の不審も亦た尤のごとだ、けれども是等は到底問題とす可き程のことではなから。

京都窮民  
撫恤の事

一 京都市中窮民御撫恤之義御談に付、此義は篤と御取調らべ御取計可被成と御答之由。

此れは至尊の最も宸慮を勞し玉ひしことなれば、斯く答へたのは、當然であらう。

要するに江戸側では、和宮の御降嫁によりて、江戸の地歩を占め、其の位置を鞏固ならしめんとしたるに、却て此れが爲めに京都側より積極的に種々の注文を受付けねばならぬ始末に立ち至つた。

中山忠能島津久光宛書翰草稿

去一日之御書狀拜披候。炎暑難耐候。彌御壯健奉賀候。抑東武之事情巨細御示聞承  
 候。一橋越前之儀彌御請に相成候由、先以叡旨貫徹之條恐悦存候。天朝御洪福之令然  
 處とは乍申、偏に被抽御丹誠種々御示談の由、先達被示越候内外御配慮、御苦心之程  
 御遠察申候事候。即刻參朝逐一言上御狀も内々奉奏聞候處、御感不斜候。將又若州  
 には彌免役申來候。右城代大坂城代轉役、代替人體并一橋附被申付候人體等之義  
 付、種々之説有之、元より一切不知之人々に候へば、右否不辨之義共に候へども、事々  
 尙又厚賢考可給候。(下略)(中山忠能履歷資料)

【六五】 一橋、越前對大原、島津 (四)

彼等四人の會談は尙ほ下の如く續いてゐる。

大赦の件

一 大赦之儀被申出に付、是は已に被仰出に相成段、御答之處、何故世上へ御

發表無之哉との事に付、先づ其役筋へ被仰出、取調出來の上、表向に相成候儀  
と御答之由。

大赦問題は、京都から勅諭の下らぬ以前に、江戸にて既にそれを洞察して、それ  
ぞれ自發的に、其の實行に着手したものでらした。

尙ほ會談は、愈よ深處に突き込んで來た。

閣老制肘  
の事

一 兩公(一橋、越前)御大任被仰蒙已來、御政跡の見るべきなきは如何。閣老へ  
 御斟酌にて、思召通り難被行には無之哉との不審に付、天下の大なる、折角御  
 盡力は有之候得共、不容易。閣老之御斟酌等は、聊不被爲在、専ら御示談の旨御  
 答にて。

此れは正しく此の通りであつたであらう。別段當時閣老の顔觸を見ても、一橋、  
 越前杯が、左程苦手と思ふ程の人物も居なかつた。要は上に刺戟力が薄く、下に  
 實行力が不足であつた爲であらう。

海軍興起  
の事

二百年來の弊政を革め、諸侯の困弊を救ひ、萬民を安んじ、武備を嚴にし、海軍

を興され候事杯、御物語の所、海軍とは何事なりやと不審に付、夫々御申説きにて、感服有之由。

固より攘夷一點張りの頑固翁大原重徳が、海軍などに就ての知識のある可き筈もないから、松平春嶽の海軍論には、新奇の説として感服したものであらう。卿被申しは、今日之御談にては、不及歸京候得ば、過日之義は、達し直しに可致哉との御談に付、此義はあのみ、御取消可被成と御引受にて、今後は御不條理成儀は、叡慮といへども、御請は難被成、御至當之儀は、速に御遵奉可被成、又何事によらず、思召次第被仰出に相成候様、御談極にて、至極御熟和之御運びに有之由、(再夢紀事)

大原歸京  
中止

以上所記の如く、此の一會にて、大原の即刻歸京の沙汰も中止になつたものと察せらるゝ。

尙ほ島津久光に就ては、左の通りの記事がある。

島津議論  
無し

此日(文久二年七月廿三日)卿(大原)より被相願、島津三郎殿は、御同席有之候得

共、別段議論等も無之、諸侯御住居御手輕に相成候様杯申出され候へども、是は諸侯の困窮を解くに至つては勿論の義と、御答に相成由、外に存寄も有之趣なりしかど、今日は晩景に相成に付、近日一橋御館へ御招き御相談可被成との御約束に相成由、とある。

慶喜敏捷

御席之模様、兩公大原殿と、御上檀にて御對話、三郎殿は御上檀際に罷在由、御談濟の上にて、今日御談のケ條共、橋公御書付けにて、大原殿へ御示し、態と二ヶ條計御書落し、大原殿の加筆ある様になされたり、是は他日遺漏の非難あらせまじき様との御心構にて、橋公の敏捷を、公にも御感心被爲在たり。此れにて見れば、一橋慶喜も、微細の點には、中々氣が利きたる人物であつたらしく思はるゝ。

尙ほ島津久光公實紀には、

島津の態  
度

七月廿三日、公(久光)勅使の旅館(御馳走所)に參す。一橋刑部卿、松平春嶽來會す。

主客坐定る。公下段に就く。刑部卿公を揖して升らしむ。公固辭す。色代事畢る。公從容として、世の形勢を説き、事の得失を論じ、晷を移して還る。

とある。而して大久保利通日記に曰く、

七月廿三日。今日は傳奏邸え一橋公、越公御出、三郎様も御會議、四時(午前十時)御供揃也。中山同道、爲御先番五つ過(午前八時過)より差越、四時御出、直に御對顔、御熟話被爲在、御控所え御轉坐、九つ半(午後一時)兩公御出、やがて御一緒に御會議、晚景御退散。

とある。されば島津は午前十時頃から出掛けて、豫じめ大原勅使と、それぞれ下た相談をなしたるものと思はるゝ。要するに當日の一会は勅使、島津と、一橋、越前との間に於て、やゝ其の意思を疏通したるが如き趣ありて、先以て好結果であつたと云はねばなるまい。

### 第十三章 島津久光に關する運動の不結果

#### 【六六】 大原、島津の江戸に於ける態度

抑も大原重徳、島津久光が、何故に一橋慶喜、松平春嶽とのみ會見を要め、閣老を忌避したかと云へば、それは閣老等が依然として、舊式故例に拘泥し、自から尊大の風を做すばかりでなく、且つ一橋後見問題に付ても、最後まで反對したからであつたことは、中根雪江の左記によりても知らるゝ。

野史氏云、大原の兩公(一橋、越前)御對談の節、閣老の同席を忌まるゝは、橋公御出身之儀を談の節、閣老は殊之外抗拒有つて、事切迫に及びたりし程の議有之(參照 五二)。又島津三郎殿の脇坂侯へ對接の節、脇坂侯の語氣、幕習専らにして、大に島津に不満を抱かしめたり。是等の緣故あるを、橋公は御承知なき故、

大原閣老忌避理由

大原の只管閣老を嫌疑するを、甚御不平なりしなり。公(春嶽)も是迄は閣老の爲に、御覆藏被爲在しかど、今と相成候事故、右等之云々を、橋公へ御吐露ありしかば、橋公も始而兼而之御疑團御氷釋にて、本文之通(此れは廿三日會見に付て)之御返答にもなりしなり。岡部駿州(岡部長常、大目付)へも、御打明けありしに、此人も手を拍て、無量の意味あるを了解せられしとぞ。

尙ほ大原に付ては、同人は左の如く記してゐる。

大原我意の振舞

畢竟大原卿は、前にも記する如く、固陋強情の激烈家にて、此度の勅使は、一死を極めて東下せられ、三百年來の幕威を取挫ぎて、皇威を關東に輝かさんと、勅使の權を負ひ、薩州の兵力を帯び、存分に我意を被振たり。閣老を指斥する家人の如く、諸有司に到つては、奴隸に等し、慷慨激論罵辱口に任せ、吾輩耳に入るに堪へざる萬々なり。

如何にも大原其人の態度口吻を活描し來る。

春嶽の立場

乍併叙慮の在る所なるを以、特り兩公を依頼せられたれども、橋公は貴族に

して高遠なる故、専らに公(春嶽)を要して、事を遂げんとせられし故、公は幕府との中間に立せられ、屢々御困窮ありしなり。

此れも全く其通りであつたらう。

大原一々鳥津に説

薩の力

雪江使命を奉じて、應答する毎に、卿(大原)は思ふ儘に放言せらるゝ、事故其儘に反命すれば、徒に幕廷の怒を激して、公武の間隔を大にする事、目前なれば、即坐に開啓辯論、卿をして稍點頭に到らしむるに、多少の忍耐を持し、幾許の精神を費せしなり。其中におかしかりしは、卿の語塞る時は、暫時坐を起たるる事あり、彼參謀に咨詢せられしなり。薩藩の議論、亦是に亞たる大敵なりき。此の如く大原は、朝威を關東に耀さんことを、唯一の目的として、何事も高飛車にやりつくる手段を取り、而して薩の兵力は、以て幕府を威嚇するに足り、其の謀士、堀、大久保、中山の徒は、恒に大原の知囊となり、參謀となり、黒幕となりて、事によりては、薩の力は、幕府を威嚇するばかりでなく、時としては大原さへも強要しかねまじきものありて、大原の如きも、云はゞ薩のロボットであり、傀儡で

薩藩の久光擁立希望

あるかの如く、幕府要人の目に映じたるも、決して怪しむ可きではなかつた。然も島津側では、久光をして藩主たらしむるの希望あり、若しそれが行はれざるに於ては、久光を藩主と同格の待遇を得しめんと希望あり、その爲めには、間接、直接頗る猛烈の運動をもなしたる程にて、當時の探索書によれば、

島津三郎儀は、此度當主に相成度周旋に相見得候處、只今之君公修理大夫殿は、三郎の實子にて、其位を奪ひ候儀は、父子之情難忍事、且義理に於て、相濟不申。……逆も奸策被行間敷由の嘶に御座候、右彼是取合愚考仕候處、三郎儀、大原殿と内々密謀を企、何事も叡慮を以、所置仕候心得にて、一橋様御後見、越前侯御政事總裁等之處置を以見候得ば、顯然たる事に御座候。(官武通紀)

幕閣不滿眞因

などの文句を見れば、當時の幕府の要人等が、大原勅使に對して不滿は勿論其の不滿の原因は島津にありとて、更らに一層の不滿を、島津に向つて醸したるは、決して異とするに足らない、而して此の不滿者の中には、固より一橋慶喜其人を數ふ可きは勿論だ。

【六七】 所謂る堀の悪事露現 (一)

島津忠寛の久光擁立運動

島津久光を薩藩の當主たらしめんと運動は、單に風説のみではなかつた、此事に就ては、正しく島津家の支藩、佐土原藩主島津忠寛が、其の運動者の重なる一人として、周旋した。

七月廿六日、今日御登城前御兼約にて、島津淡路守(忠寛)殿へ、御逢有之、御内談之次第は、當藩侯修理大夫殿、幼年病身に付、三郎殿を當代に建度との修理大夫内願之由に付、右は倫理戻り候故、御不同意之趣、御答之處、夫故願候義は、難相成故、台命にて被仰出被下候様との内意にて、左様無之ては、一藩落合兼候勢之由、乍併逆も難相適義候は、番代被命被下候様との御願之由、右相濟御登城、右件も種々御内評有之候。(再夢紀事)

薩藩執著

此れにて如何に島津側では、此の一件に執著したるか、判知る、此れと申すも、畢竟は久光の位地が、頗る曖昧且つ無資格にて、當人に取りては、勿論薩藩とし



ても甚だ當惑したからであらう。されど此の一件は、其儘立ち消えとなつた。そ  
は子たる當主を廢して、父たる者を當主とすることは、如何にも不倫且つ不自  
然であつた爲めであらう。

秘密暴露

島津側では、思ふ存分に、其の示威運動を、江戸にて逞うし、勅使を笠に被て、其の  
所志を達しつつかつた際、單り久光の一身に關する一件には、其の目的を遂げ  
得なかつた。此れと同時に意外なる事件が、出で來つた。それは當時薩藩要人の  
筆頭たる堀次郎の身上に關する秘密の暴露だ。

七の

永井の摘

夜に入り(文久二年七月廿八日)此頃より被相願し、永井介堂殿(玄蕃頭尙志)被  
罷出、御逢有之處薩州堀小太郎惡事一件申上。(原注、當修理大夫殿茂久、先年より  
彼は御申立、參府延引之處、當年は是非なくて叶はざる次第に相運ぶ處、參府相成候へ  
ば、幼年之事故、永く滯府に可相成儀、左候ては於國元事を謀るに便ならざる次第有之  
故、其參府を妨ぐる爲に、小太郎一己之私斷を以、當春江戸屋敷を自燒し、普請出來迄、參  
府延引に相成様に仕構へたる儀、追々露顯、且船中にて人を殺せし惡事等も有之由)

秘密漏洩  
の因

典刑におゐて不赦之大罪、早々御所置不相成候ては、御大法も不相立、一藩中  
も更に不折合趣、密訴之者有之由を、密々上告せられし由。

此の如く永井尙志は、松平春嶽に向つて、堀の陰罪を發いた。然も永井は如何に  
して之を知りたる乎、何人が之を永井に告げたる乎、薩人側では是れ亦た長藩  
の仕業であらうと猜定した。其の當否は兎も角も、薩藩は之によりて愈々長藩  
に向つて不快の感を痛切ならしめた。而して此れが薩長軋轢の一因を成した  
ることは、更らに他の場合に於て、語るであらう。尙ほ中根雪江は、永井に就て斯  
く記してゐる。

野史氏云、永井介堂は、昨夢紀事に記したる部屋住にて被召出、御勘定奉行迄  
勤められし永井玄蕃頭殿也。戊午の冤獄に係累し、嫡子を被召放て、禁錮せら  
れたりしが、後禁錮は免されしかど、世外之身となり、浪人の體にて、本家永井  
家の下屋敷に幽居せられたるを、近來の時勢となり、去る十九日(文久二年七  
月)被召出て、御雇被仰付たり。先年御懇意なりし御因みを以て、出身以來御使

等を被遣たり。此度薩州の勅使に俱して東下し、暴威を振ひ、幕府に抵抗するを慨歎の折柄、謀主たる小太郎が惡事露顯之次第、密訴の者有之により、幸ひに元兇を挫ひて、勢焰を撲滅せんとの忠憤に出たるなり。

此の如く中根雪江は、如何にも痛快さうに記してゐる。

堀露顯を知らず

七月廿九日御不例に付、御登城御斷りなり。○今夕薩藩堀小太郎、大久保一藏(原注、中山忠左衛門は不參なり)を、雪江方へ相招き、酒井十之丞、長谷部甚平、大井彌十郎、村田巳三郎等集會、時事を談論す。彼等は頻に公(春嶽)御上京あらば、大原殿、三郎も、一所に歸京、御一和調熟相成候様致度趣を、主張せり。又外國事務局を置き、外諸侯をして當らしむるの議を陳し、又幕廷諸有司の忠邪を分ち黜陟あらん事を論じて、主眼専ら板倉侯を斥して、奸物となせり。開國説は邸議(越前邸)同論なりき。

當夕の堀は果して永井の密告を知るや、知らずや。彼は定めて意氣軒昂もて、松平春嶽の上洛説を強調したものと察せらる。而して思慮周到、水も漏らさざる

大久保さへも、堀の所謂る惡事露顯は、今更ら豫知す可くも無かつたものと察せらるゝ。

### 【六八】 所謂る堀の惡事露顯 (二)

薩藩邸自燒一件

元來此の薩藩邸自燒の一件は、決して堀一人の仕業ではない。その證據は、大久保利通が、文久元年十一月十八日附にて、鹿兒島より在江戸の堀に與へたる書中に、

去月(十月)二十四日より急飛脚に及御懸合候一奇策相運び申候得ば、別て大幸に奉存候。何分にも、此一舉に大事之成否、判然相分候機會可有御座候。とあるを見ても判知る。此の一奇策とは、自から火を附けて薩邸を燒失せしめ、それを口實に、當主の參觀を延期せしむる方便となすことだ。而して此れは正

しく成就し、一時は甘くも幕府を騙し得て、幕府から火事見舞の資さへも贏ち得たる程、首尾克く出来した。然るに隠れたるより顯はれたるは無く、今や永井の密告にて、愈よそれが大問題となつて來た。

幕府の處置評定

八月朔日、今朝永井介堂へ、雪江御使罷出、密告之件、惣て確證之有無御尋之趣之處、同人登城之上、御直に可申上旨を被申たり。

於營中此件御評議に相成處、幕之手へ捕縛、處刑と申事に相成候はゞ、於被藩物議を生じ可申に付、犯罪之次第、御達に相成、於被藩仕置に相成候様、明後日御達に可相成と被決由。

幕府も薩藩を憚りて、親しく手を下すことを敢てせず、先づ證據を突きつけて、薩藩をして自から處分せしめんと評定した。然も薩藩にても容易に其通りには實行しなかつたことは、下記に於て分明だ。

薩藩に處置命令

同三日(文久二年八月)今朝脇坂殿宅へ薩州知邸(留守居)西筑右衛門呼出、堀小太郎御仕置爲御任一件を被申渡由、同四日脇坂殿より御直書にて、昨夜深更

に西筑右衛門罷出、小太郎へ申渡處、罪狀覺へ無之段申達に付、彼是議論差起り、當惑之趣申達に付、内調に相成有之證書等被爲見、何分早々御仕置有之様、御申聞之由、御通知なり。

此れにて幕府當局も薩藩の頑強なる態度には、頗る手こずりたるものと察せらる。

薩藩答辯

同五日、今朝脇坂殿え薩家老呼出之處、島津登罷出に付、小太郎御仕置一件、猶又早速取計相運候様、直達之處、今晚國許へ差立、可及仕置及御答候由。

而して翌日になりては、

早速仕置の再命

同六日、今朝脇坂殿へ西筑右衛門罷出、小太郎儀、愈今晚國元へ差立候由、昨朝登儀昨夜差立候趣申上候は、殿威に恐れ狼狽せし申上之趣、申達せし由、右に付、廟議之次第は、薩之申立反覆曖昧にして、難分候へ共、昨日登が答へたる趣を眞實として、早々呼戻し、於此表仕置可被申付、自然等閑之儀、於有之は、呼出御調に可相成趣、猶又筑右衛門呼出、以書中申渡に相成由。

堀入牢

とあり、更らに、

此夕西筑右衛門脇坂殿へ罷出、昨日薩州より飛脚著、小太郎上屋敷自燒之姦計、於國許露顯、罪狀明白之由申來に付、彌於此表仕置取計度含之由。然る處此件は長州より幕府へ及密訴、如此運びに相成由、嫌疑之紛議を生じ、一番不平紛々之由。小太郎は圍牢へ入れ、五人づゝ警護致居候由、中山忠左衛門、大久保一藏等は、同志之事故、彼是心配も有之由、三郎殿も稍解悟之趣之由を内達せし由。

薩藩猜定

此の一件は果して長藩の密告によりて、幕府の手入となりたる乎。それは別段證據は無い。但だ薩藩では斯く猜定し、その爲めに薩長の軋轢に、一層の油を澆ぎたることは、疑を容れない事實だ。中山、大久保杯が、此の一件の仲間であつたことは、幕府でも内々氣付いてゐたのであらうが、餘りに深入すれば、藪蛇となる虞れがあるから、その爲め手控へしたのであらう。而して堀が恒に三人仲間の中にて、最も表て立つて活躍したから、幕府當局でも、堀を元兇と目し、特に堀

一人を斯くは處分したものであらう。何れにしても中根雪江が記したる通り〔參照六七〕此の一事は、幕府側では、尤も痛快の感をなしたるに相違あるまい。

### 【六九】 所謂る堀の惡事露現 (三)

薩藩一痛

堀の一件は、正しく薩藩に取りて一大頓挫であつたに相違ない。如何に薩人の驚愕強項を以てしても、事實を抹殺することは出来ない。既に其の證據を、幕府に握られたる以上は、少くとも表向きだけは幕命に遵奉するの他は無かつた。大久保の日記には、者般の消息を能く漏らしてゐる。

七月二十九日

一 今日四時(午前十時)出勤、八時(午後二時)前より堀同道、靈巖、島越前中根、韮負(雪江)處へ差越、及議論候。尤外に村田巳三郎、酒井十之丞、井上權平(原注、しつ